

博士論文

近代上海における石炭市場の変容と統制の展開  
—1937～1949

2024年7月

賈 超

# 目録

序章 .....	1
第一節 研究目的と構成 .....	1
第二節 先行研究の整理と課題設定 .....	3
第三節 上海の燃料需給の構造と石炭消費史 .....	11
第四節 使用史料について .....	14
第一章 日中戦争前期上海の石炭市場の実態と統制の展開（1937～1941） .....	16
はじめに .....	16
第一節 戦時上海の石炭市場の変容 .....	16
(1) 戦前中国の石炭業概況 .....	16
(2) 戦前上海の石炭市場 .....	20
(3) 戦時中の変容 .....	25
(4) アジア太平洋戦争開戦直前の上海石炭市場 .....	28
第二節 日本側の石炭統制 .....	30
第三節 共同租界の石炭統制 .....	34
おわりに .....	39
第二章 アジア太平洋戦争期における上海の石炭統制システムの統合（1941～1945） ..	43
はじめに .....	43
第一節 アジア太平洋戦争開戦に伴った上海物資統制の再編成 .....	43
第二節 上海石炭統制システムの統合 .....	52
第三節 「全国商業統制総会」体制下の再調整 .....	64
(1) 対華新政策下の全国商業統制総会体制の確立 .....	64
(2) 商統総会体制下の上海石炭統制システムの再調整 .....	72
(3) 石炭統制に対する民間の認識——豆炭の事例 .....	77
おわりに .....	84
第三章 戦後上海における石炭統制（1945～1949） .....	86
はじめに .....	86
第一節 戦後初期上海の石炭需給と統制 .....	86
(1) 上海の接收 .....	86

(2) 石炭需給の状況.....	87
(3) 上海市燃料臨時監理委員会時期の石炭統制.....	89
第二節 上海区燃料管理委員会による石炭統制の展開.....	92
(1) 戦時の石炭統制の遺産.....	92
(2) 燃管会の設立.....	99
(3) 輸送面の統制.....	103
(4) 配給面の統制.....	105
第三節 石炭統制をめぐる対立の激化と燃管会の撤廃.....	110
(1) 統制をめぐる対立の激化と石炭統制の緩和.....	110
(2) 石炭統制の調整と燃管会の撤廃.....	115
第四節 共産党の占領までの上海の石炭統制.....	120
(1) 統制機関の再編成.....	120
(2) 危機の中の上海石炭統制.....	123
(3) バーター貿易の拡大と統制の最期.....	127
おわりに.....	129
終章.....	133
参考文献.....	138

## 序章

### 第一節 研究目的と構成

石炭は産業革命の原動力であり、人類社会の近代化に大きな役割を果たした。中国の石炭の埋蔵量、生産量と消費量は世界有数であり、近代以来の工業発展に大きく貢献した。国民経済と民衆生活において石炭は極めて重要な地位を占めたことから、石炭の供給の確保は、近代以来の中国の各政権にとっても無視できない課題となった。

本論文の目的は、上海地域に焦点をあて、日中戦争期から戦後国民党の統治期にかけて実施された石炭統制政策の変遷と実態を、戦時中の日本側と外国租界の統制方針の転換、戦後中国の経済再建の展開、政治・軍事情勢の推移および官民の合作・対立の側面から考察することにある。

近代中国の経済発展の過程において、「国家が経済活動全般を直接的な統制下に置いた経済システム」<sup>1</sup>である統制経済と「経済活動に対する国家の関与が最小限に抑えられ、開放された市場が主要な役割を果たす経済システム」<sup>2</sup>である開放経済の交錯した変化は、1930～70年代の経済政策の一つ重要な特徴であった。特に1937～56年の20年間、中国経済における政府の関与程度は、国際情勢の変化につれ最も激的な変化を経験した。

まず、日中戦争期には、日本占領地（協力政権統治地域）においても、重慶政府統治地域においても、様々な分野ごとに統制経済への傾斜が強まっていった。その統制の程度と内容は異なり、必ずしも予想どおりの成果を収めていたとは言えないが、ある程度の成功経験は戦後中国の経済運営に少なくとも影響を及ぼした。そして戦後初期にはアメリカが主導するブレトンウッズ体制に積極的に参加するために、国民政府の経済政策は、戦時の統制経済から開放政策に転換した。しかし、この時期の開放政策は、支える条件の不十分により短命に終わってしまった。その後、国民政府には、統制経済に回帰する傾向が強まっていた。その後、1949年革命により政権を掌握した共産党政府は、国民経済を回復させるために、民間企業と市場経済の役割を重視する新民主主義経済政策を採用した。しかし、

---

<sup>1</sup> 久保亨「統制と開放をめぐる経済史」（『現代中国の原型の出現——国民党統治下の民衆統合と財政経済』汲古書院、2020年、所収）。

<sup>2</sup> 同上。

朝鮮戦争の勃発により危機感を抱いた共産党は、米ソ対立の激化を契機に、計画統制経済を強化する社会主義経済システムへ急進していった。こうした激しい政策の変動は、20世紀の中国経済の発展過程を貫き、今後の中国経済に継承される可能性があり、高い研究価値があると思われる。

本論文は、日中戦争期から戦後国民政府統治期までの時期における統制強化をめぐる経済政策の変動に注目し、この変動が当時の中国の経済運営および国民生活にどのような影響を与えたかという点を明らかにしようとする。そのため、かかる時期の中国の統制経済の発展実態を代表しうる地域を選択しなければならない。その意味では、近代以来中国経済において中心的地位を占めていた上海は、本論文の研究対象としてもっとも相応しいだろう。また、経済運営および国民生活にとって非常に重要なものは燃料である。1945年の上海の工場数は、全国の約6割を占めていた<sup>3</sup>。したがって、上海において工業の原動力としての石炭などの燃料供給の確保は、日中戦争期の日本・租界当局・汪政権並びに戦後の国民党政権にとって、もっとも注意しなければならない課題であったと言える。

上海の石炭統制に注目する今一つの理由は、石炭が当時の上海の燃料需給構造に主要な地位を占めていたためである。例えば、1946年の『銀行週報』の文章「調査上海之燃料業」は、「燃料と言うと、大体石炭および薪を指し、その中には特に石炭が主要であり、蓋し工業用燃料は殆ど石炭」<sup>4</sup>であったと述べ、工業生産における石炭の重要性を指摘している。また、『上海市公用事業統計年報』において掲載された一連の統計<sup>5</sup>によると、石炭は上海の公共事業<sup>6</sup>の燃料需給構造において常に過半数の割合を占めていた。さらに、無煙炭で製造される豆炭は、当時の市民生活の燃料需給において薪より低い割合を占めたものの、人民共和国時期に入って以降急速に普及されていた事実と考えれば、この時期の豆炭業に対する研究は不可欠である。

本論文では、上海の生産活動・市民の生活に影響を与えた要素として、石炭統制政策の内容・担い手・執行方法・効果を分析対象とする。具体的には、中央政府の経済統制法令、

---

<sup>3</sup> 洪丈里「民元来我国之工業」（『民国経済史：銀行週報三十週年記念』銀行学会編印、1948年、235～247頁）を参照。

<sup>4</sup> 同上。

<sup>5</sup> 同上。

<sup>6</sup> 主に給電、給水、ガス、電話、電車、フェリーなど事業を指す。

区域統制機関の統制方案、および上海市政府の部局の具体案などを考察する。また、担い手に関しては、各統制機関だけでなく、同業公会・警察・軍隊方面なども含めて考察する。さらに、執行方法に関しては統制のプロセスを整理して考察する。効果に関しては、経済統計の数字、当時の政府機関の会議記録、新聞・雑誌に掲載された評論、また学者の論著などから考察する。

## 第二節 先行研究の整理と課題設定

統制経済とは、資本主義の私人所有制を温存した上に、一国の経済活動に政府が系統的に関与を実施する経済体制である。その統制範囲は、生産資財の分配、企業の経営、物資の配給、さらに労働力・物価・金融・貿易などすべての経済分野に関わる。このような政策は、主に両大戦時の欧米諸国や日中戦争時期の日本と中華民国政府の戦時経済の下で実施されていた。

近代の中国では、特に 1930 年代以降、様々な政権が世界恐慌から脱出しようとし、また戦争を準備・支援するために多くの経済分野で統制政策が交錯しつつ実行されていた。そのため、近代中国の統制経済に関する研究成果も豊かであると言える。近年の研究成果を概括すれば、①統制経済に関する思想・人物の研究、②統制経済に関する実行機関・団体の研究、③具体的な政策の研究、という三つの分野に分けることができる。

①については、主に 1930 年代の統制経済の思潮および代表的人物を取り上げ、彼らの思想の内訳と影響を検証している。例えば、孫建国<sup>7</sup>は近代上海に成立した「中国徴信所」の初代董事長の章乃器の貨幣信用に関する統制思想の基礎および貨幣制度の変革と信用制度の変遷の関係を紹介し、愛国主義の強さと民間組織への依赖性を章氏信用統制思想の二つの特徴として指摘する。鄭会欣<sup>8</sup>は戦前学界の統制経済理論と政府の統制経済政策の目的のズレを指摘すると同時に、戦前の統制経済は戦時の全面経済統制への迅速な転換と国家財

---

<sup>7</sup> 孫建国「20 世紀 30 年代章乃器信用統制経済思想評述」(『上海師範大学学報(哲学社会科学版)』第 33 卷第 3 期、2004 年、所収)。

<sup>8</sup> 鄭会欣「戦前『統制経済』学說的討論及其実践」(『民国研究』2006 年第 1 期、所収)。

政・資本の拡大の基盤となったことも論じている。張連国<sup>9</sup>は 1933 年以降の中国学界における統制経済と現代化問題についての討論の中で胡適、丁文江など自由主義者の論点を紹介し、彼らが毅然として自由市場経済を弁護する態度を取らなかったという限界を指摘する。孫智君<sup>10</sup>は、中華民国の産業政策の研究の中で羅敦偉、馬寅初、翁文灝および蒋介石の統制経済思想と実践を検討し、国民政府の戦時統制経済体制の利害得失を指摘する。李海玉<sup>11</sup>は、民国時代の統制経済理論の専門家羅敦偉の工業、農業、労働力、交通、財政金融および外貨の分野の戦時総動員思想を総括し、重慶国民政府の戦時統制政策の実施と抗戦の勝利に果たした重要な役割を評価する。周蕊<sup>12</sup>は、民国時代の重要な経済学者李権時の政府、租税、民衆の心理の三つの要素からなる統制経済思想によって提出した taxation、貨幣、銀行および中央の地方経済の干渉政策の目的を分析し、当時中国の実態に適合しないが、未来の中国にとって民生発展に高い価値があったと評価する。孫海龍<sup>13</sup>は 1930 年代以降の学界の統制経済思想の発展、学者の討論、そして政府指導層の認識と実践効果を分析し、人民共和国時代の計画経済の実行に役に立ったと主張する。杜恂誠<sup>14</sup>は、国民政府が統制経済思想の概念の不明瞭さを利用して政府に過大の権限を与え、さらに民生主義の「国家資本を発達させ、私人資本を制約」するという要求に基づいて、経済成長の手段を市場主導から政府主導へ転換した過程と結果を述べている。

②については、主に政府により設立された各種の統制機関および統制の一翼を担う民間団体に注目し、統制の実施における各組織の位置づけおよび官民連携・対立の原因・影響などの課題を検討している。川井伸一<sup>15</sup>は中紡公司与国民政府の関係の側面から、中紡会社の経営自立の努力が政府の統制強化で挫折する過程およびその挫折の歴史的意味を検討

---

<sup>9</sup> 張連国「20 世紀 30 年代中国統制経済思潮与自由主義者の反応」（『史学研究』2006 年第 2 期、所収）。

<sup>10</sup> 孫智君「民国時期産業経済思想研究」（武漢大学博士論文、2006 年）。

<sup>11</sup> 李海玉「民国時期羅敦偉戦時経済総動員思想述論」（『河南師範大学学报（哲学社会科学版）』第 41 卷第 1 期、2014 年、所収）。

<sup>12</sup> 周蕊「李権時統制経済思想研究」（華中師範大学修士論文、2013 年）。

<sup>13</sup> 孫海龍「民国統制経済思想研究」（厦門大学修士論文、2014 年）。

<sup>14</sup> 杜恂誠「南京国民政府統制経済政策的實現途徑」（『中国経済史研究』2016 年第 3 期、所収）。

<sup>15</sup> 川井伸一「中紡公司与国民政府の統制」（姫田光義編著 『戦後中国国民政府史の研究：1945—1949 年』中央大学出版社、2001 年、所収）。

する。金志煥<sup>16</sup>は戦後上海において新たに設立された綿紡織業統制を主導する機関であった中国紡織建設会社の活動、作用および綿業統制政策の失敗における責任問題を詳細に考察している。宋鑽友<sup>17</sup>は、上海における広東商人の視角から、戦後綿紡織品の貿易統制政策と広東商人の撤退の関係および上海経済への大きなマイナス影響を指摘する。魏文享<sup>18</sup>は、戦時統制経済の実行における商会と同業公会など商人団体の役割および国民政府との関係の変化を考察する。張忠民・朱婷<sup>19</sup>は、戦時統制経済政策と国有企業の発展の相互依存の関係を強調し、国家資本企業の発展が抗戦の勝利および内陸の工鉱業の発展に果たした役割を解明する。謝永棟<sup>20</sup>は、国民政府の信託業と保険業を主導する機関の中央信託局の戦前の活動を対象として、この金融統制機関の役割を客観的に評価しようとする。柴徳強<sup>21</sup>は、戦前の経済委員会の棉業、蚕業に関する統制活動に注目し、その成果の有限性を指摘し、さらにその原因も検討する。薛毅<sup>22</sup>は、資源委員会の創立、工業発展計画の制定、ドイツとのバーター貿易、工鉱業の建設および日中戦争初期傘下企業の内陸への移動など様々活動を総括し、抗戦に対する役割を論じている。

③については、多くの研究者が日中戦争期における重慶政府の統治地域と日本占領地に注目する一方、同時期の共産党支配地域および戦後中国の統制政策に関する成果は少ない。

重慶国民政府統治地域に関する研究の代表的成果は以下のとおりである。張燕萍<sup>23</sup>は戦時中の資源委員会の特種鉱産統制が鉱商と鉱工さらに鉱業自身にも無視できない損害を与

---

<sup>16</sup> 金志煥「中国紡織建設公司研究」（復旦大学博士論文、2003年）。

<sup>17</sup> 宋鑽友・今井就稔訳「貿易政策の激変と上海の広東人貿易商：綿糸布の貿易統制・南方移輸出制限から統一買い付け・統一販売へ」（日本上海史研究会編『建国前後の上海』研文出版、2009年、所収）。

<sup>18</sup> 魏文享「商人団体与抗戦時期国統区的經濟統制」（『中国經濟史研究』（2006年第1期、所収））。

<sup>19</sup> 張忠民・朱婷「抗戦時期国民政府的統制經濟政策与国家資本企業」（『社会科学』（2007年第4期、所収））。

<sup>20</sup> 謝永棟「南京国民政府中央信託局研究(1935—1937)」（華東師範大学博士論文、2011年）。

<sup>21</sup> 柴徳強「南京国民政府全国經濟委員会研究(1931—1938)」（山東師範大学修士論文、2017年）。

<sup>22</sup> 薛毅「試論『七七』事変前後的資源委員会」（『河南理工大学学報(社会科学版)』第19卷第2期、2018年4月、所収）。

<sup>23</sup> 張燕萍「抗戦期間資源委員会特種鉱産統制述評」（『江蘇社会科学』2004年第3期、所収）。



えたことを主張する。鄭会欣<sup>24</sup>は当時の貿易委員会の戦時貿易統制政策を分析し、党国体制の下で国営貿易機関のある程度の積極的な役割を評価すると同時に、その国営機関の汚職・腐敗現象の蔓延も指摘する。久保亨<sup>25</sup>は重慶国民政府の鉱産工業に関する統制政策の成果を統計的に説明し、それが中国の抗日戦争を支えた事実を認めるべきだと主張する。肖自力<sup>26</sup>は国民政府の戦前の広東省タングステン鉱工業に関する統制政策の試行と確立の側面を明らかにし、現実の経済収益および中央と地方の統合を促進して抗戦を支援した役割も解明する。陳雷<sup>27</sup>は重慶国民政府の財政と金融、工鉱業、農業と糧食、および商業と貿易など異なる経済分野における統制の過程と効果を分析するとともに、日本と汪精衛政権の統制経済の性格と比較し、国民政府の統制経済の抗戦の支援および国家資本の促進などの作用を評価する。楊福林<sup>28</sup>は民営、国営および輸出入貿易の統制内容と効果を検討し、さらにその意義と戦後への推移を論じている。張軒赫<sup>29</sup>は戦時中の酒精工業を選択し、新たな研究分野を開拓する。金志煥<sup>30</sup>は戦時の棉業統制政策の失敗に注目し、国家権力と紡織資本家の矛盾がその重要な原因であったと指摘する。

次には日本軍の占領地域を取り上げる研究である。山本有造<sup>31</sup>は満洲国建国初期の計画色が濃い経済政策から終戦までの対日従属の統制経済への推移を述べている。そして、アジア太平洋戦争の勃発によってさらに強化された統制の一つの結果——拡大した闇市場の影響力が統制政策を無意味にしたことを指摘し、政策と実際の乖離についても考察する。許玥<sup>32</sup>と郭美慧<sup>33</sup>は当時の農業分野を中心に、棉花業と高粱業における統制政策のマイナス

---

<sup>24</sup> 鄭会欣「重慶国民政府の貿易統制政策」（石島紀之、久保亨編著『重慶国民政府史の研究』、東京大学出版会、2004年、所収）。

<sup>25</sup> 久保亨「戦時工業政策と工業発展」（石島紀之、久保亨編著『重慶国民政府史の研究』、東京大学出版会、2004年、所収）。

<sup>26</sup> 肖自力「国民政府錳鉱統制的嘗試与確立」（『歴史研究』2008年第1期、所収）。

<sup>27</sup> 陳雷「国民政府戦時統制経済研究」（河北師範大学博士論文、2008年）。

<sup>28</sup> 楊福林「国民政府戦時貿易統制政策研究」（江西財經大学博士論文、2010年）。

<sup>29</sup> 張軒赫「抗戦期間資源委員会的酒精工業」（復旦大学修士論文、2013年）。

<sup>30</sup> 金志煥「抗戦期間国民政府的棉業統制政策」（『社会科学研究』2014年第3期、所収）。

<sup>31</sup> 山本有造『「満洲国」経済史研究』（名古屋大学出版会、2003年）。

<sup>32</sup> 許玥「偽満時期東北棉花的統制研究」（遼寧大学修士論文、2011年）。

<sup>33</sup> 郭美慧「偽満時期東北高粱業研究(1932—1945)」（遼寧大学修士論文、2017年）。

の影響を検討する。王士花<sup>34</sup>は戦時日本占領当局の棉花の生産、価格および流通に関する統制政策の破壊性を強調する。白木沢旭児<sup>35</sup>は、日本史の立場から戦時期の華北において実施された石炭開発、鉄鉱・製鉄事業、棉花増産と買収および農村掌握政策の過程と成果を分析している。姜磊<sup>36</sup>は戦時期の南京・上海地域の都市部における日本と汪政権の統制経済政策の性格および当地の社会変容に与えた影響を考察する。海韻<sup>37</sup>は戦時期の上海の綿糸統制政策の効果と失敗の原因を検討する。馬永<sup>38</sup>は戦時期の広州経済における統制政策が戦争情勢の変化とともに転変する特徴を解明する。

最後には戦後国民政府の統制経済の研究である。朱婷<sup>39</sup>は、戦後上海の棉花・綿糸・綿布の統制政策が当地の綿紡織業の没落を加速させたと指摘する。馬軍<sup>40</sup>は糧食問題を切り口に、戦後上海の糧食統制政策の実態を検討し、それらの政策がもたらした政治・社会的な影響を考察する。その上で、内戦期の国民政府統治地域の社会の特性と仕組みを解明しようとする。潘健<sup>41</sup>は、戦後初期の台湾で執行された統制経済政策の歴史背景と具体的な表現を分析し、制度経済学の視角から政策が失敗した原因の解明に努める。陳慈玉<sup>42</sup>は、1950年代の統制体制下に復興した台湾アルミニウム産業の発展実態に注目し、日本と国民政府の二種類の統制経済体制下におけるアルミニウム産業の変化と連続性を提示する。加島潤<sup>43</sup>は統計資料に基づいて、戦後上海から台湾への綿布移出の増加の実態と国民政府の

---

<sup>34</sup> 王士花「華北淪陷区棉花的生產与流通」（『清華大学学報(哲学社会科学版)』2008年第5期、所収）。

<sup>35</sup> 白木沢旭児『日中戦争と大陸経済建設』（吉川弘文館、2016年）。

<sup>36</sup> 姜磊「日偽統制下の滬寧地区城市経済分析(1937—1945)」（南京師範大学修士論文、2007年）。

<sup>37</sup> 海韻「抗戦時期日偽対上海棉紗的掠奪与統制」（南京師範大学修士論文、2015年）。

<sup>38</sup> 馬永「日偽統治時期的広州経済」（広州大学修士論文、2007年）。

<sup>39</sup> 朱婷「抗戦勝利後花紗布統制政策在上海的施行及其影響」（『上海経済研究』2002年第8期、所収）。

<sup>40</sup> 馬軍「国民党政権在沪糧食政策的演變及結果：1945年8月至1949年5月」（復旦大学博士論文、2004年）。

<sup>41</sup> 潘健「戦後初期台湾統制経済的的制度分析」（『台湾研究・経済』2011年第2期、所収）。

<sup>42</sup> 陳慈玉・星野多佳子訳「『計画経済』体制下の台湾アルミニウム産業」（『社会システム研究』第15号、2007年、所収）。

<sup>43</sup> 加島潤「戦後上海の綿布生産・流通と台湾」（『現代中国研究拠点 研究シリーズ』第8号、『中華民国経済と台湾：1945—1949』東京大学社会科学研究所現代中国研究拠点、2012年、所収）。

綿製品の統制政策の関係を解明しようとする。

上記の先行研究の状況から見れば、近代中国の統制経済に関する研究蓄積は豊富であるが、日中戦争期における外国租界の、および戦後の国民政府の統制政策に注目する研究成果は希少であり、特に本論文が研究範囲とする物資統制と関連する研究実績が相対的に乏しいと言える。例えば、王春英<sup>44</sup>は、日中戦争期の日本と汪精衛政権が創立した物資統制システムの構造を把握した上で、上海の絹織・百貨・顔料の同業公会の動きを代表として、当時の上海の商工業者が物資統制に対してどのように反応したのか克明に明らかにした。しかし、本研究が注目する石炭統制は、王の論文においては触れられていない。

そうした研究状況の中で、本論文に關係する石炭統制についての先行研究は以下の五つである。

朱佩禧<sup>45</sup>の研究は、日中戦争期の租界当局および日本・汪政権が実施した人心安定・供給増加・価格制限・販売監督などの統制策は石炭不足を緩和する効果を認めたが、石炭闇市の存在および戦争による交通中断のため上海の石炭不足問題を抜本的に克服することができなかつたと指摘した。

万妮娜<sup>46</sup>は、戦後国民政府の統治地域における石炭不足に焦点を当て、その原因について統制経済政策の余弊、戦時経済体制の後遺症、および長期的戦争の悪影響の三つの方面を導き出し、国民政府の対応措置と効果に対して「生産、運用、分配面および石炭業の回復の各方面をしっかりと保障できなかった」と評価した。この論文は、分析対象とした地域が広すぎるため、上海の石炭統制に関する分析が少なく、また結論で指摘された資源委員会の華中・華南炭鉱の開発方案、および華北石炭の輸送改善策に対する見解はまだ深化する余地が残されている。

高明<sup>47</sup>は、戦後に成立した上海区燃料管理委員会の活動に注目し、戦後中国の経済復興の視点から、この委員会が構築した戦後の石炭運輸の体系について、「戦後経済の一つの基礎とみなすべき」という重要な意義を与えた。高の研究は、本論文も上海区燃料管理委

---

<sup>44</sup> 王春英「統制与合作：中日戦争時期的上海商人(1937—1945)」(復旦大学博士論文、2009年)。

<sup>45</sup> 朱佩禧「抗戦時期上海的“煤荒”研究」(『社会科学』2009年第1期、所収)。

<sup>46</sup> 万妮娜「戦後国統区の煤荒与政府対応」(『蘭州学刊』2014年第9期、75～79頁)。

<sup>47</sup> 高明「辺縁之路：戦後中国的重建——基于民国时期上海燃料管理機構檔案的研究」(『史林』2017年第3期、10～21頁)。

員会を考察するため、参考になった点も多いが、石炭の輸送面の統制に注目しすぎているため、上海市内部の分配・配給面の統制については触れられていない。

匡羅樂<sup>48</sup>は、満洲事変の勃発から 1949 年までの長期間を対象とし、戦争による上海の石炭不足の長期化に対して、政府と企業の間には存在する協調機関であった煤商業同業公会が、業界の旧来の慣習を突破できなかったという点を指摘し、強力な中央政府および安定した環境の重要性を強調した。同論文は、本論文でも分析する民間同業団体の動きに注目した点で貴重な成果だが、政府の統制政策の分析が相対的に不足している。

劉樟璋<sup>49</sup>は、上海の最初の機器制豆炭工場が成立した 1926 年から 1949 年に至る民用燃料業の発展過程を整理し、石炭だけではなく薪業も分析の対象としている。同論文は上海の燃料業について最も広範に研究している。しかし、政府による安定した環境の形成の重要性を強調するが、公共事業の石炭統制に触れていない。

要するに、現時点において 1949 年以前の上海の石炭統制に関する研究蓄積は不足しており、史料の発掘・解釈、新たな枠組みの提示など、様々な可能性が残された分野である。戦争に伴う物資統制の強化は極めて複雑で様々な側面を持つ現象であるから、政治・経済・社会など多様な視点からの分析が可能であり、近代中国の社会変容を研究する際に一つの重要な切り口になるのではないかと考えられる。しかし、現時点の先行研究、特に日中戦争期の日本占領地における物資統制の研究には、研究視点や史料面の制約などの課題がある。例えば、中国の研究者は日本占領地を研究する際、常に「淪陷区」という否定的言葉を使用し、生活の必要性から日本やその協力政権と接触せざるを得なかった占領地の住民も多かった日本占領地の実態を軽視する傾向が強い。また、史料面については、主に戦乱の影響による統計の不備、雑誌・新聞の欠乏、一次史料の散失などの制約がある。これまで紹介した研究においても、政府・会社・同業団体などが残した各種の檔案や調査報告が利用されてきたが、その目的の大半は日本・国民政府の施策を批判するために使われていた。確かに、日中戦争期の日本側の調査は、中国支配のための有益な情報を手に入れ、効率的な侵略を展開する目的があった。しかし、その調査内容には戦時期の中国の経済実

---

<sup>48</sup> 匡羅樂「煤荒中的上海煤商業及其従業群体研究(1931—1949)」(上海師範大学修士論文、2018 年)。

<sup>49</sup> 劉樟璋「民用燃料業与上海社会(1926—1949)」(上海師範大学修士論文、2020 年)。

態、特に日本軍統制下の物資生産・流通・配給や、関連する中国側の企業の経営動向や中国人業者と日本側との関係などの当時の経済関係に関する情報が豊富であり、中国側の研究の空白を埋めることができる可能性がある。また、日本側と中国側の史料や研究と組み合わせることを通じて、これまでとは異なる知見が発見できると考えられる。

本研究を完成すれば、以上のような先行研究の不足をある程度で補充することができるだけでなく、日中戦争から共産党の占領にかけて上海の石炭統制の強化過程という視点を踏まえて、1930～40年代の中国経済の「統制」と「開放」の転換がどのような経緯をたどって展開したのかという問題点を解明することもできる。また、工業の原動力としての石炭の統制の側面から、経済の急成長を達成した中国にとって不可欠である政府の役割は、19世紀末以来存在した長い助走期間においてどのような痕跡を残したのか一層掘り下げることができると考えられる。

以上の先行研究を踏まえて、本論文がめざすのは、物資統制の視点から、日中戦争の勃発から1949年5月の共産党軍占領にかけての上海の石炭統制政策が、全体としてどのように変遷してきたのか、そしてその統制の変遷において連続性があるのか否かを解明することである。そのため、以下の四つの研究課題を設定する。第一に、各時期の上海において石炭統制を実施した政策当局の目的は何か、その背景は何か。第二に、各時期における石炭統制の変遷の実態はどのようなものであり、その変遷の要因は何か。第三に、各時期の石炭統制は、同時期の上海の経済に対してどのような影響を与えたか。第四に、各時期の石炭統制は、統制の原因・目標、統制組織の構成、統制の方法などの方面において、連続性が存在するのか。

また、各章の具体的な課題は、以下のとおりである。第一章では、日中戦争勃発からアジア太平洋戦争開戦にかけての時期における上海の石炭市場が、戦争のインパクトを受けてどう変化したのか、上述の各方面の石炭統制は上海の石炭流通・供給実態にどのような影響を与えたのか、そしてその統制の効果は予想のとおり実現したのか、などの論点を明らかにする。第二章では、アジア太平洋戦争時期における上海石炭統制システムの統合と統制機関の調整に注目し、日本の戦時経済による上海石炭市場の変容を検討し、それを通じてこの時期上海の石炭統制の実態と特質を解明しようとする。第三章では、戦後上海に復帰した国民政府時期の石炭統制の変遷実態を考察する。終章では、各章の考察結果を踏

まえて、各時期の石炭統制の連続性が存在するのかどうかを検討する。

### 第三節 上海の燃料需給の構造と石炭消費史

本節では、本論文の分析の前提として、日中戦争勃発までの上海の石炭市場の発達史および石炭業者の構造について簡潔に紹介しておきたい。

近代以前の中国における石炭使用の歴史は悠久であったが、採掘は長らく小規模にとどまっていた。アヘン戦争以降、石炭に対する需要が急増したが、中国産の石炭の不足のため、外国産の石炭に対する依存が高まり、1910年代まで重要な輸入品の一つであった<sup>50</sup>。

その背景の下で、19世紀以降の列強の東アジアでの軍事活動の活発化に伴い、軍艦用燃料の現地補給が必要となった一方、中国での貿易の展開に伴う汽船の増加、水運業の発展、航路の拡大によって、石炭の重要性が上昇しつつあったため、開港後の上海は一番理想的な石炭補給地となった。その後、第一次世界大戦を契機に、上海の工業が躍進し、石炭の消費も急増した。

この時期の上海の石炭の移輸入状況について、早期の1850～1860年代において、上海の石炭市場はイギリス・オーストラリア・アメリカを中心とした外国炭に支配されていた。1870年代になると、「日本坑法」の公布に伴って日本の石炭産業が軌道に乗り、生産量が順調に増加していったが、日本国内の石炭需要はまだ発達しなかったため、上海などの海外市場への輸出に力を注ぐようになった。その結果、日本炭の輸入が急増し、1874年まで上海の石炭市場において優勢な地位を確立した。こうして1910年代までの長い間に、日本炭の輸入量が年々増加し、他の外国炭のシェアを奪って、常に独占の地位を占め、上海の近代化に大きな役割を果たした。しかし1910年代に入り、特に第一次世界大戦以降の日本国内の工業発展に伴う石炭消費量の増加により日本炭の上海への輸入量が減少していった一方、中国炭の産出量が炭鉱業の発展に伴い増加し、1920年代以降上海への移入量は日本炭を上回るようになった。一方、上海は近代中国の貿易の中核および東アジアにおける石炭補給港であったため、移輸入の石炭の一部は、シンガポールなどの海外へ再輸出され、

---

<sup>50</sup> 王力「近代上海における石炭の移輸入と消費事情」（関西大学史学・地理学会編『史泉』第103号、2006年1月、所収）。

上海近くの江蘇・浙江省および長江流域などの国内地域へ再移出された。その再移出・輸出量を除く上海現地の石炭消費量の変遷について見ると、1897年から1917年にかけての輸入総量の50%～80%は上海地域で消費されたが、1915年以降になると再移出・輸出率が年々減少する傾向が窺われ、上海現地における石炭消費量は増加していった。これは日清戦争後の上海への紡績・製糸工場の集中による工業の発達と関連したと考えられる<sup>51</sup>。

また、近代上海における移輸入石炭の炭種別の特徴から見れば、産地・産層によって多くの種類に分けられ、品質・価格・需要先は異なり、互いに競合し、また共存する関係にあったと言える。具体的には、船舶用石炭は、容積の制限・航海中の補充不能のため、粉炭より発熱量は大きくかつ揮発分が少ない塊炭が理想的になった。鉄道・工場用炭は、発熱量が高く、火付きはよく、かつ適当の揮発分が必要であり、硫黄分が少ない炭種が必要であった。家庭用炭は、煙が発生せず、火持ちがよくかつ燃焼速度が遅い炭種が用いられる。開港初期の1860年代、上海の石炭消費先は、主に列強の軍艦・遠洋航路の汽船であったため、船舶用に最も適したイギリス炭の輸入量が多かったが、遠距離による輸送の不便により1880年代以降減少していった。それとともに、日本炭は1870年代以降短距離の輸送による安価さにより上海の石炭市場において優位を次第に確立し、①汽船や小蒸気船、②紡績などの各種工場、③酒・醤油製造用、④銭湯、⑤家事用などの様々な分野に使われていた。このような上海の石炭市場における日本炭の優位は、1910年代以降は開灤炭（中英合弁）・撫順炭（満鉄経営）・山東炭などの中国炭に奪われつつあったが、中国炭と日本炭の炭質の違いによって、日本炭が依然として石炭市場の一定のシェアを占めていた。移輸入石炭の炭種別の変化に伴い、近代上海における主要な石炭消費先も変化した。19世紀半ばからの中国内外の貿易の発展に伴い、水運業は石炭の最大の消費先となったが、日清戦争から1910年代にかけて、第一次世界大戦による欧米からの商品の輸入途絶と日本商品に対するボイコットを契機に、紡績・製糸業および発電会社に代表された上海の工業が著しく発展し、上海における石炭消費の重心は船舶用から工業用へ移りつつあった<sup>52</sup>。

次に、上海の地方志<sup>53</sup>に基づいて上海開港以降の中国人石炭業者の構成の変化を紹介した

<sup>51</sup> 前掲、王力「近代上海における石炭の移輸入と消費事情」。

<sup>52</sup> 同上。

<sup>53</sup> 上海市燃料総公司編『上海燃料流通志』（1999年）。

い。19 世紀に開港した当初、上海で使われた燃料の品目は、主に住民の生活に必要である稲藁、麦藁、柴、薪などがであった。工業の発展および人口の増加と共に、上海の市場に供給される燃料の種類も増加し、次第に石炭、石炭製品、石油、重油、ケロシン、ガスなどが現れ、特に石炭が主要な燃料となっていった。1949 年前後の上海に存在した固体燃料に関する商業団体は「煤薪炭」、「草柴」、「樹柴」、「煤渣」、「廃品供給燃料」など五業種であった以外に、専門的に石炭製品を生産する機製煤球工業団体があった。その中の石炭に関する業種の沿革を、石炭商業、煤渣商業、機製煤球工業に分けてそれぞれ説明する。

石炭商業の胎動は、最初に清朝の乾隆・嘉慶時期（1795～1796）に始まった。当時の石炭商人は、杭州を集散地として湖南省・江西省で産出される石炭を上海に輸送していた。そして、清朝咸豊七年（1857）に成立した「敦大成煤号」を皮切りに、光緒六年（1880）に至るまでの上海にはすでに 70 余軒の石炭商店が存在した。光緒二年（1876）、上海の石炭商号は董事会（役員会）を設立し、主に浙江省の寧波・紹興出身の商人を役員とした。また、光緒八年（1882）に同業団体として「上海煤炭公所」が創立された。20 世紀初頭まで、上海の石炭業は主に南北両市場からなっていた。南市場は、煤炭公所に属する業者が木炭を経営した一方、北市場はイギリス租界の浙紹公所に所属する業者が石炭を経営したが、宣統二年（1910）から選挙によって両市場の首席董事あるいは総董事を決定するようになった。1928 年以前の煤商業同業公会の市場に関する管理業務は、職員の派遣、家具・飲み水の供給に限っていた。1928 年に上海特別市商民協会煤炭業分会による「上海市煤業市場組織規程」が実施された後、同業公会が設立した管理委員会、調解委員会および两会共同で組織した価格評議委員会を通して上海の石炭市場は管理された。1949 年の共産党による占領以降、上海市人民政府工商局市場管理处は職員を派遣し、現地で石炭市場の交易を指導した。

次に、煤渣とは石炭の燃焼後に残り滓を意味する。日中戦争の勃発後、石炭の不足による価格の高騰のため、煤渣業は石炭の代用品として急速に発展していった。1942 年に業者は 1000 余軒に達し、1950 年になっても煤渣業同業公会の報告によれば、経営者の軒数は依然として 1000 余であったが、実際にはわずか 301 軒が公会に参加したに過ぎなかった。

機製煤球工業については、1920 年代の初頭、無煙炭と黄色の泥の混合物を日光で乾かすという形で手工豆炭が誕生したが、天候の状況に影響され生産量は増加しなかった。1926



年 11 月、最初の機械制豆炭工場が浦東で劉鴻生により設立された。1932 年までに工場数は 12 軒に達し、毎年 11 万 7,000 トンの豆炭を生産した。1936 年 9 月、国民党上海党部に許可され、「上海煤球廠同業公会」が設立された。この組織は、戦後に「上海市機製煤球工業同業公会」と改称された。

上記の上海の石炭市場の拡大と中国人石炭業者の事業発展に伴って、中国人石炭商の経済ないし政治的な地位もますます重要になっていった。例えば、1925 年の 5・30 事件、1928 年の済南事件、および満洲事変の際には、上海の石炭業者は常に開灤（中英合弁）・撫順（満鉄経営）・日本炭の輸入に対してボイコットを実施し、毎回数ヶ月間に続いた上海の石炭供給の激減と価格の高騰を招いた。また、そうした石炭不足に対して、さらに将来の中国系業者の石炭供給を増加するために、上海の石炭業者の有力者は南京国民政府に様々な意見を述べ、①長江流域の炭鉱開発の加速、②炭鉱の生産コストの軽減のための鉄道運賃の減少、③機関車・汽船の割当による石炭輸送の強化、などの対策を打ち出し、長江流域の石炭不足の一時的解決を促進した<sup>54</sup>。

#### 第四節 使用史料について

本論文は、政府側の石炭統制政策の立案・実施に対する考察にとどまらず、石炭の民間業者の反応および一般市民の統制に対する認識も検討しようとする。そのため、各種の檔案（公布私文書）・調査報告・会議録・新聞・雑誌を利用する。

檔案については、主に上海檔案館が所蔵する共同租界工部局、上海特別市第一区公署、上海市煤商業同業公会、上海区燃料管理委員会などの石炭統制と関連する組織の檔案を利用し、各組織の石炭統制政策の決定過程、配給方法の討議、統制の成果などの石炭統制の実態を明らかにする。また、『商品調査叢刊第十編 煤与煤業』と『上海石炭事情調査報告書』などの調査報告を参照し、アジア太平洋戦争の勃発までの上海の石炭業の変容状況を概観する。そして『工部局董事会会議録』、『全国經濟委員会会議録』などの会議録を通じて、各時期の經濟統制における石炭統制の位置づけを考察する。新聞・雑誌の利用については、政府の統制を受けやすい

---

<sup>54</sup> 張偉保・羅志強・趙善軒『經濟与政治之間：中国經濟史專題研究』（厦門大学出版社、2010 年）の第 13 章「長江煤荒危機（1928～1932）」を参照。

『申報』、『新聞報』などの大手新聞だけでなく、民間業者や一般市民の真実な反応を掘り下げるために、『力報』などの小新聞にも注目する。

## 第一章 日中戦争前期上海の石炭市場の実態と統制の展開（1937～1941）

### はじめに

1937年から1945年にかけての日中戦争期において、中国最大の都市上海は巨大な損失を被り、多くの市民への石炭供給は常に問題が生じた。1937年の第二次上海事変から1941年の太平洋戦争の勃発まで、上海は度々嚴重な石炭不足に直面し、日本軍、その協力政権並びに外国租界の各方面は様々な統制措置を実施し、上海の商工業や一般市民の日常生活に大きな影響を与えた。本章が明らかしたいことは、アジア太平洋戦争開戦までの時期における上海の石炭市場が戦争のインパクトを受けてどう変化したのか、上述の各方面の石炭統制は上海の石炭流通・供給実態にどのような影響を与えたのか、そしてその統制の効果は予想のとおり実現したのか、などの論点である。これらの諸問題を検討するため、本章はまず太平洋戦争開戦までの上海の石炭市場の変化実態を鳥瞰し、そして日本占領区と租界地域の両方面に分け、この時期の上海の石炭供給の悪化と統制の展開過程を考察する。

### 第一節 戦時上海の石炭市場の変容

#### (1) 戦前中国の石炭業概況

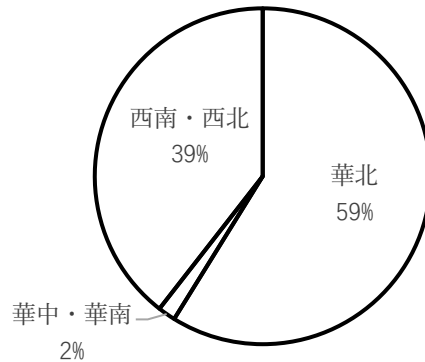
日中戦争前に推算された中国地域の石炭埋蔵量は2,436億6,900万トンであり、全世界の4.78%を占めていた<sup>55</sup>。そのうち、1931年の満洲事変以後日本に占領された東北四省以外の埋蔵量は2,390億5,900万トンであり、中国全体の98.11%を占めた<sup>56</sup>。

1935年の南京国民政府の実業部の調査によれば、中国（東北四省を除く）の石炭埋蔵量の地域分布状況は以下のとおりである。

<sup>55</sup> 鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」（中国工業銀行設計処編印『中国工業』第1巻第6期、1943年7月15日、27～43頁）。

<sup>56</sup> 侯徳封編『地質專報丙種第五号第五次（民国二十一年至二十三年）中国鉱業紀要』（実業部地質調査処所・国立北平研究院地質学研究所印行、1935年12月）、2頁。

図1 中国（東北四省以外）石炭埋蔵量の百分比



出所：前掲、『地質專報丙種第五号第五次(民国二十一年至二十三年)中国鉱業紀要』による。時期は1934年。

分布状況の内訳は、華北六省の埋蔵量が全国の59%を占めており、特に山西省の埋蔵量は最も豊富であったが、華中・華南七省の埋蔵量の比重は2%に過ぎなかったという地理上の不均衡があった。特に当時華中・華南地域にとって、人口の稠密・工業の発達による巨額な石炭需要量は、在地の石炭不足の状況を一層加重したことが考えられる。

一方、戦前中国の石炭出炭量は、豊富な埋蔵量と膨大な人口にかかわらずかなり少なかったと言える。1934年に東北四省以外の中国の出炭量は僅か2,089万トンに過ぎず、埋蔵量の9,000分の1に過ぎなかった<sup>57</sup>。そのうち、河北・河南・山西・山東四省の出炭量は常に地元の消費量を超過するため、華中・華南地域（主に沿岸部と揚子江流域）の都市に移出された<sup>58</sup>。そのため、如何にして廉価に石炭を輸送するのか当時の中国の石炭供給にとって一番重要な課題であった。

当時、石炭の運輸手段は、主に汽船による海運と鉄道輸送であった。しかし、海運は鉄道の場合に比べて安価であるが、船便が不定期であるために時間がかかる。自社船を有する開灤炭務局傘下の開灤炭鉱は、汽船会社の汽船を借用しなければならない他の炭鉱に比

<sup>57</sup> 前掲、侯徳封編『地質專報丙種第五号第五次(民国二十一年至二十三年)中国鉱業紀要』35頁、「支那の炭業」(『石炭時報』第12巻第7号(第136号)、石炭鉱業連合会、1937年7月、48～51頁)を参照。

<sup>58</sup> 李振東「支那に於ける石炭鉱業に就て」(『石炭時報』第14巻第2号(第155号)、石炭鉱業連合会、1939年2月、2～14頁)、前掲、鮑楽蒂「煤之供需及其開採現状」を参照。

べて市場において有利な地位を占めていた<sup>59</sup>。また、鉄道運輸の場合は、1927 年以來の 10 年間の動乱によって度々妨害・破壊を受け、主要な石炭の輸送ルートはしばしば中断を余儀なくされた。

さらに、当時の中国資本の炭鉱にとって、運賃の高さも無視できない問題であった。前述の運輸上の障害によって、中国系の石炭の運賃はすでに日本炭の価格より高価であった。さらに、運賃以外の各種の手数料を徴収することが通例であった。それに対し、外資系の炭鉱は、中国鉄道に対する鉄道外国借款によって運輸上の特権を持ち、故に競争において優位を占めていた<sup>60</sup>。

その他、戦前の中国石炭業の直面したもう一つの問題は租税の高さであった。南京国民政府が 1931 年に公表した「鉱業法」によると、中国資本の炭鉱は鉱区税と鉱産税を納付しなければならないほか、さらに各種の雑税も納めねばならなかった。さらに、外資系の炭鉱と比べて、中資系炭鉱の鉱区税と鉱産税の税率は高いだけではなく、雑税の税額が鉱区税と鉱産税を超過することも珍しくなかった<sup>61</sup>。

こうして国内の動乱と外資系石炭との競争に苦しんだ中国石炭業は、国内の消費量の低下にも対応しなければならなかった。1930 年代以降の中国（東北四省以外）の石炭の年間消費量は 2,200 万トンと推定され、人口を 4 億と見て一人一年あたりの消費量は僅か 0.05 トンであり、満洲国の 0.17 トンの 3 分の 1 にしか当たらなかった。たとえ満洲国と合算しても当時中国全域の石炭消費量はただ 0.059 トンに過ぎず、当時日本の 9 分の 1、アメリカの 80 分の 1 にしか当たらなかった<sup>62</sup>。

また、各地域の出炭量と消費量を対照すると、当時中国の経済中心地（華中・華南）とエネルギーの主な供給地（華北）とのズレが見えてくる。そのため、当時の中国経済の発展にとって、順調な石炭輸送が重要であることが浮かび上がってくる。

---

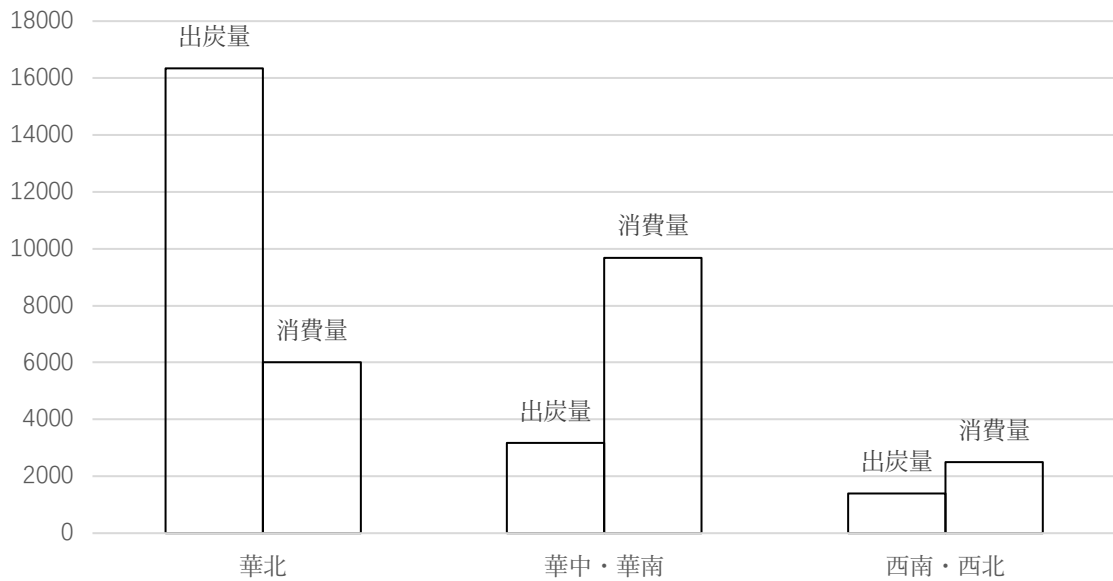
<sup>59</sup> 前掲、「支那の炭業」。

<sup>60</sup> 同上。

<sup>61</sup> 同上。

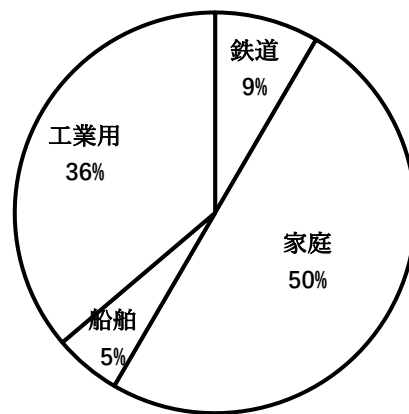
<sup>62</sup> 李振東「支那に於ける石炭の消費状況」（『石炭時報』第 14 卷第 6 号（第 159 号）、石炭鉱業連合会、1939 年 6 月、30～40 頁）。

図2 戦前各地域の石炭出炭量や消費量の対照表(単位：千トン)



出所：胡栄銓『中国煤鉱』（商務印書館、1935年）による。時期は1934年。

図3 1934年の中国（東北四省以外）石炭消費の内訳



出所：李振東「支那に於ける石炭の消費状況」による。

また、石炭の消費先の特徴として、図3に示されるように、戦前における家庭用以外の石炭消費量は全体の50%強を占めており、全世界の83%の高率に対し低い水準であり、当

時の中国における工業の立ち遅れを窺うことができる<sup>63</sup>。

## (2) 戦前上海の石炭市場

戦前の上海石炭市場の消費量は、毎年 300 万トンであり、全国の 7 分の 1 を占めていた。

表 1 から見ると、上海の石炭消費は国内各地の石炭だけで需要に満たせず、海外の石炭の輸入が必要であった。

表 1 戦前上海の各種石炭の消費量(単位：千トン)

大同石炭	博山	中興	華東	大通淮南	臨榆	陽泉	開灤	魯大	撫順	日本	安南	その他	合計
88	368	376	89	110	83	108	1,132	167	177	255	134	300	3,185

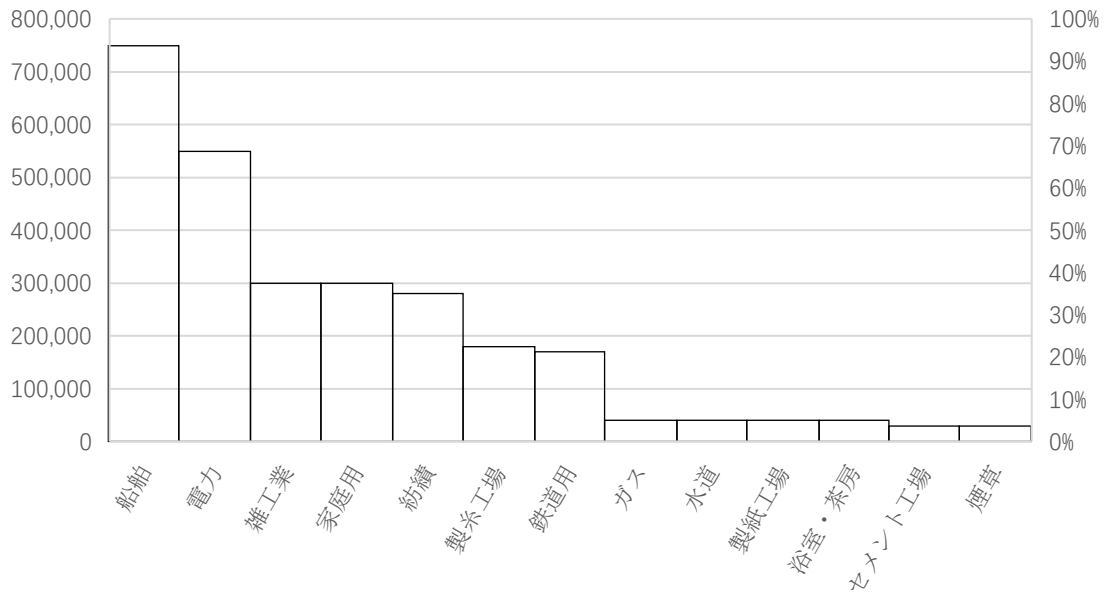
出所：第五次鉱業記要による。

戦前の上海社会局の調査統計によれば、上海の各種消費先のうち、汽船と発電所の需要量が最も多く、紡績・雑工業・家庭用・製糸工場・鉄道などがそれに次いでいた<sup>64</sup>。

<sup>63</sup> 前掲、李振東「支那に於ける石炭の消費状況」。

<sup>64</sup> 前掲、鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」。

図4 戦前上海各業の石炭年間消費量(単位：トン)



出所：前掲、鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」。

上海の石炭消費は、その用途によって、それぞれ異なる炭種が必要であった。具体的には、①工場用・発電用・船舶用の炭種は華北・日本・インド・インドネシア産の有煙炭、②家庭用の炭種はベトナム・山西産の無煙炭、③豆炭用の炭種はベトナムのホンゲイ炭の粉、④浴場・熱水店用の炭種は華北の開灤炭の粉、⑤ガス・コークス用炭種は華北の開灤炭・中興炭であった<sup>65</sup>。

戦前上海の石炭市場における主要な取引機関は、主に煤公司・煤号・煤店の三種があった<sup>66</sup>。煤公司は大規模な石炭商であり、単に石炭の移輸入業務を経営する有力商社（洋行・華行）と炭鉱会社の上海駐在事務所に分けることができる。煤号は煤行号あるいは行家とも呼ばれ、公司与煤店の間における一番多い中間業者であり、専ら卸売業に従事し、あるいは同時に小売（小工場・菜館に対するやや大口の販売）を兼業する事例もあり、上海における主要な石炭販売業者であったと言える。煤店は石炭小売商であり、豆炭・木

<sup>65</sup> 上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』1941年12月1日、42～43頁。

<sup>66</sup> 李振東「支那に於ける石炭鉱業に就て」（『石炭時報』第14巻第2号（第155号）、石炭鉱業連合会、1939年2月、2～14頁）、前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』61頁を参照。



炭・薪などの小売を兼業する薪炭商と呼ばれ、通常一つの町・小路の家庭用石炭のみを取扱うことが多かった。また、同時期の上海石炭市場において、①炭鉱会社と契約を結び、その炭鉱の石炭の販売を専業（事前に保証金の納付が必要）する煤字号、②石炭の粉を購入し、上海の工場で豆炭を製造・販売する煤球廠、③貨物はなく単に仲介業務を行う掮客（ブローカー）、④石炭商社や煤字号の堆棧（倉庫）などの石炭関連業者が存在していた<sup>67</sup>。

石炭市場における取引方法には、主に①買い手が店頭で注文し、現金で取引する現物取引、②取引量 50 トン以上の場合、石炭業同業公会・煤号で引換証を購入し、堆棧（倉庫）に赴き引換証を提示して貨物を引き取る棧単（貨物引換証）取引、③信用の高い取引先に対して、納金期限を月末に定める放帳（掛け売り）取引、④炭鉱会社と直接契約して石炭を仕入れ、あるいは販売商社に保証金を納付して決められた数量・場所・時限・価格などの事項に基づいて石炭を販売し、販売期間に炭鉱会社が状況に応じて販売商社に利子（販売終了後返還が必要）を支払う包銷（一手販売）取引があった<sup>68</sup>。

上記の複雑な取引システムを支えるため、戦前上海の石炭業は在地の金融システムを活用した。石炭業の中間業者の資金状況を見ると、大資本の煤号の数は少なく、資本金も 20 万元以上を持つ者は「義泰興」を始めとする僅か 7 軒前後であった。その他の業者の資本金はほぼ 10 万未満であり、そのうち 1,000 元の資本金しか持たない小資本業者は千軒以上あり、業者総数（1,600 軒以上）の 6 割以上を占めていた。また、当時上海の各煤号の資本金総額は 370 万元前後であったため、前述の 20 万元以上を有す大手業者は総額のほぼ半分を占めており、上海石炭市場の実質的支配者であったと言える<sup>69</sup>。したがって多くの零細業者は、もし資金調達の困難があれば、金融機関の救済に頼らざるを得なかった。具体的には、①洋行・錢荘に借金すること、②注文した石炭を抵当にして銀行に借金すること、③銀行での荷為替手続きを通じて石炭を販売することという三つの方法があった<sup>70</sup>。

また、上海の石炭業者の利潤の出所について、①代理販売の手数料の受取、②価格差を

---

<sup>67</sup> 上海商業儲蓄銀行調査部編『商品調査叢刊第十編 煤与煤業』（鄭成林選編『民国文献資料叢編 民国時期經濟調査資料続編 第二十二冊』国家図書館出版社、2015 年、381～598 頁）157～160 頁を参照。

<sup>68</sup> 同上、160～163 頁。

<sup>69</sup> 同上、176～177 頁。

<sup>70</sup> 同上、178 頁。

利用した利益取得、③不正な看貫<sup>71</sup>による利益、④質の悪い石炭を混在することによる不正利益、⑤備蓄した石炭を安価で販売することによる利益、などがあった<sup>72</sup>。

最後に、戦前までの上海における石炭業の同業団体について述べておこう。1930年4月の「上海市煤業同業公会」の成立以来、同公会に参加した煤公司・煤号・煤店数はすでに300以上に達した。この組織の任務について、主に①同業の調査・研究・改良・整頓・建設に関する事項、②同業に関する教育・公益の事業を監督する事項、③会員の間、会員・非会員間の紛争の仲裁に関する事項、④党・政府機関および商会に委託される事項、⑤同業の労資紛争を仲裁する事項、⑥必要時において会員の営業を維持する事項、⑦会員の営業の弊害を矯正する事項、⑧政府に雑税の免除を要請する事項、⑨同業の取引市場の設立に関する事項、などがあった<sup>73</sup>。なお、上海の豆炭製造業業者も「上海市煤球聯合營業所」を組織し、同業者間の連絡の欠乏と価格競争の無秩序による巨額な赤字を克服しようとしていた。

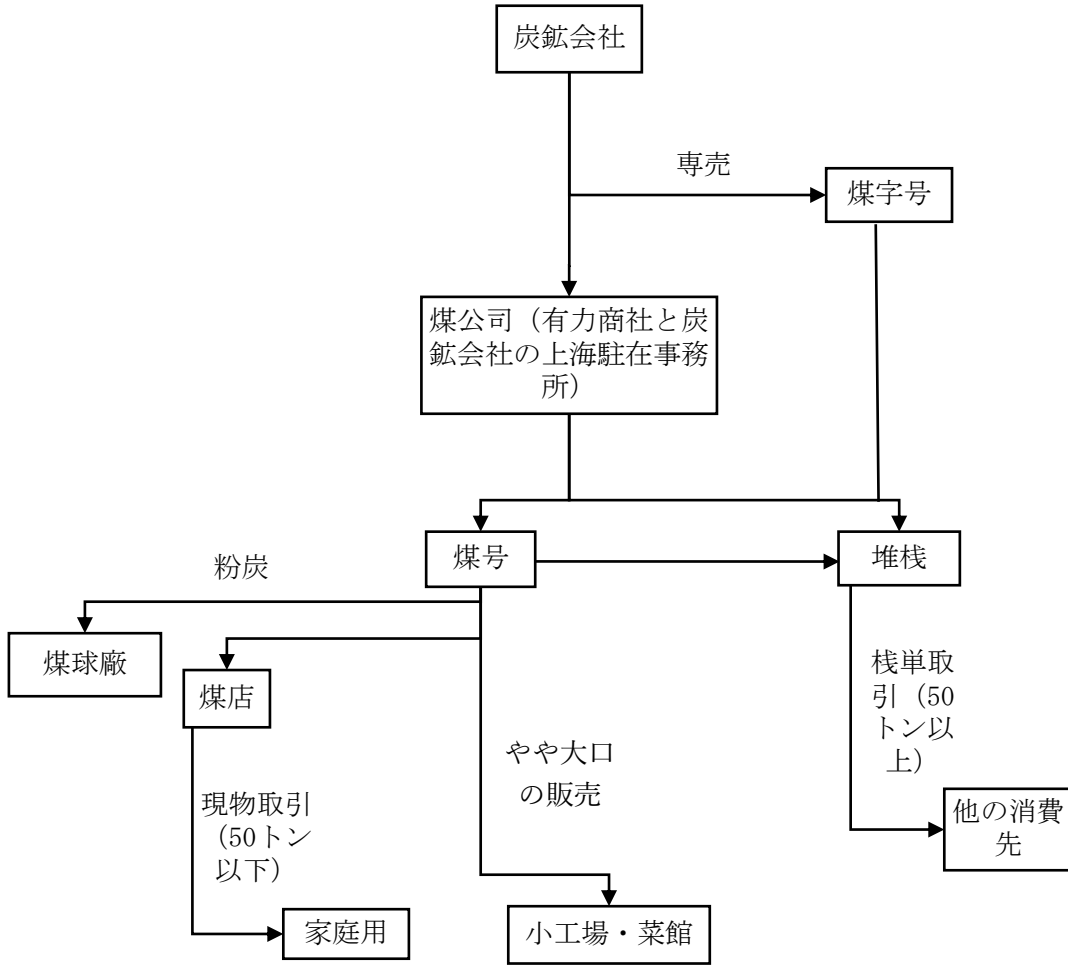
---

<sup>71</sup> 物品の量目をはかること。

<sup>72</sup> 前掲、上海商業儲蓄銀行調査部編『商品調査叢刊第十編 煤与煤業』178～180頁。

<sup>73</sup> 同上、184頁。

図5 戦前上海の石炭取引ネットワーク



出所：前掲、『商品調査叢刊第十編 煤与煤業』157～163頁を参照。

こうして、戦前上海の石炭市場において、図5のような取引ネットワークが形成されつつあった。このネットワークを通じて、石炭市場の参加者は、現物取引をはじめとする様々な方式で石炭を販売し、取引コストの削減と取引効率の向上を促進させた。また、戦前中国の政局の混乱による石炭供給の不安定に迅速に対応するために、参加者同士がこのネットワークを通じて情報を共有することで、信頼関係が強化され、取引の円滑化が図られ、市場の変動や新しいビジネスチャンスに対して適応力が高まった。一方、ネットワーク内の複数の取引相手と関係を持つことで、一つの取引先に依存するリスクを分散することができた。これらの役割を通じて、戦前自発的に形成された上海の石炭取引ネットワークは、参加者にとって多くの利点を提供し、上海の石炭市場の発達を支援した。

かかる取引ネットワークは、戦前上海の経済と産業の発展においても重要な役割を果たした。具体的には、上海の産業施設や住民に安定したエネルギー供給を提供し、上海における紡織・機械・化学などの主要な工業の生産活動を支え、近代中国の工業化を促進した。また、上海の石炭取引ネットワークは、上海と中国内外の他の都市や地域との経済的なつながりを強化した。特に、華北の中国の主要な石炭産地から上海への供給ルートは、物流と貿易の重要な一環を形成した。同時に、上海の外国租界には、当時中国における国際的な貿易と金融の中心地でもあった。それを通じて、石炭の取引は、国際市場とも連携し、上海の石炭供給源の多様化を促進した。さらに、業者の融資支援や経営困難の救済にも銀行などの金融サービスの需要を喚起し、上海の金融業との連携を強化した。それとともに、石炭取引ネットワークは、石炭の輸送・備蓄・販売に関連する職種の生成を促し、多くの労働者に雇用機会を提供した。最後に、石炭の取引ネットワークは、発電所・鉄道・港などのインフラの石炭供給を確保し、上海都市の経済基盤を支えたとともに、中国国内外との連携を強化し、物流効率を向上させることにも役に立った。以上のように、上海の石炭取引ネットワークは、供給と需要の調整役を果たし、自由市場体制を通じて価格が設定され、石炭の供給を安定することで、上海の都市経済の活性化と市民生活の安定化に大きな役割を果たした。

要するに、戦前の上海の石炭市場は、序論が述べたように上海の経済の急成長による石炭消費の急増に伴って発達する様相が現れた。それに伴い形成されつつあった上海の石炭取引ネットワークは、都市の経済的繁栄と市民生活の安定に不可欠な要素となり、上海を近代中国の主要な経済・工業中心地として確立する一助となった。しかし、戦前の上海石炭市場においても激しい競争により業者間の格差が生じたこと、並びに過大な雑税に苦しむ零細業者が多かったなど問題も存在していた。それらの問題を解決するため、上海の石炭業者は同業公会を組織し、自律的な規制を実施し始めていたが、まもなく日中戦争の勃発による大きな衝撃に直面しなければならなかった。

### (3) 戦時中の変容

戦前上海の石炭消費は、毎年 300 万トン(6~7,000 万法幣元)の需要量であり、そのうち中国産石炭は 10 分の 6 を占めていたが、日中戦争の勃発以降、中国産石炭の供給が激減

し、イギリス資本支配下の開灤石炭と仏印のハイフォン石炭などの外国石炭は主要な供給源となった<sup>74</sup>。1938 年年末まで、浦東に備蓄した石炭の搬出と石炭商人による海外石炭の購入によって、上海の石炭不足は緩和し、備蓄量は 25 万トンに達し価格も安定した<sup>75</sup>。

戦時中の上海の石炭業者構成の変化について、1938 年の時点では、専門の卸売業者が日本の埠頭独占により減少した一方、卸売を兼営する大手小売業者の数量が増加した。同時に、租界に経営資源を移転する小売業者が増えた。石炭商業同業公会の会員の状況から見れば、戦前の 380～390 の会員業者のうち、1938 年年末まで引き続き経営していたものは 200 未満であった一方、非会員の小売業者数は逆に増加した。その原因は、卸売コストの高騰と戦争による資金の損失が業者の業務の分散化・経営範囲の縮小を招いたためと言われた<sup>76</sup>。

一方、営業状況については、大手業者が備蓄量の豊富さと販売価格の上昇により大きな利益を獲得したが、多くの中間業者は運転資金と備蓄量の不足によって常に欠損の状態になった。同時に、租界に営業を再開した小売業者(煤店)は租界人口の増加による需要の上昇によって逆に商売が栄えた<sup>77</sup>。

石炭業者の変化に伴って、主な石炭供給源に大きな変化が起こった。戦前において華北石炭は常に上海の石炭供給の 9 割以上を占めていたが、表 2 と表 3 が示すように、日中戦争勃発以降太平洋戦争の勃発まで、上海の石炭市場の海外石炭への依存度は次第に上昇しつつあった。

---

<sup>74</sup> 『新聞報』1938 年 4 月 4 日「上海煤業現状」。

<sup>75</sup> 『新聞報』1938 年 11 月 17 日「経煤商疏通来源後滬市煤荒問題解決」。

<sup>76</sup> 『新聞報』1939 年 3 月 1 日「上海去歳之煤市場幾全為外煤所独占(二)」。

<sup>77</sup> 『新聞報』1939 年 3 月 5 日「上海去歳之煤市場幾全為外煤所独占(四)」。

表 2 アジア太平洋戦争開戦までの戦時上海の石炭移輸入（単位：トン）

	中国産石炭移入額	海外石炭輸入額	合計
1936 年	3,009,967	169,020	3,178,987
1937 年	2,379,809	137,505	2,517,314
1938 年	1,202,593	789,207	1,996,800
1939 年	1,793,301	950,075	2,743,376
1940 年	2,067,024	1,366,482	3,433,506
1941 年*	1,042,637	1,497,363	2,540,000

\*11月までの累計数

出所：前掲、鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」。

表 3 1936 年以降上海石炭移輸入量の推移指数表

産地	1936 年	1937 年	1938 年	1939 年	1940 年	1941 年
日本炭	100	44	224	475	596	456
外国炭 (日本を除く)	100	75	507	597	784	322
中国炭	100	79	36	42	45	51
その他	100	88	29	21	9	0
合計	100	78	67	86	102	79

出所：日満支石炭連盟上海支部「上海石炭市況概観」（『日満支石炭時報』第 29 号、日満支石炭連盟、1942 年 9 月）。

前述の戦時上海石炭市場の変化に伴って二つの問題も現れた。一つは、海外石炭に頼り過ぎることであった。その結果、中国側の商人と政府の外貨損失と供給の不安定をもたらした。二つ目は、石炭供給が主に石炭商人に独占されたことであった。この現象は戦前からずっと存在していたが、戦時中の供給の不安定は、商人が利潤を稼ぐため売り惜しみによって石炭価格の上昇を招き、それが 1940 年初め以降の石炭価格の高騰の要因ともなった

<sup>78</sup>。

<sup>78</sup> 『新聞報』1940 年 1 月 13 日「國戸壟断下煤市混乱已達極点」。

#### (4) アジア太平洋戦争開戦直前の上海石炭市場

1941年8月の英米両国の対日資産凍結令の実施に伴って、上海の石炭市場が直面していた石炭不足は一層深刻化になった。それに対して、まず工業用原料炭と日常生活用炭という二つの視角からこの時期における石炭不足がもたらした影響を考察したい。

上海における最大の石炭消費先である上海電力公司<sup>79</sup>は、1941年3月以降原料炭の入手困難のため70%の電力供給制限（1940年1月～1941年1月の12ヶ月間における月額最高供給量を基準として）を実施し、その割当を超過する電力の消費先に対して高額の超過料金を徴収することになった。しかし、その後の原料炭の手当は一層困難となり、さらに価格急騰のため、1941年10月以降電力料金の大幅の値上げを実施した。これは、当時原料価格の騰貴による生産コストの増加を消費者に転嫁する方法であったと指摘された<sup>80</sup>。

上記の電力料金の値上げと同時期の工業原料炭の欠乏は、上海の工業活動に大きな影響を与えた。図5からは、太平洋戦争開戦までの上海工業用電力消費量は1940年4月を頂点として月ごとに減っていった傾向が窺える。

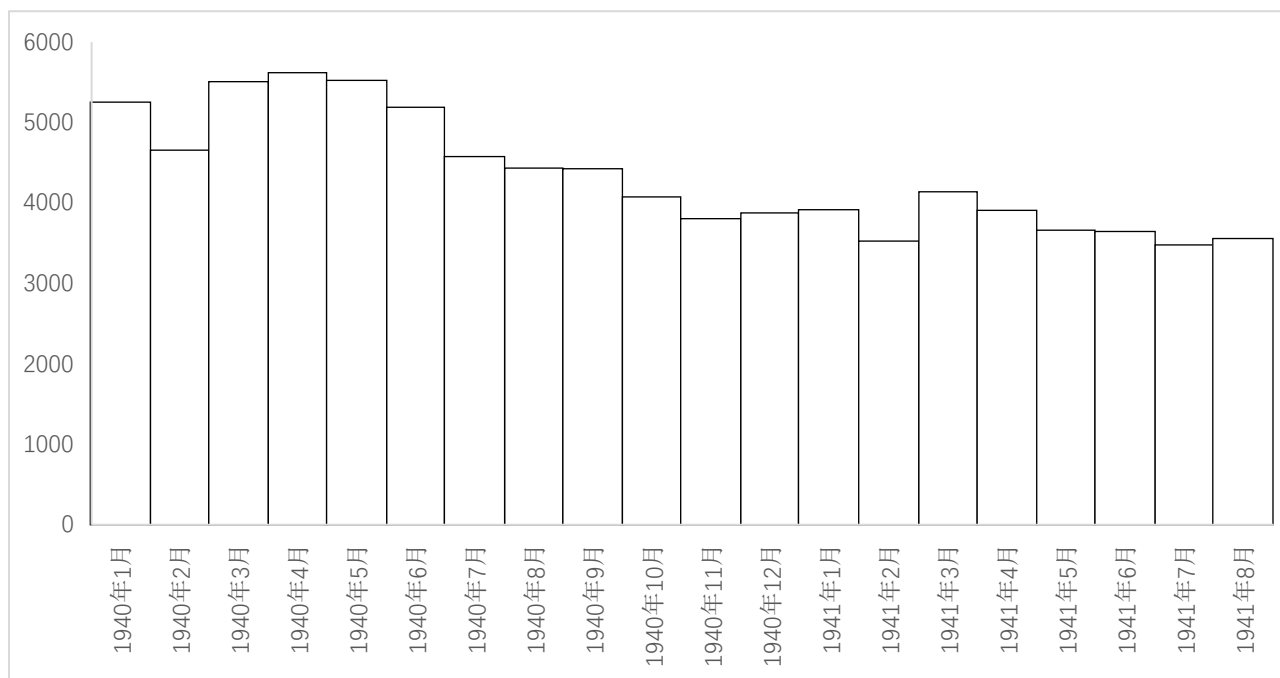
---

<sup>79</sup> 1929年に創立されたアメリカ資本の電力会社であり、主に公共租界の電力を供給する。

<sup>80</sup> 前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』1頁。

図6 上海工業用電力消費量の変化（1940年1月～1941年8月）

単位：万 kWh



出所：前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』2～3頁。

また、各業種の生産額への影響について、長い間上海の産業界において主導的地位を占めていた紡織業の1941年上半期の綿糸生産額は、1940年の同期に比べて35%減り、綿布生産額も昨年同期に比べて45%減少した<sup>81</sup>。他方、タバコ業・製紙業・製紙業などの業種も同様な減産過程をたどり、衰退の趨勢が色濃くなりつつあった。この時期の上海の産業の不景気は、無論世界大戦の深刻化に伴う一般の工業原料の移輸入困難と販売市場の縮小と関連したが、その中において石炭不足も重要な契機であったと考えられた<sup>82</sup>。

次に日常生活用石炭への影響に目を向けると、主に豆炭の問題が深刻であった。1941年8月の石炭価格の暴騰を利用して、「義泰興」を始めとする10軒の豆炭製造業者（これら有力者は豆炭原料の移輸入および卸売を兼営する者が多数）は共同で豆炭業同業公会を脱退し、豆炭の価格の吊り上げを企んだ。当時の豆炭業同業公会は、1トン308元の豆炭の公定価格を決めたが、公会を脱退した前記の有力業者は1トン335元の製造原価を要す

<sup>81</sup> 前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』3頁。

<sup>82</sup> 同上、3～4頁。



るとし、8月20日より販売価格を1トン320元に引き上げると協定した。この勝手な行為は、当時の物価暴騰を背景として市民の大きな不満を引き起こし、9月4日には「義泰興」工場に、9月6日には「南洋」工場に手榴弾を投げられるという事件が起きた。当時の新聞紙は、これが業者の不当行為に対する警告であったと主張した。この一連の豆炭価格に関する事件をもって、当時の市民生活に石炭不足は如何に深刻な影響を与えたのかが明白であると言えよう<sup>83</sup>。

## 第二節 日本側の石炭統制

日本政府の戦争に対する基本的な対処方針は、1937年12月14日の閣議で決定された「支那事変対処要綱」と翌年1月11日の「対支処理根本方針」の内容から窺うことができる。そのうち、上海占領地に対する施策としては、主に①特別市の設立、②諸公共事業の実権を掌握する、③国策会社の設立、④特別市内の元の国民政府所有の機関・土地・建物を接收・利用する、などの具体的施策が提示されている<sup>84</sup>。

その施策の成果として、1940年末まで謀略機関を利用して汪精衛政権の樹立を実現し、「日華基本条約」を締結した。また、同年7月の大本営政府連絡会議で決定された「世界情勢の推移に伴ふ時局処理要綱」は、南方進出という欧米諸国と対立する方針を定め、11月13日の「支那事変処理要綱」は、①日中戦争の長期戦態勢への移転、②汪政権の強化、③国防資源の開発、④民心の安定、⑤統制強化などの施策を決定した<sup>85</sup>。

上記の日本の戦争方針の変化に伴った戦時下上海の行政面における基本状況の推移については、三つの段階に分けられる。まず第二次上海事変後の日本軍の進駐から太平洋戦争の開戦まで、日本が上海華界を支配する一方、租界（虹口以外の共同租界と仏租界）は依然として工部局・公董局が管轄した。次に太平洋戦争開戦から1943年8月までは日本軍が共同租界の米英租界に進出し、また仏租界に勢力を浸透させつつあった。最後は1943年8

<sup>83</sup> 前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』3頁。

<sup>84</sup> 山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』（大月書店、2019年）、394～395頁を参照。

<sup>85</sup> 前掲、山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』、395頁。

月以降であり、汪政権が両租界を回収し、上海特別市政府の第一区・第八区に改称した。

第二次上海事変後、上海の華界を占領した日本にとって最大の課題は、占領区の破壊された施設や生産設備の復興、および上海を物資調達の中核として戦時経済を支えることであつた。上海経済に対する戦争被害は、主に①戦前と比べた貿易額の激減、②紡績・製糸・ゴム・製粉・印刷・機械・金属など多くの分野に及んだ産業施設の破壊の甚大さ、③上海周辺農村部の破壊による食糧供給量の戦前比 50%以上の減少、などであつた。その一方、重慶政府の抗戦力を弱体化させるため、日本軍は長江下流域を封鎖し周辺の物資を掌握しようとしたが、それは重慶政府の抗戦力だけでなく上海租界の自由な経済活動をも妨害した<sup>86</sup>。

以上のような問題を克服して、特に戦争によって破壊された上海の経済機能を回復し、軍需物資の調達を目的として経済を再建するため、日本側は物資統制と価格統制の強化に関する施策を行なつていた。まずは1938年4月の中支那振興株式会社および関連会社の設立であり、それによって日本は華中占領区の重要産業や鉄道・電気・水道・通信などの公共事業に対する統制体制を確立した。それとともに、占領区周辺の農村部経済とのつながりの回復と物資統制を実行するため、邦商奥地取引組合も設立した。こうした統制強化の中で、上海では1940年4月に「物資移動制限令」、1941年7月に「清郷地区物資統制及運銷暫行弁法」など統制の強化策が実施され、利敵物資の流出を制限することが目指された<sup>87</sup>。

以上のような物資統制の強化とともに、上海の石炭市場における日本側の統制の展開も本格化した。日本軍が上海を占領した直後、当時浦東・南市に備蓄した上海の石炭業業者の20万トンの石炭の搬出が禁止された<sup>88</sup>。その後の一連の交渉によって、日本軍は1938年3月末に備蓄する石炭の搬出を許可したが<sup>89</sup>、各煤号が「上海市民協会」（中国側の対日協力者が共同租界において設立した協力組織）に申請を出し、手数料を払い込んだ後、同協会を通じて浦東に封印された石炭を搬出することができるようになった<sup>90</sup>。同時に、1937

---

<sup>86</sup> 前掲、山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』、395～399頁を参照。

<sup>87</sup> 同上、399頁。

<sup>88</sup> 『東方日報』1938年2月8日「煤業同行昨往浦東首次運煤遭拒」。

<sup>89</sup> 『新聞報』1938年3月30日「浦東存煤問題日定三項辦法」。

<sup>90</sup> 『時報』1938年4月10日「浦東存煤漸次起卸」。

年秋の上海戦中にすでに実施された中国人への日本炭の販売禁止という措置は、1938年の物資動員計画<sup>91</sup>の実施とともに日本が占領した華北・華中の諸炭鉱の出炭にも適用された<sup>92</sup>。同時に日本の物資動員計画の実施の影響として、1939年4月以降の日本炭の外国船による積載の禁止、日本が掌握した山東炭の日本・朝鮮への割当の増加などの措置も上海における日本側の石炭統制の強化を促進した。

そうした背景の下で、1939年7月に虹口の日本商人は日本軍・政府の指示に従って九江路50号2階で「上海石炭联合会」を設立した。この組織は興亜院華中連絡部に帰属し、後に華北・台湾・朝鮮・日本国内の石炭の上海への輸送を担い上海現地の日本系会社や日本軍へ石炭を供給し始めた<sup>93</sup>。

上海石炭联合会の人員構成は、理事長が三井洋行上海支店長小室健夫、秘書長が元三菱商事の職員川上富雄などからなり、主要会員として三井物産・三菱商事・山下鉱業・開灤煤販売股份公司などの商社・会社が参加した。この組織の主要業務は、①石炭の移輸入の会員別の定額分配、②産業別の定額分配、③石炭の卸売・小売価格の決定および輸送、④華中石炭の需給・生産の調査であった<sup>94</sup>。

次に具体的な統制プロセスについて述べていこう。まず入荷数量の決定は、最初各会員の過去5年間の取扱量に基づいて毎年9月末までに来年の需要量を査定して会員間で協議し、それを興亜院華中連絡部に報告しその指示を受ける方法がとられた。しかし、その後は物資動員計画の実施によって逆に中支那振興株式会社方面に割当てられた一定数量を各会員に分配する方法になった<sup>95</sup>。販売面の統制は、最初年間5,000トン以上の需要がある会員に対して行い、その基準は会員の過去の販売実績・移輸入割当量などの事情を参酌し、需要者とも協議の上で理事会により決定されることになった。しかし、その後物資動員計画の進展に伴い消費者に対する割当切符制の実施に変更され、配給はそれを基準として行われた<sup>96</sup>。販売価格および配給雑費に関する統制は、最初会員は石炭の（仕入や販売）価

---

<sup>91</sup> 略称物動計画。1937年10月に設置された企画院が軍需産業への物資の優先的配分を確保するために、物資の全般的統制を目標として作成した計画。1937年10～12月期に最初の計画が策定された以降、年度別に立案・実施された。

<sup>92</sup> 前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』85頁。

<sup>93</sup> 前掲、鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」。

<sup>94</sup> 同上。

<sup>95</sup> 前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』86頁。

<sup>96</sup> 同上、86頁。

格・雑費・運賃などについて常に協議して合理的価格を決定した上で配給するという自治統制の方法によるものであったが、その後仕入・販売価格は一切興亜院華中連絡部により決定されることになった<sup>97</sup>。また、石炭需要者に対する配給数量の決定も、需要者より需要量を申告させ興亜院華中連絡部の査定により決定されることになった<sup>98</sup>。以上のようにして、太平洋戦争勃発までの上海石炭市場における日本側の統制は興亜院華中連絡部の指示により上海石炭聯合会がその実行を担って展開されつつあった。

その後、石炭販売の統制を強化するために、日本側がまた下請業者を組織して 1940 年 1 月に四川路 110 号に石炭の移輸入後の販売事項を管理する「上海石炭商同業組合」を設立し、①販売価格の決定、②小売業の統一、③家庭用石炭の供給調整を担当させた。この上海石炭商同業組合は石炭聯合会と同じく興亜院華中連絡部に帰属し、主な人員構成は組合長の清原洋行業主清原八男、会計理事の中和洋行、理事の達磨洋行・安沢洋行・復一洋行などであった。同時期の華中連絡部傘下の他の組織には、虹口の小売業者が会員となることにより石炭・豆炭の配給権を得る「上海虹口石炭小売同業組合」と、台湾のコークスの輸入、販売価格の決定および供給調整を担った「台湾骸炭輸入組合」があった<sup>99</sup>。

アジア太平洋戦争の勃発までの日本側の石炭統制の効果について、関連する報告は、①上海方面における日本側の国策会社と一般需要者には最小限の供給を確保できた、②租界の石炭市場における市価の暴騰（表 5 を参照）に対して日本側の需要者に比較的安価で石炭を供給できた、③有事の際に備えて必要量の石炭の備蓄を達成できたという三つの実績を主張している<sup>100</sup>。

---

<sup>97</sup> 前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』86～87 頁。

<sup>98</sup> 同上、87 頁。

<sup>99</sup> 前掲、鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」。

<sup>100</sup> 前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』88 頁。

表 4 日本側と租界の石炭卸売価格の比較

		日本側		租界	
		卸売価格 (円)	法幣換算 (元)		法幣 (元)
工場用炭	三池塊	100.30	342.91	開平節塊	717.22
	基隆一等塊	96.50	321.35	インド節塊	765.00
	開平節塊	101.65	387.50	山東二号粉	532.81
	開平二号粉	89.70	296.28	開平二号粉	563.68
	山東節粉	91.25	301.40		
家庭用炭	大同節塊	99.15	327.49	ホンゲイ節塊	527.22

注：各炭種の価格、軍票と法幣の換算レートは 1941 年 10 月中旬の平均値。

出所：前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』87 頁。

しかし、同報告はこの時期の日本側の石炭統制は、上記のように卸売価格の高騰を抑制する効果を収めたが、消費者に直接配給する小売商の分野においてはまだ統制が不十分であり、不当価格と不良品混入による石炭品質の劣化などの実態が多発し、改革の必要があることを認めていた<sup>101</sup>。

### 第三節 共同租界の石炭統制

同時期の租界側の石炭統制を考察する前に、まず戦争の勃発から日本の上海占領まで上海の中国人石炭業者が提唱した統制措置を概観したい。日中戦争の前、石炭は自由販売の商品であったが<sup>102</sup>、盧溝橋事件勃発以降、上海の中国人石炭業者は国民政府軍事委員会委員長蒋介石と軍政部長何応欽に中国系の石炭の輸出禁止を要請した。その理由は、利敵行為を防ぐためであった<sup>103</sup>。1937 年 9 月、上海の石炭業・豆炭業・柴炭業が共同で燃料調節委員会の設立を準備し、価格の評議、社会局への報告、および市場操作の防止などをこの組織に担わせようとした。同時に、石炭業同業公会は、①各会員煤号の備蓄量の報告・登

<sup>101</sup> 前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』、89 頁。

<sup>102</sup> 上海市燃料総公司編『上海燃料流通志』（1999 年）70 頁。

<sup>103</sup> 『新聞報』1937 年 7 月 21 日「非常時期迫臨各業紛防軍需資敵」。

録要請、②水陸輸送の通行腕章・旗の発行、③石炭の値上げ禁止を発表した<sup>104</sup>。10月、煤炭消費管理委員会が成立し、国籍を問わず、上海における全ての石炭商人の登録を規定し<sup>105</sup>、石炭業・豆炭業の同業公会に命じて石炭運搬の許可証の発行と車・汽船の調達に関する統制を実施しようとしたが<sup>106</sup>、10月末まで多数の商人が登録しなかった。この委員会は、11月3日を最終締切日と決定し、期間を過ぎても登録しない者は石炭販売を禁止すると発表した<sup>107</sup>、日本の上海占領とともに活動は中止されたと思われる。

戦前の上海の租界当局は主に外国人住民のための施策を実施し、多数の中国人住民を顧みず暇がなかった。その上、当時中国の民間社会における政府の影響力の弱さによって、租界内の中国人の経済活動は、大体有力産業の資本家たちが同郷・同業団体や総商会、慈善団体の指導者として上海経済を自律的に統制した。さらに、それらの指導者は、経済面だけでなく、政治面・社会面にも大きな影響力を持ち、並びに外国との交渉や国家の政治運営にも関与していた<sup>108</sup>。

このような民間の資本家層が主体となった租界の自由な経済発展モデルは、日本側の国家による集権的な経済統制政策と比べて異質な性格を持ち、戦争初期の租界の経済繁栄の主要な原因となった。しかし、戦争情勢の推移に伴う租界内の人口の増加・交通の中断・物価の高騰によって、租界の経済活動は次第に困難な状態となり、特に1939年にヨーロッパで大戦が勃発して以降、租界当局は経済活動を維持するため、やむを得ずに物資・物価の統制に関する施策を開始した。

実際には、租界におけるある業者は早くも1938年8月27日にすでに工部局の総弁代理（Acting Secretary）に書簡を送り、冬を備えてオーストラリア・インド・南アフリカなどの海外から石炭の輸入を促進するため、あらかじめ工部局から黄浦公園に石炭の積出・備蓄設備を配置する許可を求めた<sup>109</sup>。しかし、翌月の1938年の9月14日、総弁代理は当該業者の石炭輸入拡大の意図に反対しない姿勢を示したが、黄浦公園に積出・備蓄設備を配

<sup>104</sup> 「燃料業籌組燃料調節委員会」『金融週報』第4巻、第9期、24～25頁。

<sup>105</sup> 『大公報臨時晚刊』1937年10月14日「煤炭消費管理会舉辦煤炭商登記」。

<sup>106</sup> 『時報』1937年10月31日「煤委会統制本市煤炭」。

<sup>107</sup> 『時報号外』1937年10月31日「煤炭消費管理会規定十一月三日截止煤炭商登記」。

<sup>108</sup> 久保亨・波多野澄雄・西村成雄編『戦時期中国の経済発展と社会変容』（日中戦争の国際共同研究）（慶應義塾大学、2014年）187～188頁を参照。

<sup>109</sup> 上海市檔案館蔵、U1-14-6496：「有関偽工部局供応物与燃料小組委员会对煤、燃料、白脱、人造奶油、麵包等緊急控制措施的来往信件与通知書等」1937～1942年、38頁。

置する要請に対しては満足な保証を与えない立場を示した。さらに当時の石炭の供給情勢について、総弁代理は大量の海外石炭の輸入がすでに手配されたという理由で、1938年冬の供給情勢がそれほど困難ではないと判断した<sup>110</sup>。

しかし、上記の楽観的な見通しは1939年以降継続できず、前述の日本の統制強化に伴った中国系石炭の移入激減に対して、工部局は工務処（Public Works）の下に「燃料小組委員会」（Emergency Fuel Sub-Committee）を設立し、石炭の移輸入に関する事務を担当させた<sup>111</sup>。それとともに、1939年7月から1941年5月にかけて、工部局は定期的に租界の石炭の供給状況に関する報告書を作成し、アジア太平洋戦争開戦までの石炭の出所・移輸入量・価格の変化を記録した。

最初の報告は1939年7月1日に作られたものであり、その内容から当時の石炭備蓄量は暫く普通の需要を満たすことができたと判断される。しかし、炭鉱所在地周辺のゲリラ戦争の持続や運輸手段の不足による日本占領下の華北炭鉱からの石炭移入の減少は、台湾から輸入された石炭の増加を帳消しにしたことが分かる。さらに、不利な為替レートによって輸入された石炭の単価の上昇と数量の減少も記録された<sup>112</sup>。このような為替レートの不安定は、戦時中の上海の石炭供給状況に長期にわたり大いに影響した。

特に1939年9月以降、為替レートの不安定は価格・運賃・保険料などのコストの上昇やインド炭の輸入激減をもたらした。それとともに、日本炭の輸入も国際情勢の変化によって輸入停止の可能性が高まっていくと予想された。これらの要因により、租界の石炭商は上海租界の石炭供給が次の数ヶ月間に不足状態に陥る可能性があるかと心配した<sup>113</sup>。こうした租界の石炭供給に対する懸念は、1939年11月4日の報告により裏付けられる。1939年10月の租界の有煙炭の移輸入量は9万8,060トンであり、9月の14万1,600トンと比べて3分の1以上に減少した。その原因について、石炭の仕入商は、為替レートの下落による小売商の発注量の減少と、注文された石炭の到着時間の遅れに帰した<sup>114</sup>。石炭の移輸入量の減少は1939年年末まで続き、11月は僅か5万トンであった。12月の報告によると、前述

---

<sup>110</sup> 前掲、「有関偽工部局供应物与燃料小組委员会对煤、燃料、白脱、人造奶油、麵包等緊急控制措施的来往信件与通知書等」40頁。

<sup>111</sup> 同上、41頁。

<sup>112</sup> 上海市檔案館蔵、U1-10-159：「煤的情况報告」1939～1941年、27頁。

<sup>113</sup> 同上、21～24頁。

<sup>114</sup> 前掲、「煤的情况報告」19頁。

の日本が掌握した山東炭・日本炭・台湾炭の日本以外の外国船による積載の禁止の影響だけでなく、為替レートのさらなる下落によるインド炭の輸入激減という要因も移輸入量の減少に影響していた<sup>115</sup>。こうした 1939 年年末以降厳しくなった租界の石炭移輸入状況は、第一節に述べた石炭商人の不正行為とともに 1940 年の初めの租界内の石炭価格の高騰を引き起こした。

1940 年 3 月 15 日に工部局の燃料小組委員会より「日用品価格統制委員会」(Committee to Control the Price of Commodities in Daily Use) に提出された「上海用煤情況報告」(Report on the coal situation in Shanghai) は、上海の石炭市場は米市場と同じく中国の政治情勢の混乱に影響され、その時(1940 年 3 月)までの数ヶ月間、上海の正常の石炭供給(戦前の中国炭を主とする供給)はすでに断絶し、ほとんど外国炭に依存し、海外市場の情勢に影響されるようになったと指摘している<sup>116</sup>。そのため、当面の困難は主に上海租界人口の増加による石炭需要量の増加、および海外炭の輸入コストの上昇であると考えられた<sup>117</sup>。

当時、租界の中国炭の唯一の供給元は開灤炭鉱であった。1940 年 1 月末に着荷した 8 万トンの開灤炭のうち、大部分は上海電力会社に供給され、石炭商人に供給した数量はわずか 4,500 トン(熱水店用の 1,000 トンのクズと 3,500 トンの塊炭)であった。その結果、炭鉱会社は開灤炭の販売から巨額な利潤を稼いだが、上記の着荷量では上海の石炭市場全体にあまねく供給できなかつたため、外国炭の輸入は必要であると判断された<sup>118</sup>。また、租界の外国炭の最大の供給元は、インドのコルカタ炭であり、他の供給元はインドネシアの有煙炭とベトナムの無煙炭があったが、海運運賃の上昇と法幣価値の下落によって 1 トン 20 元以上の値上げさえ現れた<sup>119</sup>。

また、1940 年 3 月 9 日に提出された報告は、当時の石炭不足の原因について、前述の①法幣価値の下落、②運賃の上昇以外に、③特定の卸売・小売業者が有利な価格で大手会社から石炭を入手・販売し過度の利潤を追求するという人為的な原因もあったと指摘した<sup>120</sup>。

---

<sup>115</sup> 前掲、「煤的情況報告」16 頁。

<sup>116</sup> 上海市檔案館蔵、U1-14-41:「偽工務処関与廢鉄、油桶的投標事宜。1940 年作的“上海用煤情況”分析報告。法租界老虎灶的名单。工務処人員沈葆昌(Shen Pao-chang)等人的履歷表等」1940~1941 年、41 頁。

<sup>117</sup> 同上。

<sup>118</sup> 同上、42 頁。

<sup>119</sup> 同上、43 頁。

<sup>120</sup> 前掲、「偽工務処関与廢鉄、油桶的投標事宜。1940 年作的“上海用煤情況”分析報告。法租



益々嚴重になった石炭不足に対して、上海市商会の指導者虞洽卿は、石炭業を含む燃料業関連各同業公会に価格の高騰を抑え、不正取引を取り締まるよう勧告し、併せて両租界の当局に石炭供給の増加を促進するよう要請した<sup>121</sup>。それに応じた石炭商業同業公会は、一般市民・熱水店・銭湯・豆炭業者の燃料・原料不足を解消するために、1940年3月から8月にかけて8回の豆炭の公定価格による販売を実施した<sup>122</sup>。それとともに、1940年4月と6月の上海租界へのインド炭の輸入量は再び10万トン左右に回復し、供給好転の趨勢を示した<sup>123</sup>。

しかし、1940年年末に至るまで、日本軍の北部仏印進駐以降の仏印情勢の変化に応じて、ベトナム炭の上海への輸送を担ったイギリス汽船の配船が減少したため、ベトナム炭の輸入量は6月の4万トン以上から1万トン未満に減少した。それとともに、インド炭の輸入量も激減し、6月の10万トン以上からわずか1万4,000トンに減った<sup>124</sup>。このような各種の石炭の供給減少は、1941年以降引き続き拡大し、1941年上半期に上海租界の海外石炭の輸入量は去年同期より51%減った<sup>125</sup>。

その原因として、まず武漢・広州攻略作戦以降の2年間、日本占領地の炭鉱の上海租界石炭市場への移出が殆ど断絶したことがある。しかも、上海租界の石炭消費量の4割を供給していた開灤鉱務局が、ヨーロッパの戦争に重点に置いたイギリス政府の要求に応じて所属の汽船をイギリス海軍部に移譲したことが、さらなる上海への石炭輸送量の減少を招いた。また、日本の要求に従って仏印当局は本来上海租界に輸出するはずの無煙炭の一部分を割り当て日本に転送した<sup>126</sup>。同時に、日本の華北・華中占領区および満洲国の各炭鉱は、大量の石炭を上海に移出したが、全ては上海に駐在する日本陸海軍と国策会社方面に供給され、市場に流通することはなかった<sup>127</sup>。

石炭不足に対する統制強化の具体的な措置として、租界当局は石炭を輸送する汽船の数量を増加させた一方、再燃した投機行為に対しては各大手会社の責任者と相談し、投機行

---

界老虎灶の名单。工務処人員沈葆昌（Shen Pao-chang）等人的履歴表等」54頁。

<sup>121</sup> 『申報』1940年2月28日「煤球棧單出貨展期明日開始平売」。

<sup>122</sup> 前掲、劉樟璋「民用燃料業与上海社会(1926—1949)」。

<sup>123</sup> 前掲、「煤的情况報告」12、14頁。

<sup>124</sup> 同上、10頁。

<sup>125</sup> 『中国商報』1941年8月15日「上海煤斤輸入概況」。

<sup>126</sup> 『中国商報』1941年3月9日「上海煤荒与工業生産」。

<sup>127</sup> 『中国商報』1941年7月27日「上海国洋煤進口概況」。

為の取締に協力を求めた<sup>128</sup>。この要請に応じて、石炭業同業公会は石炭市場に存在する価格操縦行為を取り締まるよう要請した<sup>129</sup>。さらに、1941年10月以降、租界は煤球評価委員会を組織し、豆炭価格の安定化と豆炭工場の原料獲得に協力する方針を打ち出した<sup>130</sup>。同時に、石炭業同業公会は各会員が石炭の備蓄量を期限付きで公会に報告することを義務付け、備蓄量の実態を把握し投機行為を排除しようとした<sup>131</sup>。その一方、租界の石炭商人は重慶政府と英米側が共同で組織した外貨平準基金会上に外貨の割当を申請し、海外石炭の購入に利用しようとした。その後、外貨平準基金会上から毎月100万ドルの供給量が承諾されたが<sup>132</sup>、この措置はアジア太平洋戦争の勃発によって実施できなかったと思われる。11月に、共同租界の工部局が傘下で石炭統制委員会（Coal Control Committee）を設立し、工場の毎月の石炭需要量と石炭倉庫の備蓄量の調査を実施した<sup>133</sup>。その他、仏租界当局も、仏印から輸入する無煙炭の販売価格の上限を規定した<sup>134</sup>。

なお、上記の租界側の統制措置に対して、日本側の評価によれば上海市煤業同業公会は単に商業資本の集合団体に過ぎず、市価高騰の抑制は商業経営者の機能と矛盾し、また会員の有力者は公会を脱退し豆炭価格の吊り上げを企んだため、統制は効果を収めなかったという<sup>135</sup>。

## おわりに

アジア太平洋戦争開戦までの上海石炭市場の最大の変化は、中国系石炭の優位性が失われ、海外石炭への依存度が次第に上昇しつつあった点にある。それとともに、中国人石炭業者の中にも専門の卸売業者の減少と経営難が現れ、また小売業者の数量が増加し利益を稼ぐために投機行為が多発したという変化があった。さらに、石炭消費の重心も戦前の工業用から民衆生活に関わる豆炭用へ傾斜しつつあった。

<sup>128</sup> 『中国商報』1941年5月19日「当局剴切勸諭煤商勿視煤斤作投機品」。

<sup>129</sup> 『中国商報』1941年8月4日「煤業公会從嚴取締市場各種非法交易」。

<sup>130</sup> 『中国商報』1941年10月17日「煤球評価会已成立進行評訂標準售價」。

<sup>131</sup> 『中国商報』1941年10月23日「煤業公会通告同業大規模調査存煤」。

<sup>132</sup> 『新聞報』1941年11月9日「工部局定今晨召開特別會議」。

<sup>133</sup> 『中国商報』1941年11月20日「工業用煤登記工部局今日截止」。

<sup>134</sup> 『新聞報』1941年11月29日「改善煤斤供給辦法已具端倪」。

<sup>135</sup> 前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』90～91頁。

太平洋戦争勃発までの日本の上海石炭市場における統制は、基本的に興亜院華中連絡部の指示により上海石炭聯合会がその実行を担って展開されつつあった。日本側の記載によると、統制は卸売価格の高騰を抑制する効果を収めたが、消費者に直接配給する小売分野においてはまだ統制が不十分であったという。

一方、上海租界の石炭供給は、基本的に租界を中心とする自由経済体制によって維持されていた。中国系の石炭は戦争の破壊、日本軍の占領によって上海租界の市場への移入が途絶えたが、上海を重要な環とする国際貿易・金融システムを利用して戦争初期には海外から大量の石炭を獲得することができた。しかし、この海外炭に依存しすぎる供給体制は、日本の仏印進駐によるベトナム無煙炭の輸入減少や開港航務局所属の汽船のイギリス軍による徴用などの影響と法幣の価値下落による為替レートの不安定を受け脆弱性があった。

また、当時民間の資本家層が主体となった自由経済体制が租界において依然として主導的地位を占めていたため、租界当局の石炭の移輸入の促進と価格の安定保持における統制強化の試みは、石炭・豆炭業同業公会の協力がなければ推進することができなかった。しかし、同じの原因によって、同時期の租界側の上海石炭市場における商人の過大な影響力という問題も浮かび上がった。特に 1941 年下半期に石炭商の有力者が公会から脱退し豆炭価の吊り上げを企んだという事例から見ると、この問題はすでに租界の石炭統制を妨げる存在となりつつあった。

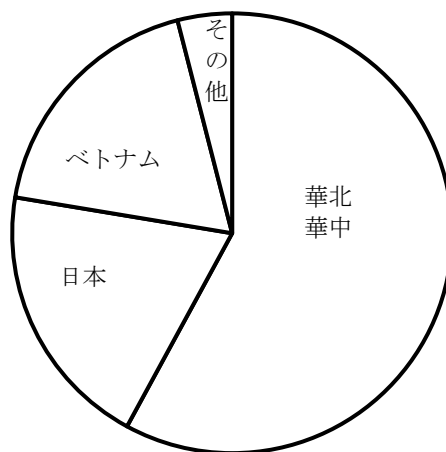
最後に、アジア太平洋戦争開戦までの日本側と租界側の石炭統制の影響について一般的に検討したい。アジア太平洋戦争開戦直前の上海の石炭供給状況については、日本側の統計によると、1941 年上半期の石炭移輸入量は 140 万 4,000 トンであり、それを同期の消費量の 127 万 6,000 トンと対照すれば、12 万 8,000 トンの供給過剰の状態であった<sup>136</sup>。また、その供給元の内訳については、図 6 に示す如く日本が掌握した華北・華中炭は半数以上となり、日本炭とベトナム炭はそれぞれ 19%を占めており、その他の外国炭はわずか 4%であった。そのため、この時点の上海の石炭供給は基本的に日本により支配されていたと言っても過言ではない。このように、日本が華北・華中の主要な炭鉱を占領した背景の下で、

---

<sup>136</sup> 前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』、93 頁。同時期の租界内の石炭不足の状態が持続していたため、ここの「過剰の状態」は恐らく日本側の石炭供給状況に合うかもしれない。

上海周辺の利敵物資の流通禁止などの経済封鎖が強化されるとともに、共同租界の石炭市場と中国系炭鉱との関係は完全に切断された。さらに、従来上海市場に対して大量の石炭を供給していたイギリス資本の支配下にある開灤炭鉱は、日本側の方針に従うことで経営を継続し得る立場にあり、同炭鉱の石炭は次第に日本の統制下に置かれ租界側への供給が減少していった。この点から見ると、この時期の租界側の石炭不足の表面化は、日本側の立場からみると、逆に戦時体制の強化のための日本の経済統制が初歩的段階において成功を収めた一つの結果ではないかと思われる。

図7 1941年上半期上海の石炭供給元の内訳



出所：前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』93頁。

それとともに、1941年以降の日米対立の深刻化に伴った欧米諸国の対日封鎖も、上海の租界側の石炭不足を日増しに激化させていた。もとより重慶政権の対日経済封鎖は日中戦争勃発以来一貫して行われていたが、1940年9月以降の日本軍の仏印進駐によって、英米側は対日経済封鎖を一層拡大し、それは日本が海外物資の獲得のため利用していた上海にも及んだ。具体的には、1941年2月以降イギリスは香港以北の航路に対する配船を極めて制限し、さらに8月以降になると英米が共同して対日資金凍結令などの統制強化策を実施したが、そこには上海に対する物資供給の統制も含まれた。そのため、上海電力公司などの英米権益を擁護するための石炭購入用外貨為替の割当はあるものの、それ以外の租界内の一般需要者には石炭の供給が事実上遮断されると同じ状態となった。こうして日本側と英米側からの二重の経済封鎖に影響されたところから見ると、上海租界の石炭不足の原因

は、経済面だけでなくむしろ日本と欧米諸国の政治上の矛盾激化が招いた結果であったと  
いうことができる。

また、上海租界に蔓延しつつあった石炭不足は、日本側の経済活動と全然無関係である  
とは言えない。その関係の一つの事例は上海電力会社の発電用石炭である。当時、上海の  
電力需要量の大部分は上海電力公司により供給され、また同社の工業用電力の約 70%は日  
本側の工場に消費された<sup>137</sup>。その結果、租界の石炭不足による石炭価格の騰貴は電力価格  
の値上げをもたらし、その負担の大部分は電力料金を通じて日本側に転嫁された。つまり、  
日本側の租界への石炭供給の制限は間接的に自分の経済活動に不利な影響を引き起こした  
と言える。日本はそれが上海の政治・経済の未統合の事例の一つであると認識し、大東亜  
共栄圏の確立のために上海の生産力を動員し、かつその能力を発揮する目標を達成する意  
味において、全上海に対する石炭の供給・配給対策は最も重要な要件の一つであると主張  
した<sup>138</sup>。

要するに、太平洋戦争開戦までの上海への石炭供給は、日本と欧米諸国との政治上の矛  
盾激化が招いた二重の経済封鎖により大きな困難に直面した。この困難な局面に対して、  
主に海外の石炭に依存した租界側は石炭移輸入の増加促進などの対策を講じたが、外部の  
日本側と英米側の封鎖強化、および内部の自由経済体制に伴った投機行為の多発によって  
石炭不足を到底克服できなかった。その一方、日本側の統制は、卸売価格の相対的な安定  
や貯炭量の確保という実績からみると、より成果を上げたと言えるが、前述の上海電力公  
司の発電価格の値上げによる日本側への負担転嫁も無視できない問題であった。その問題  
を解決するため、全上海に対する石炭の供給・配給対策を立案しなければならないと認識  
した日本は、太平洋戦争開戦による租界進出以降どのような施策を展開していったのか。  
この点を次章の課題の一つとして考察したい。

---

<sup>137</sup> 前掲、上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』97～98頁。

<sup>138</sup> 同上、99頁。

## 第二章 アジア太平洋戦争期における 上海の石炭統制システムの統合（1941～1945）

### はじめに

1941 年末のアジア太平洋戦争の開戦は、日本による東アジア経済圏の中枢に位置した上海経済を、戦争遂行のため戦時経済の中核を担うように再編成していった。その過程に伴って、上海の石炭市場においても様々な変化が現れたが、本章は、アジア太平洋戦争時期における上海石炭統制システムの統合と統制機関の調整に注目し、日本の戦時経済による上海石炭市場の変容を検討し、それを通じてこの時期上海の石炭統制の実態と特質を解明しようとするものである。上記の目標を達成するため、本章はまずアジア太平洋戦争開戦に伴って展開しつつあった日本主導下の上海の物資統制体制の再編成を紹介し、次いで同時期に占領された租界と華界の石炭市場の統合と統制機関の変容を考察し、最後に 1943 年 4 月の全国商業統制総会の成立と 8 月の汪政権による租界接收が、上海の石炭統制の権力構造にどのような変化をもたらしたかを明らかにする。

### 第一節 アジア太平洋戦争開戦に伴った上海物資統制の再編成

前章で述べたように、日中全面戦争の勃発以降、日本は戦局の推移に応じて設定した戦争の基本対処方針に基づいて、占領地に対する様々な統制強化策を実行していたように見える。そうした状況の下、上海の占領地は、特に汪精衛政権の樹立以来、上海戦により破壊された施設や生産設備を復興し、上海を物資調達の中枢として戦時経済を支える、また重慶政府の抗戦力を弱体化させるという目標を達成するため、物資統制と価格統制の強化に関する施策を行っていた。しかし、外国租界による自由経済体制の存在は、経済の統制を強化しようとする日本側にとって大きな妨害であった。

そのため、日本側の租界に対する重要な課題は、租界以外の華中占領地においてすでに経済封鎖と経済統制が展開していたことを背景に、上海租界の性格をどう評価し、租界対策を占領地経営にどう組み入れるのかということであった。アジア太平洋戦争開戦前の日

本軍部には、重慶政権の留守司令部、治安攪乱の策動拠点、経済統制施策を阻害する敵性地域という上海租界に対する認識があった。一方、興亜院方面は、東亜新秩序建設のため将来の良い時機に租界を回収すべきであるが、現時点では日本の不足資源の獲得拠点として租界の現状を維持すべきであると考えていた。また、上海現地には、日本軍部と上海日本人居留民における「土着派」と呼ばれる雑業層を中心に租界の中立性・二面性を否定し日本軍により租界を接收すべきであると主張する「強硬派」と、興亜院・外務省・上海人居留民の日系商社や銀行関係者からなる「会社派」を中心に、租界の敵性を排除する必要があると認めつつ、占領地経営のため上海の「国際性」を維持すべきであると主張する「国際派」、という二種類の認識が存在していた<sup>139</sup>。

以上の対租界認識の不一致は、アジア太平洋戦争開戦に至る過程において統合されていく趨勢が見えた。1940年12月、第13軍（登部隊）司令部は「租界対策部委員会」を組織し、上海租界問題を真剣に研究し始めた。翌年の1941年9月以降、租界に関連する陸軍・海軍・外務省・興亜院方面は、開戦直前の1941年12月7日に「上海租界進駐計画案」を立案した。その要点は、①租界を繁栄したまま接收すること（事変の早期解決のため、重慶政府と日本側の接触できる中立地帯の温存）、②仏租界の権限を侵害せぬこと（重慶側特務の根拠地とならぬように中立を保たせる）、③上海市内を汪政府軍（南京政府）の安住地とする、④敵国人は拘禁しない、⑤敵産は押収する（金融機関は保護）、⑥共同租界の英米外交官は軟禁する（相応の待遇の下に）、⑦租界処理と同時に約2週間は一般日本人の出入を禁止する、などであった。上記の「上海租界進駐計画案」の内容から見ると、前述の「国際派」の主張が最終的に日本の租界進駐方針として実行されたことが分かる<sup>140</sup>。

上記の方針に基づいて、1941年12月8日に日本軍が工部局との交渉を通じて上海の公共租界に進駐する一方、仏租界への進駐はヴィシー政権との合作関係を配慮して暫く軍の進駐を租界当局に要請しなかった。その後、日本軍の強要によって、工部局のイギリス・アメリカ・オランダの役員が続々辞任し、日本人がその持ち場を引き継いだ。1942年1月7日の工部局董事会議では、日本の外交官岡崎勝男が総董になった。そして1942年2月末ま

<sup>139</sup> 久保亨・波多野澄雄・西村成雄 編『戦時期中国の経済発展と社会変容』（日中戦争の国際共同研究）（慶應義塾大学、2014年）186～187頁を参照。

<sup>140</sup> 高綱博文著・陳祖恩訳『近代上海日僑社会史』（上海人民出版社、2014年）、153頁。

で、工部局の総弁（寺岡洪平<sup>141</sup>）や警視總監（渡正監<sup>142</sup>）などの重要な職務も日本人を任命された<sup>143</sup>。こうして工部局の人事面に日本の勢力を浸透させることによって、日本が工部局董事会の実権を次第に握り、開戦前に定めた上海物資統制の再編成を実行していった。

1942年2月27日、上海の日本居留民の代表からなる上海市政研究会は、「上海再編成に関する基本方針（案）」を提出し、①軍需物資の調達並びに軍自活に対する役割、②占拠地経営を通じた対重慶攻勢に対する役割、③対日満華北並びに対南洋民需物資供給地としての役割、④大東亜共栄圏内物資集散中心地としての役割、⑤戦後における日本の世界政策遂行の一拠点としての役割、などの方面から上海再編成の必要性を指摘した。その具体的な主張から見ると、ほぼ日本占領区における上海の物資流通・集散・供給の中心地位を重視し、日本軍が租界に進駐した上海において物資統制を強化すべきだであるという提案である<sup>144</sup>。

上記の方針に基づいて、1942年5月25日、上海市政研究会はまた「物資交流に関する措置（案）」を提出し、戦況の推移の中で上海の物資交流の中心地としての役割を果たさせるため、①ストック物資処理、②対奥地物資交流の二つの方面に関する措置を論じた。①については、上海地域に所在するストック物資を(1)軍需物資、(2)物動物資<sup>145</sup>、(3)上海向民需物資、(4)他地域向交流物資の四つの種類に分け、それぞれの対策を説明した。②については、(1)上海のストック物資<sup>146</sup>の搬出の円滑化、(2)統制措置の半恒久化と統制機関の一元化、(3)奥地物資の買付価格を適正化し上海を中心とする占領地の物資交流経済圏の構成という点から諸対策を述べた<sup>147</sup>。

こうした統制強化の方針と具体的措置の策定とともに、日本は租界接收後直ちに一連の物資統制の強化策を実施し始めた。代表的措置としては、主に①日本軍による租界内の倉庫の抑留と封印された物資の流出を防ぐ施策、②興亜院による物資移動取締と上海経済の計画化、③日本人と中国人商工業者の連合組合の結成、④対重慶側の物資封鎖の強化、な

---

<sup>141</sup> 日本人外交官。

<sup>142</sup> 中華民国（汪政府）大使館参事官。

<sup>143</sup> 上海市檔案館編『工部局董事会會議録』第28冊（上海古籍出版社、2001年）678～689頁。

<sup>144</sup> 上海市政研究会『上海再編成案』1942年12月、3～13頁。

<sup>145</sup> 物資動員計画により統制される物資を指す。

<sup>146</sup> 1941年10月1日に施行した「揚子江下流軍占拠地域物資移動取締暫行規定」に規定される第3号（綿糸・綿布など）と第4号物資（金属・鉱石など）を指す。

<sup>147</sup> 前掲、上海市政研究会『上海再編成案』79～84頁。



どであった。

日本軍による倉庫の抑留・物資の封印に関する施策について、日本軍は租界に進駐した直後直ちに敵性工場・倉庫の封印を行ったが、物資の敵性判定は困難であり、物資の散逸を防止するため、倉庫の封印を広い範囲にわたって実施した。さらに、1941年12月17日には重要物資のストック申告に関する布告を発表し、金属・ゴム製品・自動車・塗料・顔料・油脂など品目に対して一定の数量・価額以上を保有する者の申告を要請した。また、戦争遂行に必要な軍需物資を調達するため、翌年の1942年1月20日、上海の軍当局は陸海軍共同声明を発表し、指定された直接・間接の軍需物資の所有者の敵性を判定した上、軍による没収・押収・買収ができる方針を明示した。これと同時に、物資処理を円滑に進めるために、家庭用品以外の指定物資の売買・移動を禁止した。その指定物資の範囲について、兵器・鉱石・自動車などの直接軍需品のほか、鉄鋼・非鉄金属・機械・油脂類・木材・皮革類・麻および同製品・羊毛および同製品・綿花および同製品・ゴムおよび同製品など品目を含み、非常に広範囲にわたるものであった。その後、軍当局は上海地域の経済活動をできる限り速やかに復活させるために物資処理を迅速に行っていたが、1942年2月12日に封印された倉庫を順次解放する旨を明らかにするとともに、移動禁止の品目から綿製品・羊毛製品・金・銀などの重要商品を除外し、範囲を縮小する姿勢を見せた<sup>148</sup>。

軍による物資統制の強化とともに、興亜院による物資移動取締と上海経済の計画化も展開しつつあった。1942年3月27日に発表された陸海軍共同布告により、その後の上海地域の物資統制は、興亜院華中連絡部長官のもとに一元化することになった。その布告に基づいて、興亜院は翌日の3月28日、統制システムを完備するまで必要な措置として重要物資の移動に関する指示事項を発表し、上海地域内の移動要許可物資の品目を指定したが、そこには前述の綿製品・羊毛製品・金・銀などの一旦除外された品目も含まれた。この移動許可制は、上海地域内における物資移動にのみ適用され、上海以外への搬出、上海以外より搬入する場合には、1941年10月1日に支那派遣軍総司令部および支那方面艦隊司令部が制定した「揚子江下流軍占拠地域物資移動取締暫行規定」の適用を受け、軍の許可証の発給を受けたときは、重ねて興亜院の許可を受ける必要はないことになっていた<sup>149</sup>。

<sup>148</sup> 水谷啓二『上海経済の再編成』（同盟通信社出版部、1942年）76～77頁。

<sup>149</sup> 前掲、水谷啓二『上海経済の再編成』77～79頁。

同時に、興亜院による上海経済の計画化も大いに推進しつつあった。本来、興亜院は、軍直接管理以外の上海工業の統制および上海地域内の物資生産・配給統制の最高機関として、上海経済の計画化を望んでいたが、アジア太平洋戦争開戦まで自由な市場体制を維持してきた上海租界の存在によってその目標の達成は困難であった。とはいえ、戦時中の上海を自由経済のままに放任しておくことを許されない。アジア太平洋戦争開戦とともに、上海の輸入貿易の大半を占める英米側の輸入が断絶しただけでなく、ほかの日本占領区からの輸入も戦争遂行中のため減少を避けられない状態になっていた。また、それに伴った原材料の供給減少が、上海の工業生産力の低下をもたらした。一方、軍需の増大は言うに及ばず、日本内地・華北・満洲の華中物資に対する需要もますます増大しつつあった。このような膨大な需要に対応するために、前述のストック物資の確保措置とともに、興亜院は物動物資に対する方策と物動物資以外の物資に対する方策に分けてそれぞれの物資統制方針を立案した<sup>150</sup>。

まず物動物資に対する方針について、華中の物動計画は、従来興亜院が原案を作成してそれを企画院に提出し、企画院は検討の上総合的物動計画の一部としてそれを決定することとなっていた。かかる方式に大きな変動がないが、アジア太平洋戦争開戦後華中経済中枢である上海租界も、華中物動計画の計画地域に包摂されることになる点に大きな変化があった。そして華中の物動計画の今後の方向について、興亜院は日本の戦時経済の強化を図るため日本に対する物資の需要量をできるかぎり減少させるとともに、対日供給量をできるだけ増加させるという目標を設定した。また統制方法としては、受注審査制を実施し、審査に基づいて必要な原材料・燃料・電力などの割当配給を行う方針で、鉄鋼類・鉄鋼製品・亜鉛鉄板、および鋳力板と同製品・非鉄金属製品・ゴム製品・皮革製品・紙類・コークス・練炭・機械および同部品を受注審査制の実施対象にすると予定された。物動物資の配給には、主に切符制による統制であり、石炭・コークス・石油類・亜鉛鉄板・鋳力・丸鋼・銑鉄・スレート・セメント・カーバイト・日本材・硫安・揮発油が主要な対象であった。それに対して、物動物資以外で生産・配給統制を受けたものは、一般民衆の生活に関わる小麦粉・タバコ・綿糸・綿布・油脂類・医薬品・製材・卵製品・酒・ビールとほかの

---

<sup>150</sup> 前掲、水谷啓二『上海経済の再編成』79～80頁。

飲料水などであった。その生産統制の方法として、日本側と中国人側を含め、製品の規格化、操業率の設定、原材料の割当制などを行うこととなった。配給統制は同業組合を通じて行われた<sup>151</sup>。

上記の物資生産・配給統制を円滑化するため、物動物資の場合も、その他の重要物資の場合と同じく日華共同あるいは日本側が主導する組合の結成が行われ、その形態は大体下記の三つがあった。

- (一) 中国人・外国人側にすでに統制団体が存在する場合、それらの団体と日本側の統制団体との連合組織を結成する。
- (二) 中国人・外国人側の工場・商社が多数で未だ統制団体がいない場合、工部局・市政府などの指導下にそれぞれ統制団体を結成し、それらの団体と日本側の統制団体との連合組織を結成する。
- (三) 中国人・外国人側の工場・商社が少ない場合、そのまま日本側の統制団体に加入させる。

また興亜院のこれらの組合に対する指導要領は次のとおりであった。

- (一) 消費節約、買い溜め・売り惜しみ行為の防止を徹底的に強化すること。
- (二) 常に在庫を明らかにし物資の散逸防止を図ること。
- (三) 敵国人に対する物資の移転・譲渡を徹底的に防止すること。
- (四) 計画経済の確立を推進すること。
- (五) 物資高騰の抑圧を通じて民生安定と対日物資供給の円滑化に資すること。

そのなかの(四)について、興亜院は、①日華工場の整理・統合、②製品の規格化、③原料統制、④配給統制に関する具体的方針を提示した<sup>152</sup>。

上記の方針に基づいて、1942年9月まで、すでに①鉄鋼類、②非金属類、③綿花・綿製品、④羊毛類および同製品、⑤麻および同製品、⑥皮革(同製品を除く)、⑦ゴムおよび同製品、⑧木材、⑨鉱油類、⑩石炭・木炭、⑪工業薬品、⑫油脂・樹脂、⑬医薬品と同材料、⑭機械と同部品、⑮米・小麦・雑穀とその他の食料品、⑯ドラム缶・鉄桶、⑰紙類な

---

<sup>151</sup> 前掲、水谷啓二『上海経済の再編成』81～82頁。

<sup>152</sup> 同上、82～84頁。

ど様々な組合（公会）が結成された<sup>153</sup>。

一方、アジア太平洋戦争開戦後の対重慶側の物資封鎖に関する措置は、基本的に前出の「揚子江下流軍占拠地域物資移動取締暫行規定」に照らしてより強化された。前述のように、日中戦争勃発後の上海地域内の物資の生産・配給統制は興亜院華中連絡部が担当していたが、上海と奥地間および奥地相互間の物資移動は直接軍の統制下に置かれるものであった。そして対重慶物資封鎖の強化と占領地内部の物資交流の円滑化のため、現地の陸海軍当局は1940年6月の制定に次いで、1941年10月1日に「揚子江下流軍占拠地域物資移動取締暫行規定」を公布・実施を開始した。その内容は、まず重慶側への物資の搬出をすべて禁止し、上海とその他の軍占領地との物資交流を統制する一方、上海以外の軍占領地内部における物資の移動制限は、特に規定する場合のほか行わないとなっていた。ただし、軍用品および弾薬・火薬・アヘン・麻薬の移動は、占領地陸海軍の最高指揮官に許可されるものを除きすべてを禁止していた。その他の一般物資を上海から軍占領地へ搬出する場合、および軍占領地の生産物資を上海地域に搬入、または揚子江下流あるいは黄浦江沿岸部から軍占領地外へ積み出す場合には、支那派遣軍総司令部経理部第七号上海出張所（陸軍警備地域より搬出の場合）および第一海軍経理部（海軍警備地域より搬出の場合）の許可を要することとなった<sup>154</sup>。

なお生糸・繭・茶・卵および同製品については、汪政府においても運輸・販売許可制が実施されていたため、汪政府と日本軍陸海軍当局の二重許可手続きが必要であった。その他のセメント・塩・綿布および同製品・マッチ・タバコについては、免税品を除き統税<sup>155</sup>または塩税に納入済証明書、あるいは統税局の消印がある収入印紙の貼付、または塩務局の運搬許可証が必要であった<sup>156</sup>。

上記の軍占領地内部の物資移動の計画立案および審議機関には、「中央物資統制委員会」および「地方物資移動統制委員会」があった。前者は、日本側の陸海軍・大使館・興亜院華中連絡部と汪政府側の実業部・財政部・社会運動指導部の関連者をもって組織され、毎月上海からの物資搬出の基準数量とそのほかの総合的計画を決定した。後者は、南京・杭

<sup>153</sup> 前掲、水谷啓二『上海経済の再編成』85～89頁。

<sup>154</sup> 同上、90～91頁。

<sup>155</sup> 商品の類型によって統一の税率で徴収される貨物税。

<sup>156</sup> 前掲、水谷啓二『上海経済の再編成』91～92頁。

州などの各地方の日中双方の関係者をもって組織され、中央より割り当てられた物資の配分計画とその他の各地域の物資移動計画を立案した<sup>157</sup>。

上記の様々な措置を除き、上海での物資統制の強化策については、①工部局による食油・食米・小麦の販売制限および石炭・豆炭の移動制限の決定、②中支那米穀配給組合を通じた通帳制の導入、隣組による日本人に対する米穀消費統制の実施、③中国人に対する食米の切符配給制の実施、④汪政権・租界当局・現地日本軍・興亜院・市政府の協調により「物価対策委員会」を設立し、綿布の最高価格を限定すること、などであった<sup>158</sup>。

こうして1942年9月までに、上海地域の物資統制は日本側の指導の下で大いに強化されていった。この時期の日本側の物資統制の目標は、①上海に戦争遂行上の一翼を担わせ、できるかぎり多くの物資を戦争に供給させて日本の戦時経済の強化に資する一方、日本からの輸入を最小限にとどめて日本の負担を軽減する、②一般民衆の最小限の生活必需品の供給を確保し民生の安定を図ること、という戦争支援と民生安定の両立を目指すものであった<sup>159</sup>。しかし、統制の実際から見れば、それらの目標は必ずしも予想どおりに達成できなかった。

例えば米穀統制の場合には、軍需米の買収は軍の貨物廠で実行されていたが、一般民需米の統制については、汪政権の食糧管理委員会の監督の下で上海租界・華界・在留日本人の商社や工場などが各地域それぞれの統制措置を実施していた。また物資配給の施策が軍需・対日物資供給を確保するという現地自活方針によって、米穀統制も日本軍や日本人居留民・日本企業の需要を優先し、中国人側の食糧の確保が不十分であると指摘された<sup>160</sup>。

一方、食糧と同じく上海経済の再編成において重要な位置を占める綿花・綿製品に関する統制の経緯は以下のとおりであった。第二次上海事変後の日本占領区の紡績業は、戦争によって被害が甚大であり、自らでは再起が不可能となっていた。その後の治安回復とともに1938年年末までに日本人紡績業はほぼ操業を回復し、特に在華紡は大量の中国人労働者を雇用し、かつてない高収益を達成した。一方、中国人紡績業については、日本方面の

---

<sup>157</sup> 前掲、水谷啓二『上海経済の再編成』92頁。

<sup>158</sup> 山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』（大月書店、2019年）、400頁。

<sup>159</sup> 前掲、水谷啓二『上海経済の再編成』75頁。

<sup>160</sup> 前掲、山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』400～401頁。

工場割当・設備修理によって経営を再開した業者が増加しつつあった。紡績業の操業回復とともに、綿花に対する統制も展開した。戦争初期の統制は興亜院と領事館の監督指導を受ける在華紡や棉花商社が担当していたが、1939年9月15日に現地日本軍が重要物資の自由搬出・輸出を禁止し、綿花の統制も強化された。さらに、1940年12月24日に中支綿花協会の設立をきっかけに、綿花の買収・配給の一元的統制体制の構築が始まった。その結果、1942年9月15日に華中棉花統制会が成立し、それを軸とした華中占領地の綿花統制システムが確立された。しかし、上海周辺の治安状況の悪化、買収価格の抑制と食糧逼迫による作付け転換などが原因となって、1941～43年度の綿花の買収量は停滞ないし減退した。それに伴って、買収された綿花は基本的に軍需・対日物資供給用に優先的に回され、現地民需への配分量は少なかった<sup>161</sup>。

また、物資統制の具体的担当者としての民間業者の再編成も実施されていた。戦前の華中地域の物資買収は、大体〈外国商社—華商買弁—農村〉の経路を通じて主に外国資本を背景とした買弁が担当していたが、日本にとっては経済不況や排日運動に影響されて取引関係は不十分なものであった。また、その在来の流通経路は日中戦争勃発以降大いに破壊され、占領の経済復興と治安確保および日本軍の現地自給方針のため、日本商人の進出を促し流通機構の再編成が進んでいた。米穀買収の事例について見れば、1940年11月に日本軍と汪政権は松江などの地域に対し軍用米買付地区の指定を解除し、「承弁商弁事処」を設立し、有力業者に買付を委任した。そして行政と商人間、商人相互の矛盾による買収成績の不振に対しては、また中支米穀買付組合を組織し、軍の一元的監督の下に指定された日本側の大手商社が元請商として結束し、そのもとに日中の中小商社からなる下請商を組織した。こうして華商米行（米卸商）を排除し中国農村部に進出する買付体制を形成した。この買付体制は日本資本の優位や独占的な利益を確保しようとする軍事力による物資統制の内実を反映したものであった。一方、この体制に関与する中国人下請商は、資金融通面での不利益や人的費用の負担など常に不利な条件下に置かれ、中国人業者の投機行為をもたらした。このため、軍—日本商社を軸とした物資買付・流通機構が形成されたもの

---

<sup>161</sup> 前掲、山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』402頁。

の、在来の流通機構を完全に掌握することができなかった<sup>162</sup>。

上記のように、アジア太平洋戦争開戦後、上海の物資統制の再編成は戦争支援と民生安定の両立を目指す方針に基づいて展開されたが、実施中において両者は常に両立できない状況を生んでいた。こうした状況の下で、上海の石炭市場の統合と統制強化の実態はどのようなのであろうか。

## 第二節 上海石炭統制システムの統合

前章で述べたように、アジア太平洋戦争開戦に伴った日本軍の租界進駐の時点において、上海地域内の石炭統制は租界と日本占領区の分断によって二つの並行するシステムが存在した。それは、上海物資統制の再編成を望む日本にとって早急に解決しなければならない問題であったため、前述の興亜院華中連絡部の方針に基づいて、上海石炭統制システムの統合が始まった。

その統合の過程を明らかにするため、ひとまずアジア太平洋戦争開戦後における共同租界の石炭統制の動向を把握しておきたい。アジア太平洋戦争開戦までの租界側の物資統制は、日本側と比べて経済の動員と生産力の拡充の要請に基づく統制ではなく、ほぼ生活必需品の価格統制を実施するための裏付操作を目的とするものであった。また、その法的根拠は大体価格統制を目的とする土地章程附則の規定にあったため。当時から価格統制と不可分の関係になると指摘されていた<sup>163</sup>。

アジア太平洋戦争開戦後の1年間、工部局が実施した物資統制の方法は大体下記の4種であった。

- (一) 土地章程附則の規定による価格統制
- (二) 工部局が租界内の商品を徴用し配給統制を実施するもの
- (三) 消費者の申告により購買切符を発行し工部局もしくは小売店より購入せしめるもの
- (四) 特定の需要を満たすため工部局が特に許可する商品以外は移動・販売・消費を禁

<sup>162</sup> 前掲、山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』403～405頁。

<sup>163</sup> 前掲、上海市政研究会『上海再編成案』136～137頁。

止するもの<sup>164</sup>

上記の方法を通じて統制された物資の品目の中、石炭と豆炭は主に①価格統制、②在庫品申告、③移動統制の対象となり、米・小麦粉のような配給統制と強制買上はまだ実施されなかった<sup>165</sup>。

石炭の場合には、アジア太平洋戦争開戦の直前の 1941 年 12 月 6 日、工部局が工業用石炭使用者に対して 12 月 15 日まで一ヶ月の最低需要量と現時点の在荷量に関する申告書の提出を促し、申告書を提出しない者は今後の石炭購入手当に関し工部局の援助は不要であると見なすことになった。一方、石炭卸売商・小売商に対しては石炭仕入量と売上量の申告を命じ、租界における石炭の需給状況と在荷量の調査の確実を期した。そして 12 月 13 日に 5 トン以上の石炭の在荷を有する者の全てに対してその申告を命じ、また卸売商・小売商の仕入量と売上量の申告については、12 月 27 日に改めて 1941 年度の石炭販売の実績調査を上海煤業同業公会に委ねて実施した<sup>166</sup>。

工部局が上記の一連の調査を実施し、販売統制を本格化する準備中にアジア太平洋戦争が開戦したため、12 月 10 日以降一籠（125 キロ）以上の石炭の移動を禁止した。一方、移動許可証による大口石炭の販売は、12 月 19 日以降もそれ以前の調査に基づき実施されていた。さらに、1942 年 1 月 1 日以降になると、石炭のそれぞれの種類に対して最高公定価格を決定し販売が実施された。その規定に違反する者には、①石炭・豆炭の移動許可証の発行停止、②現時点の在荷の没収、③将来の新規仕入の禁止、などの処分が適用された。なお、ガス会社・電力会社などの特殊石炭使用上の優先権ありと認められる産業のために、適性石炭を確保する目的をもって 1 月 1 日以降カルカッタ炭などの特殊石炭に対して、工部局石炭統制委員会が許可する以外の販売を禁止した<sup>167</sup>。

豆炭に対する統制について、工部局が 12 月 8 日に最高価格を制限し、小売商は一名一回につき半担（25 キロ）以上の販売を禁止し、販売ごとに購入者の氏名・住所を帳簿に記入させ買い溜めを防止した。その後、12 月 19 日に半担以上の豆炭の移動に関して工部局発

---

<sup>164</sup> 前掲、上海市政研究会『上海再編成案』137 頁。

<sup>165</sup> 同上、138 頁。

<sup>166</sup> 同上、151 頁。

<sup>167</sup> 同上、151～152 頁。



行の移動許可証の交付をもって実行できることとなった<sup>168</sup>。

1942年1月1日以降の上海租界内の石炭供給情勢に関して、1月13日に工部局石炭統制委員会（Coal Control Committee）が租界における石炭の需給状況と在荷量の調査結果に基づいて報告書を提出した。その報告によれば、1941年の上海の石炭販売量は1,95万8,764トンであり、上海の通常の年間石炭需要（日本側の需要量を除く）を満たすことができると主張した<sup>169</sup>。しかし、アジア太平洋戦争開戦に伴って、怡和洋行（Jadine Matheson）・太古洋行（Butterfield & Swire）・開灤鉱務局（K.M.A.）が浦東に備蓄していた石炭は日本側に封印された。そのため、大部分の石炭使用者が掌握した備蓄量は3ヶ月の消費に耐えることができず、さらに市場において流通している石炭（その大部分は昔常に開灤鉱務局に供給された）は実際に使い尽くされ、備蓄のない使用者に大きな困難をもたらした<sup>170</sup>。以上の点を踏まえ、各用途の石炭供給状況については、以下に工業用・公共事業用・自由炭に分けてそれぞれ論述したい。

まず工業用石炭の状況について、報告時点の1月13日に提出された調査は主に蘇州河南岸における工場に限り、その工場数は249であった。具体的には、すべての工場の石炭の平均的備蓄量ではわずか1～2週間の稼働にも足りないと推定され、その需給の内訳は表1のとおりである。

---

<sup>168</sup> 前掲、上海市政研究会『上海再編成案』152頁。

<sup>169</sup> 上海市檔案館蔵、U1-10-7：「緊急調度委員会和煤炭管制委員会關於煤炭情況的報告估算及来往文件和會議記錄」1941～1943年、12頁。

<sup>170</sup> 同上、21頁。

表1 1942年1月13日の蘇州河南岸の工場の石炭需給状況

炭種	無煙炭	無煙炭粉	有煙炭	有煙炭塊	その他	合計
備蓄量 (トン)	1,748.5	516.5	3,874.5	4,590.5	59.5	10,789.5
毎日最小 限の需要 量 (ト ン)	48.2	37	159	405.4	9.36	658.96
毎月の消 費量 (ト ン)	1,446	11,110	4,770	12,162	280.8	19,768.8

出所：上海市檔案館蔵、U1-10-7：「緊急調度委員会和煤炭管制委員会關於煤炭情况的報告估算及来往文件和會議記錄」1941～1943年、23頁。

さらに、上記の249の工場のなか、石炭の備蓄がほとんどない工場数は121であり、数籠の小口石炭を獲得し稼働を維持することができる小さな業者も僅かに過ぎなかった。一方、特殊用石炭の状況については、前述のガス会社・電力会社などの優先権を確保するために特殊石炭の販売許可制がすでに実施されていた<sup>171</sup>。

公共事業用の石炭については、上海電力会社と上海自来火会社（上海瓦斯会社）の石炭が専門家や日本人の顧問からなる委員会により確保されているため、その二つの会社は至急の需要を満たす石炭の十分な備蓄を有しただけでなく、将来の石炭供給を確保するため直接に日本当局と交渉することができた。一方、上海自来水会社のポンプ装置用の石炭はまだ十分に備蓄があり、また消費量が希少のため、しばらく工部局が協力する必要がなかった<sup>172</sup>。

最後は市場において流通する石炭（いわゆる「自由炭」）の状況である。まず有煙炭の場合では、前述の販売許可制下の特殊石炭に含まれるインド・インドネシア炭以外がほとんど枯渇し、これまで開灑炭に依存してきた消費者は大きな困難に苦しんでいた。また無

<sup>171</sup> 前掲、「緊急調度委員会和煤炭管制委員会關於煤炭情况的報告估算及来往文件和會議記錄」23～24頁。

<sup>172</sup> 同上、25頁。

煙炭の状況については、大口の工業消費者・アパート住宅・ホテルなどの場合が今後 2～3 ヶ月の需要を満たすだけの石炭備蓄量を有していたが、他の消費者が消費する自由炭は急速に枯渇していた。一方、浦東から一定量の華北無煙炭が搬入されたが、石炭不足の解消には不十分であった。豆炭については、一定量の日本の無煙炭粉の供給を確保することによって、豆炭工場が原料の備蓄量を増加し、3 ヶ月の豆炭供給を維持することができた<sup>173</sup>。

上記の報告において、工部局石炭統制委員会は迅速な石炭供給を確保しなければ非常に嚴重な石炭不足がもたらされる（有煙炭の供給状況はすでに厳しくなっていた）と主張し、日本当局に対して怡和洋行・太古洋行を通じた石炭の購入、浦東の封印された石炭の開封などの解決策の実施を要請した<sup>174</sup>。

工部局の調査によると、上海の石炭供給はアジア太平洋戦争の勃発による国際的な交通の阻滞と海外石炭の輸入途絶によってすでに大きな恐慌が起こっていた。そうした状況に対して、日本当局は日本占領下の華北炭鉱の石炭を陸運で上海に供給する対策を講じた。こうした供給源の急変によって、1942 年の上海石炭市場の構成は表 2 のようなものになった。

---

<sup>173</sup> 前掲、「緊急調度委員会和煤炭管制委員会關於煤炭情况的報告估算及来往文件和會議記錄」28 頁。

<sup>174</sup> 同上。

表2 1942年の上海石炭市場の供給構成

種類		産地	運輸方法	現状
無煙炭	カムファ炭	ベトナム	ハイフォンからの海運	輸入不能
	ホンゲイ炭			
	山西炭	山西大同	唐山からの陸運	隴海線によって移入
	焦作炭	河南		
	中英炭	河北門頭溝		
	柳江炭	河北臨榆		
有煙炭	開灤炭	河北灤州	秦皇島からの海運	移出停止
	淮南炭	安徽淮南	裕溪を経る淮南への水運や淮南—南京—上海の路線を経由する陸運	正常
	柳泉炭	江蘇徐州		正常
	博山炭	山東博山	青島からの移出	正常
	中興炭	山東棗荘	連雲港からの移出	正常
粉炭	ホンゲイ炭	ベトナム		正常
	富源炭	湖北		正常
	富華炭			正常
	黒嶺炭	日本		正常
	三沢炭			正常
	焦作炭	河南		正常

出所：前掲、鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」。

また、ある経済学者の調査によれば、1942年年末までの上海の毎日の石炭着荷量は2,000トン未満であり、戦前の常に1万トンであった一日あたりの着荷量に比べて大幅に減少した。その内訳は①1,200トンの焦作無煙炭、②200トンの柳泉有煙炭、③300トンの

山東有煙炭であった。上記の無煙炭のすべてが陸運により着荷したが、有煙炭の一部が依然として海運により上海に輸送された。同時期の中国人商工業や家庭用石炭の毎月の総配給量は 3 万 9,003 トンであったから、上記の毎日の石炭着荷量を確保すれば、配給量を維持することができるはずであった。ただし日本側・公共事業・交通面の需要量を加算したら、その着荷量がなお足りなかった。実際には、上記の一日あたりの石炭着荷量は、大幅に不振になった上海の商工業(工部局の調査によれば工場数の平均 5 割が活動を減少)にとっても、ようやく維持する役割を果たすだけであった。そのため、上海に搬入された石炭はほぼ消費されており、備蓄の余裕はほとんどなかった<sup>175</sup>。

このような太平洋戦争開戦に伴った石炭不足の顕在化に対応するため、租界内の中国人石炭同業商は興亜院華中連絡部の指導の下で各種の統制機関を設立した。そのなかで、1942 年 2 月 1 日に成立した「大中聯煤号」は石炭統制システムの統合における中心的組織であったと言える。

大中聯煤号は日本側の「上海石炭联合会」の一部として租界内部の石炭供給・配給および価格調整を専任した組織であり、義泰興煤号をはじめとする会員たちが 100 万元の共同資金をもって石炭联合会に石炭を購入し、各同業商を通じて各小売商に配給した。

この組織の配給規則によれば、石炭配給の要点は以下のとおりであった。

- (一) 配給地域は蘇州河の南の共同租界・仏租界および滬西区域に限られるが、ただし蘇州河南北の華商豆炭工場および中小華商工場も含まれる。一方、同区域内の日本人企業および軍管理工場を除く。
- (二) 毎年の 10 月末までこの組織は来年の石炭需要量や業別需要量、および各季節の石炭需要計画や業別需要計画に関する書類を作成し、事前石炭联合会に申請しなければならない。
- (三) 配給対象は各同業煤号や小売商であり、每期(毎年 4 期)の配給の前に、対象となる業者は事前の申請と料金の納付を完了しなければならない。
- (四) 石炭の配給は、石炭联合会に許可された配給量および華中連絡部に規定された配給・販売価格に基づいて実行する。また、配給対象は配給を拒むこと、並びに規

---

<sup>175</sup> 前掲、鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」。

定額以上の価格で販売してはならない。

(五) 配給の各段階の価格には、3%～5%など合理的な利潤が加算される。

(六) 配給範囲内の華商豆炭工場の石炭は直接この組織により配給されるが、一般家庭用および他の工場の石炭は同業商や小売商を通じて配給される<sup>176</sup>。

その後、1942年4月13日に在来の煤業同業公会から改組された「上海煤業同業商聯合会」が成立した。その業務は、主に①石炭販売価格の決定、②石炭の運輸、供給調整および研究など事項、③小売商の統一および同業間の協調などであった<sup>177</sup>。そして同月に石炭小売商の統合のため、また「上海煤業小売商同業聯合会」が設立され、興亜院華中連絡部・石炭聯合会の指導・監督の下で、大中聯煤号および上海煤業同業商聯合会と協調し具体的配給事務を専任した<sup>178</sup>。

一方、豆炭業者は1942年5月5日に「上海煤球廠公会」を設立し、日商(第一部)と華商(第二部)の両部門が分けられ、①石炭配給の申請、②豆炭生産量の決定および製造標準の統一、③販売価格の決定、④製品運搬の手続きの処理、⑤配給組織の統一、⑥家庭用燃料の研究や調整、などの業務を担当した<sup>179</sup>。

こうして1942年上半期末までに、それまで日本側と租界側が並行して実施していた石炭統制システムの統合が図1のようにほぼ完成し、石炭聯合会と大中聯煤号を中心として石炭配給に関する業務を実施していった。

---

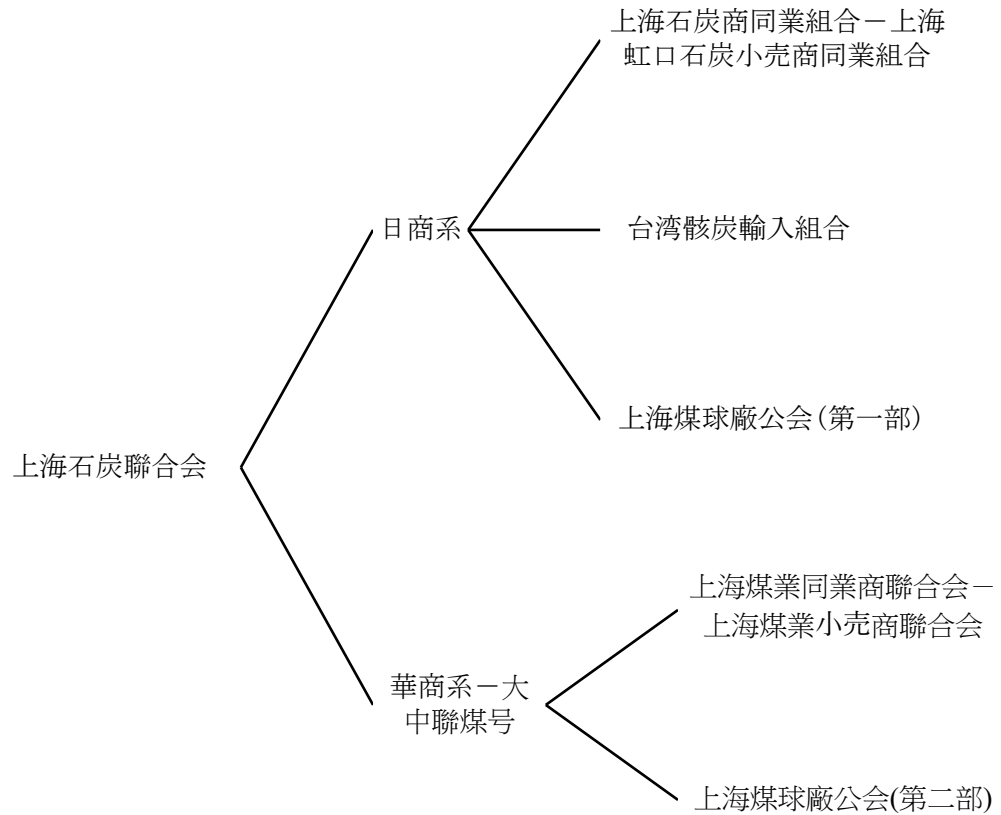
<sup>176</sup> 前掲、鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」。

<sup>177</sup> 上海市檔案館蔵、S304-1-75：「上海煤業同業商聯合会規約」を参照。

<sup>178</sup> 上海市檔案館蔵、S304-1-73：「上海煤業小売商同業聯合会」を参照。

<sup>179</sup> 前掲、鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」。

図 1 1942 年の上海石炭統制システム



このような統合された統制システムの下で、電気・ガス・水道などの公共事業・鉄道・船舶、日本方面の商工業者および欧米商人の石炭は石炭聯合会により供給された。一方、中国人商工業者・住民の石炭は石炭聯合会に直属する大中聯煤号に供給され、石炭商業同業公会を通じて小売商人に配給された。

大中聯煤号の統計によれば、1942年7月～12月末まで、大中聯煤号が上海煤業同業商聯合会を通じて小売商人に配給した石炭量は19万472トンに達し、毎月の配給量は平均3万9,003トンであった。この数字を見ると、上海華商方面の年間石炭需要量は少なくとも46万8,036トンが必要であったと言える<sup>180</sup>。

また、大中聯煤号の統計は、上海では毎月平均①4,749トンの有煙炭、②2,673トンの無煙炭、③3万1,580トンの粉炭が必要であったとし、総配給量の割合について①家庭用は

<sup>180</sup> 前掲、鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」。

7.38%、②豆炭工場は80.96%、③工場用は11.64%を占めることを明らかにしている<sup>181</sup>。この割合を見ると、この時期の上海の民生用石炭の主要な消費者は、すでに民営工業から豆炭業に転換し、豆炭業の消費量の増加に対して、民営工業用石炭の消費量は低下している。山崎経済研究所<sup>182</sup>の調査によれば、1940年12月の各工業の消費量は3万8,104トンであった。ところが、1942年年末までの配給量はわずか毎月4,543トンであり、2年前の11.92%に過ぎなかった。ここから、工業の不振が垣間見える<sup>183</sup>。

ただし、上記の配給量は必ずしも消費量の全部に相当せず、業者の石炭備蓄の剰余量もしくは配給量の不足を補充する統制外の石炭が存在する可能性がある。1942年10月末まで上海の各同業煤号が有する統制外の石炭の備蓄量は約2万5,000トン、各小売業者の備蓄量約8,000トン、合計3万3,000トンであった。このため、上記の毎月の石炭配給量は、すでに上海の石炭市場を維持する最小限の数字になっていると当時の経済学者は主張している<sup>184</sup>。

上海の石炭統制システムの統合の過程において、石炭に関わるもう一つの重要物資はガス生産の副産物のコークス（骸炭）であった。1943年2月、日本の在上海大使館事務所は「中支那コークス配給統制要領」を発表し、華中占領地におけるコークスの生産を確保し配給の円滑化を図り低物価政策に寄与するため配給統制機関を設立し配給機構を整備する方針を定めた<sup>185</sup>。

その統制要領によれば、コークスの生産・配給業務は主に在来のイギリス系の上海ガス会社（軍管理下）および日本系の「大上海瓦斯株式会社」が担当し、大口の消費者並びに小売商に直接に販売することが許可された。また、具体的な措置としては、①販売価格の設定、②小売商同業組合の結成と小売価格の統一、③大口の消費者への直売量と小売商への配給量の明確化などの配給事務の処理方法を確立しコークスの転売を防止すること、などであった。一方、移輸入のコークスの配給は依然として石炭聯合会が担当していた<sup>186</sup>。

---

<sup>181</sup> 前掲、鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」。

<sup>182</sup> 山崎靖純（「時事新報」や「読売新聞」の経済記者を歴任し、退社後昭和研究会と大日本言論報国会の成員として経済評論に従事）が創設した経済研究機構。

<sup>183</sup> 前掲、鮑樂蒂「煤之供需及其開採現状」。

<sup>184</sup> 同上。

<sup>185</sup> 上海市檔案館蔵、R1-14-239：「日偽上海特別市政府関与燃煤配給（一般配給）的文件」。

<sup>186</sup> 前掲、「日偽上海特別市政府関与燃煤配給（一般配給）的文件」。



最後に、同時期の工部局の石炭統制の強化策について簡単に説明したい。アジア太平洋戦争の勃発に伴った物資恐慌と物価高騰に対応するため、工部局は「緊急調度委員会」(Emergency Regulations Committee) を設立した。この組織がのちに「執行緊急規程及限価委員会」(Emergency Regulations Enforcement Committee) に改組され、統制物資の移動・価格・備蓄に関する法令違反行為の調査・処罰を行っていた。前述の石炭統制委員会はこの委員会に隷属し、工部局が公布した石炭統制法令の実施を担当していた。

1942年3月6日、執行緊急規程及限価委員会的主席が石炭統制委員会的主席に公文を送り、石炭統制法令の違反行為の調査・処罰について意見を述べた。具体的には、多発した違反行為に対して、執行緊急規程及限価委員会がすでに警察を通じて許可以外の石炭の移動行為に対しては没収もしくは罰金を課する措置の実施を決定したという旨であった<sup>187</sup>。その後、上記の方針に基づいて、3月末に至るまでの僅か3週間、租界内の警察部門は多くの石炭統制法令の違反行為を調査し、表3のように様々な処分を実行した。

---

<sup>187</sup> 前掲、「緊急調度委員会和煤炭管制委員会關於煤炭情況的報告估算及来往文件和會議記錄」8頁。

表3 1942年3月に調査された租界内の石炭統制の違反行為と処分

期日	違反行為	処分
3月13日	未許可石炭を運搬 (Moving coal without a permit)	3月18日まで250元の罰金を納付 (さもなければ貨物の没収・4日間の休業を強要)
3月16日	石炭の販売を拒否 (Refusal to sell)	理由説明を要請 50元の罰金 (もしくは営業免許を取り消す)
3月24日	販売の制限価格を超える (Overcharging)	理由説明を要請
3月26日	販売石炭の未登簿 (Not keeping record books)	理由説明を要請
3月26日	販売の制限量を超える (Selling more than permitted quantity)	理由説明を要請 4月14日まで50元の罰金を納付 (さもなければ貨物の没収・3日間の休業を強要)
3月26日	同上	同上

出所：上海市檔案館蔵、R22-3-680：「工部局執行緊急規程及限価委員会査処煤球售價越限及擅自運輸的通知処罰單及処罰書」1942年1～3月、1頁、5頁、14頁、21頁、42頁を参照。

そして1942年10月以降、工部局がまた「物資統制処」(Commodity Office)を設立し、その下で新設された「煤炭統制股」(Coal Control Office)が石炭統制委員会に取って代わり、上記の様々な石炭統制の違反行為の調査・処分の役割を担った。さらに、1943年9月の日本による租界接收後から1943年12月17日工部局の解散<sup>188</sup>まで、工部局が引き続き「物資統制部」(Commodity Control Department)傘下の「調査執行処」(Investigation &

<sup>188</sup> 前掲、上海市檔案館編『工部局董事会會議録』第28冊、734～735頁。

Enforcement Section) を通じて石炭統制法令の違反調査に関する事務を実施した<sup>189</sup>。

総じて言えば、アジア太平洋戦争勃発以降、上海の石炭統制システムの統合は大幅に推進された。これにより日本は石炭聯合会の下に大中聯煤号を設立し、在来の中国人同業団体であった上海石炭同業公会の活動を掌握した。この華商系の組織と在来の日商系の組合との統合によって、日本による上海の石炭の流通面の統制強化が実現した。同時に、上海煤球廠公会の成立並びに上海ガス会社の軍管理によって、豆炭・コークスの生産・配給統制も次第に強化されていた。一方、日本は工部局に勢力を浸透しつつ、工部局の各機構を通じて石炭統制の違反行為の取締を強化し、統制外の石炭流通の防止を目指していた。

### 第三節「全国商業統制總會」体制下の再調整

#### (1) 対華新政策下の全国商業統制總會体制の確立

第一節で述べたように、租界占領以来の日本側は軍と日本系商社の連携を軸とした物資統制を強化しようとしたが、華中占領地における在来の物資流通機構を掌握できず、物資買収の実績の向上を達成できなかった。それとともに、日本の戦況は1943年以降悪化しつつあった傾向が強まった。その不利な局面に対応するための一つの方策が、1943年3月の「対華新政策」であり、その物資統制の具体的措置としては、1943年3月11日に発足した全国商業統制總會（後に商統總會と略記）体制であった。

この新体制の確立経緯について述べておこう、まず、日本は1942年12月に「大東亜戦争完遂の為の対支処理根本方針」を決定し、占領地の重要物資の開発と獲得を図るために汪政権や中国商人に主体性を発揮させ、その積極的対日協力を実現する施策を提示した。そして1943年1月の「戦争の完遂に付いての協力に関する日華共同宣言」の発表以後、対華新政策が推進され、その目標は揚子江下流地域における物資統制の緩和と重要物資の買収・配給の統制権を汪政権に移譲し、商統總會の創設によって上海財界首脳部の協力の獲得を目指すものであった<sup>190</sup>。

<sup>189</sup> 上海市檔案館蔵、R22-3-687：「工部局物資処煤炭統制股查処煤炭售價越限及擅自運輸等調查報告及附件」1942年12月～1943年3月、R22-3-207：「工部局物資統制局查処各煤号違反經濟統制規章的伝訊、通知書及附件」1943年1～7月、R22-3-339：「工部局物資統制部調查執行処煤調查報告及附件」1943年9～11月、などの檔案を参照。

<sup>190</sup> 前掲、山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と經濟団体』405～

一方、汪政権にもこの体制転換をきっかけとした地位の向上や施策条件の改善をめぐって、日本側との交渉を推進しようとする傾向が強まっていった。1942年12月21日の御前会議による「大東亜戦争完遂の為の対支処理根本方針」の承認とともに、汪精衛が南京政府の代表団を率いて東京を訪れ、22日から一週間にかけて日本方面と交渉を進めた。当時南京政府の実業部次長袁愈佺の回想録によると、彼と数回交渉した東條内閣の商工大臣の岸信介は、以下の三つの原則に基づいて日本と汪政権の間に存在していた経済問題を解決することに同意した。

(一) 日本が物資統制権を汪政権に移譲する一方、汪政権も日本軍の戦略物資を供給すべきであり、その具体的措置は汪政権と現地の日本軍政当局との協議によって決定される。

(二) 日本軍により横領・管理された工場は迅速に中国人所有者に返還すべきである。

(三) 日中合弁の国策会社において軍事と無関係の者は適当に調整すべきである<sup>191</sup>。

上記の経済問題以外、日本と汪政権は、また①汪政権の参戦、②租界の汪政権への返還、③治外法権の取り消し、④英米資産の移譲、⑤華北占領地の移譲、⑥新軍票の発行停止と儲備券の統一使用、⑦日本の協力による汪政権の政府軍の整備、などの汪政権の強化策について合意した<sup>192</sup>。上記の日汪会談の結果に基づいて、1943年1月9日に汪政権が英米方面に対して宣戦を布告し、日汪関係の新しいページが開かれた。ただし、前述の日汪会談により合意された政治・軍事問題に関する事項は続々と実現されたが、他方において経済問題に関して様々な問題が生じた。

### ①軍管理工場の返還

まずは日本側の軍管理工場の接收・返還に関する問題である。日中戦争の勃発以降、華中地域(江蘇・浙江・安徽)の140余の工場が日本軍に奪われ、「軍管理」の名目として日本の商社に委託して経営され、日本軍の「以戦養戦」(戦争を通じて戦争遂行を支援する)の基礎となった。その後、「満洲事変」以来形成されつつあった中国の近代産業の崩壊を

---

406頁。

<sup>191</sup> 袁愈佺「日本侵略者砲制的商統会」(中国人民政治協商會議上海市委員会文史資料委員会編『上海文史資料選輯 第五十七輯』上海人民出版社、1987年、所収)を参照。

<sup>192</sup> 同上。

防ぐため、汪政権が発足したばかりの1940年春に日本の軍管理工場を接收して元所有者に返還することが経済工作の中心となった。そのため、汪政権の工商部に「接收日軍管理工場委員会」が成立して「商民申請發還日軍管理工場規則」を公布し、上海に事務所を設立して民間業者との相談を円滑にしようとした。この軍管理工場の接收の期間は、半年間に制限されたが、実際には1940年5月から1943年8月まで3年間を要した。接收が順調に進捗できなかった原因は、汪政権の実業部次長であった袁愈佳によると、主に①日本の政治方針と経済方針の矛盾、②日本軍の既定方針と汪政権の根本的な目標の抵触、③日本軍部と財閥の結託であった<sup>193</sup>。

①については、そもそも軍管理工場の返還政策は日本最高当局による人心掌握策に過ぎず、中国に駐在する日本軍の本意ではなく、日本軍の華中地域の経済を掌握する意図および「以戦養戦」の経済基礎の形成と衝突した。そのため、現地日本軍が軍事の必要を口実として、東京の政策の実施に掣肘を加え、軍管理工場の返還政策の実施方法と根本的原則との食い違いをもたらした<sup>194</sup>。

②については、現地の日本軍の誠意が不足し、軍管理工場の返還をめぐって故意に汪政権と中国商人を困らせたと指摘された。当時軍管理工場の返還を担当していた第13軍は「軍管理工場委員会」を設置し、①日本方面による買収、②日本方面と合弁、③日本方面に貸与して経営、④元の所有者に返還、という四つの方法を提議した。その理由について、第13軍の軍官は若干の重要な工場は軍需に関わり、原材料の供給には日本軍の協力が不可欠であるとする一方、多くの工場は戦争で破壊され、日本商人はすでに巨額の修理費を投資しているため、元の所有者が短時間で全額償還することは難しいと主張した。その上で、第13軍方面は軍需工場の生産を維持するために、軍管理を解除した後、引き続き買収・合営・賃貸の形態をもって日本商人に経営させるべきであると主張し、汪政権には中国商人の協力を斡旋するよう求めた。それに対して、汪政権は元の所有者へ無条件に返還すべきであると主張した。汪政権の強硬姿勢に対して、日本方面は直接中国商人と交渉し、様々な手段を講じて日本商人と契約を結ぶことを強要した。こうして1940年からの二年間、返還された軍管理工場の大部分は日本軍に強要され日本商人と買収・合営・賃貸の契約を結

---

<sup>193</sup> 南京檔案館編『審訊汪偽漢奸筆録』（下）（江蘇古籍出版社、1992年）1024～1026頁。

<sup>194</sup> 同上、1024～1025頁。

ばされた一方、重要産業の綿糸工場の返還は遷延され、先述の 1942 年 12 月の日汪交渉以降になって漸く元の所有者への返還が始まった<sup>195</sup>。

③については、日本軍が横領した各地の重要工場は、主に軍部と関連する日本商人に経営が委託され、公表された営業収入は献金の名目で日本軍に提供されたほか、陸海軍の主管機関職員は常に経営を委託された日本商人と結託し私腹を肥やした。その結託関係を通じて、日本商人が中国商人の工場設備を無償に利用し、さらに日本軍の力に借りて廉価に原材料を獲得して巨額の利益を獲得した。結託の事例としては、主に日本海軍に強要され二つの工場を日本豊田紗廠に売却した上海申新紗廠、および日本海軍に強要され重要な設備を日本商人に売った浦東中国酒精廠があった<sup>196</sup>。

これらの要因によって、軍管理工場返還は予想どおり成果を上げなかった。前述の 140 余の軍管理工場のうち、無条件に所有者に返還された工場は僅か 3 分の 1 に過ぎず、残りほとんど強要され合営・賃貸された。不公平な契約を結んだ元の所有者は、常に実際よりはるかに高い修理費を支払う一方、横領されたときに備蓄していた巨額の原材料は損失を被った。さらに、広東省製紙廠の製紙機、浦口永利化学工場の部品、各地工場の発電機など夥しい工場の設備は常に日本軍により解体・移転された<sup>197</sup>。

## ②国策会社の調整

次は国策会社の調整について、ひとまず国策会社をめぐる対立の由来から説明したい。中華民国維新政府（1938 年 3 月～1940 年 3 月）の時期、華中占領地の産業を復興させ、華中経済を統制する野望を叶えるために、日本は横領した主要産業や公共事業においてそれぞれの国策会社を設立し、また華中の重要産業を統制する「中支那振興株式会社」という親会社の設立を実行した。その後の日汪交渉時期、日本は維新政府の法律改定を強要し、国策会社に各種の特権を与えた一方、さらに青島交渉<sup>198</sup>の際には、汪政権が成立した後も引き続き国策会社の特権を承認することを求めた。汪政権が成立した後、同政権の工商部

<sup>195</sup> 前掲、南京檔案館編『審訊汪偽漢奸筆録』（下）1025 頁。

<sup>196</sup> 同上、1026 頁。

<sup>197</sup> 同上、1026～1027 頁。

<sup>198</sup> 1940 年 1 月に日本が占領した青島で開催された会議であり、汪精衛方面は華北の「中華民国臨時政府」、華中の「中華民国維新政府」の指導者と打ち合わせ、汪政権の樹立をめぐる交渉を行った。

が農業部・鉱業部・交通部・鉄道部と協議し、各部門に名義的に主管された国策会社の調整案を検討した。その調整の目標は大体以下のとおりであった。

(一) 軍事に関する鉄道・電報・航空などの交通・通信事業は、既存の規模に基づいて合理的な調整を行う。

(二) 民生に関する紡織・水産・民営発電工場などの事業は、既存の組織を撤廃し、元の所有者に返還する<sup>199</sup>。

しかし日本方面は、既成の事実を変更することはできないと主張し、前述の 1942 年 12 月の日汪会談を含む数年の交渉を経たものの、重要ではない若干の問題が調整された以外、汪政権が狙った目標は完全には達成できなかった。具体的な調整の経緯について、次に①人事面の調整、②業務面の調整、③会社組織の根本的な調整の三つの方面から簡単に説明したい。

まず各国策会社の中国人理事・監事の職権が実質的ではないという人事面の問題に対して、汪政権は、各国策会社の理事・監事を改選する際に、徐々に新たな中国人代表を職位に据え、人事面の強化によって中国人の理事・監事の実権を取り戻す対策を打ち出した。しかし、各会社の理事長(中国人)は汪政権により選出し派遣され、汪政権の主管部門が中国人理事との連絡を通じて会社の内幕を了解できたが、日本の実権独占によって中国人理事・監事の職権の行使は不十分であった。また、本来各国策会社の中国人職員の職位は低かっただけでなく、人数も少なかった。しかし、数年来特に 1943 年以降の調整によって、各会社とりわけ鉄道・バス・電報・水道・発電などの公共事業において中国人職員の人数が次第に増加し、日本敗戦後の公共事業の維持と国民政府の順調な接收に役に立ったと言える<sup>200</sup>。

次は業務面の調整についてである。もとより各国策会社の実際の主管機関は興亜院および後の日本大使館上海事務所であり、日本軍の軍需と秘密な関係を持っていたため、実際の業務内容、財務状況および損益実態は汪政権に通報されなかった。そうした背景の下で、汪政権の主管部門が国策会社を監督できる事例は僅かなものであった。例えば公共事業の費用の増加については、維新政府時期には興亜院の許可を得るだけで会社が費用を増やす

---

<sup>199</sup> 前掲、南京檔案館編『審訊汪偽漢奸筆録』(下)1027 頁。

<sup>200</sup> 同上、1028 頁。

ことができたが、汪政権になるとその主管部門は必ず日本方面と交渉し、公共事業費用の増加に制限を与えるようになった。それゆえ、アジア太平洋戦争時期には、物価高騰が嚴重になりつつあったが、同時期の公共事業の値上がりが物価全体の増加率をはるかに下回り、一般民衆の生活の困難を少なくとも軽減した<sup>201</sup>。

最後は組織面の根本的な調整についてである。汪政権の狙いは鉄道・通信などの軍事に関連する事業以外の蚕糸・水産などの民営事業の国策会社を撤廃し、中国商人に返還することであったが、1940年からの最初の2年間に交渉は成果をあげなかった。1942年末の汪精衛の東京訪問のとき、池田成彬<sup>202</sup>、児玉謙次<sup>203</sup>の協力により日本方面から「華中蚕糸公司」の解散と傘下の民営工場の返還が認められた。しかし、現地日本軍政当局の実行は1943年秋になってからだった<sup>204</sup>。

要するに、国策会社はあくまで日本軍が中国の国営・民営産業を横領し、「日中経済提携」を名分として「以戦養戦」を実行する機関であり、日本軍が国策会社を通じて事業の設備を利用する一方、軍需を満たすために事業の収益も奪い取るというのが実態であった。

### ③物資統制権の移譲

物資統制権を汪政権に移譲する方針の実現に向けた努力は、1943年1月汪政権参戦の後から本格化しつつあった。従来の華中占領地の物資統制権力は支那派遣軍総司令部經理部に掌握され、具体的事務は第七号上海出張所（陸軍警備地域より搬出の場合）および第一海軍經理部（海軍警備地域より搬出の場合）において実施された。そして1942年12月の日汪交渉に伴い開始した物資統制権の移譲に関する交渉の2ヶ月間、日本軍方面は物資統制権を汪政権に直接に移譲せず、日中商人が合同組織する統制機関に委ねることを主張したため、汪政権との合意は得られなかった。その後、南方戦線に巡視する東條首相を迎えるため、汪政権の最高経済顧問石渡荘太郎の調停によって現地日本軍と汪政権の妥協案が実現した。具体的方案は以下のとおりであった。

---

<sup>201</sup> 前掲、南京檔案館編『審訊汪偽漢奸筆録』（下）1028～1029頁。

<sup>202</sup> 三井財閥総帥、枢密顧問官。

<sup>203</sup> 大蔵省顧問、中支那振興株式会社総裁、貴族院議員。

<sup>204</sup> 前掲、南京檔案館編『審訊汪偽漢奸筆録』（下）1029頁。



- (一) 「中央物資統制委員会」(1941年8月成立)を取り消し、日本軍は物資統制権を汪政権に移譲する。
- (二) 両方が合同で「物資統制審議委員会」を設立し、華中占領地の物資統制の最高指導機関とする。その委員長と秘書長は汪政権が担当する一方、秘書長は日本方面により指名される。委員会の下で若干の幹事会を設け、総幹事は汪政権により指名される。
- (三) 汪政権により商統総会を設立し、華中占領地の物資統制の最高執行機関として汪政権の主管部門の指導下に物資統制審議委員会の決定事項を実施する。その役員は汪政権が中国側の商工業者を指名し、日本側は参加できない。
- (四) 商統総会の下に日中両方の各同業公会から商工業者が合同で各種の專業委員会を設立し、統制物資の買収・配給・供給業務を執行する<sup>205</sup>。

1943年3月11日、東條首相が南京に訪問する前日、汪政権の最高国防会議が商統総会の成立を発表し、元交通銀行総経理唐寿民を理事長に任命し、上海の商工・金融業者の13人が理事に就任し、6人が監事を担当した<sup>206</sup>。

商統総会は、汪政権行政院に直属し、実業部および他の主管部門の命令を受け物資統制を実施する機関であった。その具体的事務は、主に①統制物資の買収・配給、②各地域の物資交換の運営、③輸出物資の供給、④輸入物資の配給、⑤軍需物資の買付、⑥実業部および他の主管部門の指定・委託事項などであった<sup>207</sup>。その会員は、大体汪政権に指定された各省市の商業団体によって構成され、役員面では日本人は不採用であったが、下部組織の商品別商業組合における役員の約半数は日本人によって占められ、日本軍・日本業者の独占体制から中国人業者の協力導入への転換が図られていた<sup>208</sup>。

商統総会が成立してから半年間、粉麦・油糧・糖業・綿業の專業委員会(1943年6月)および米糧統制委員会(1943年10月)と棉花統制委員会(1943年11月27日)という商

---

<sup>205</sup> 前掲、袁愈佺「日本侵略者砲制的商統会」。

<sup>206</sup> 同上。

<sup>207</sup> 懋孫「全国商業統制総会概述(上)」(中国工業銀行設計処編印『中国工業』第1巻第5期、1943年6月15日、5~15頁)。

<sup>208</sup> 前掲、山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開:日本資本の進出と経済団体』406頁。

統総会の外局が設置され、重要物資の統制を実行していた<sup>209</sup>。同時に、1943年4月6日から11月24日にかけて、「工商同業聯合会組織暫行通則」などの法令に基づいて、綿花・綿製品などの24の同業聯合会が成立し、汪政権の統治地域の三省（江蘇・浙江・安徽）二市（南京・上海）において合計577の同業公会会員が参加した<sup>210</sup>。こうして1943年年末まで、汪政権の物資統制システムにおいて行政院—商統総会—同業連合会—同業公会というヒエラルキーが成立した。

一方、物資統制権を汪政権に移譲する方針に基づいて、日本側は1943年3月16日に前出の「揚子江下流軍占拠地域物資移動取締暫行規定」を取り消し、汪政権が公布した「戦時物資移動取締暫行条例」によって長江下流占領地の物資移動制限を実施し始めた。また、本来陸軍にあった物資移動許可証の発給権限も汪政権に移譲された<sup>211</sup>。

それでは、物資統制権が名義上に汪政権に移譲された後、商統総会の下での統制の実態はどう変化したのか。糧食・綿花・綿製品の場合から見ると、予想のとおり効果を収めなかったと言える。

例えば米穀買収・配給の場合、商統総会成立後の米穀買収権が汪政権に委譲され、各区域に採銷弁事処を設け、その下で四つの聯営社が米穀買収業務を担うことになった。しかしその買収は、①生産者の売り惜しみ、②買収者による低価格の強要、③職権濫用による搬出阻止と密搬出、④不当な課税、などの諸理由によって順調に進まず、配給・価格も非常に不安定であった。その問題に対して、汪政権が1943年9月20日に聯営社を解散し、その後は米糧統制委員会を組織して、米穀買収を粳米主産区と秈米主産区を分割し日本商人および中国商人に委ねた。しかし、それでも買収実績は改善しなかった。その不足分を地場産小麦と外米輸入で補充する対策が提起されたが、これもまた遂行できなかった<sup>212</sup>。

また、綿花・綿糸布の買収・配給について、商統総会は様々な法令を公表し、綿花の売り惜しみの取締および買上処理の統制強化を図っていった。そして1943年10月31日に設置された棉花統制委員会（棉統会）が、在華紡同業会・紗廠連合会および日中の有力棉花

---

<sup>209</sup> 湯心儀「上海之統制経済」（虞和平主編『中国抗日戦争史料叢刊 638 経済・総合』大象出版社、2016年、288～328頁）。

<sup>210</sup> 同上。

<sup>211</sup> 前掲、袁愈佳「日本侵略者砲制的商統会」。

<sup>212</sup> 前掲、山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』407～408頁。

商が参加する棉花収買同業協会を組織し、登録許可制で綿花の委託買収を行うようになった。しかしながら、①重慶政府・共産党の軍事力による物資争奪、②食糧不足による作付けの転換、③日本軍・日本商社が棉統会を無視して綿花を買収する、などの事態が発生し、商統総会による綿花・綿糸布の買収は常に困難に直面した<sup>213</sup>。

上記の問題に対して、汪政権は統制の目標を調整し、商統総会自身の改組が必要であると認識し、1944年6月27日に公布した「物資統制機構調整綱要」に基づいて商統総会の下部組織の綿業・米糧・粉麦・油糧・日用品の五つの統制委員会の新たな組織構成を決定した。主な変化としては、まず上海住民の生活の逼迫に対応するため、軍需関連物資は他の機関によって統制し、商統総会は日常生活の必須物資の統制に専念することになった。また、新たに就任した理事長が自己利益を優先する役員や派閥主義的人事を排除する方針を打ち出した一方、買収実績を確保するために担当者に対して厳格な責任追及制も実施した。しかし、改組の努力にもかかわらず、買収実績の低下や物価の高騰は改善できなかった。これに対して汪政権も奸商の摘発、汚職官僚の糾弾・検挙を行い、食糧買収の挺身隊を出动させたが、問題を到底克服することはできなかった<sup>214</sup>。

では、商統総会の成立・改組に伴った物資統制の再調整は、上海の石炭統制システムにどのような影響を与えたのか、この点を次に検討したい。

## (2) 商統総会体制下の上海石炭統制システムの再調整

商統総会の成立に伴い、1943年6月2日、汪政権統治下の江蘇・浙江・安徽三省および南京・上海特別市の石炭業関連の同業公会は、全国商業統制総会の下で「煤業同業联合会」を組織した。その理事長は大中聯煤号の理事長と同じく大手煤号業者の義泰興煤号の指導者沈錦州であった。同時期に公布された「煤業同業联合会暫行章程」によれば、この同業联合会の会員構成は上記の三省二市の煤号・豆炭業者であり、①石炭の生産・統制、②石炭の獲得・分配、③石炭の販売・運輸・調節、④石炭の価格統制、⑤商統総会に指定・委託される他の事項を業務とした。特に章程の第10条・第11条が、会員の石炭配給を受け

---

<sup>213</sup> 前掲、山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』408頁。

<sup>214</sup> 同上、409頁。

る権利と会費を納付する義務を規定した<sup>215</sup>。

商統総会傘下の煤業同業聯合会の成立に伴って、上海の石炭統制システムも再調整を迎えた。本来上海の民生用石炭の統制業務は、前述のように大中聯煤号傘下の上海煤業同業商聯合会により実施されたが、煤業同業聯合会の成立以降、この二つの組織には重複する業務があり、ゆえに統制権力をめぐって常に衝突が起こった。1943年10月26日、上海煤業同業公会と小売業同業聯合会会員は大中聯煤号に存在する不正行為を理由として、商統総会に大中聯煤号の統制権限を煤業同業聯合会に移譲し、並びに大中聯煤号の不正行為を調査するようを要請した<sup>216</sup>。彼らの嘆願書によると、大中聯煤号の具体的不正行為は以下のとおりである。

- (一) 上海煤業同業商聯合会は28（成立ときには僅か16）の出資者に掌握され、多数の石炭業者は参加できなかった。
- (二) 大中聯煤号配給の石炭を獲得した上海煤業同業商聯合会は、まず30%の石炭を留め、残りの70%をほかの511の小売業者に配分し、さらに家庭用以外の消費先への販売を禁止した。
- (三) 小売業者に石炭を配給する際、大中聯煤号がまず5%の利潤を天引きし、そして上海煤業同業商聯合会がまた5厘の「利益統計費」を取り、むしろ消費者から間接に不合理な費用を取り立て、民生を損なった。
- (四) 1942年6月から1943年9月にかけての配給数は15回であったが、配給量は極めて少なく会員以外の石炭業者は営業を維持することができなかった。
- (五) 各民営工場およびホテル業・熱水業の石炭配給権を独占し、個別の業者と結託し配給の石炭をだまし取り闇市に転売するように様々な統制法令を違反する事件が続出した。
- (六) 28の会員の多数は営業の店舗を持たず、単に売り惜しみによって利益を図るために上海煤業同業商聯合会に参加した<sup>217</sup>。

---

<sup>215</sup> 「会員概況-煤業同業聯合会暫行章程」（全国商業統制總會編印『商業統制会刊』創刊号、1943年7月15日、43～44頁）。

<sup>216</sup> 上海市檔案館蔵、R47-1-72：「為呈取消大中聯煤号非法配給煤斤權利改由煤業同業聯合会配給並撤查舞弊由」1943年10月26日。

<sup>217</sup> 同上。

総じて言えば、煤業同業聯合会所属の業者は、上海煤業同業商聯合会が配給権力を独占し不正な利益をむさぼることを理由として、①小売商の差別待遇の解消と統制権力の移譲、②沈錦州などの指導者の免職、③上海煤業同業商聯合会の撤廃、④不正行為の調査の要請を打ち出し、闇市の消滅・民生の救済・業者の営業維持を目指していた<sup>218</sup>。

このような衝突の影響を受けて、1944年2月、大中聯煤号は「大中聯煤斤統配処」に改組され、会員数が27に増え、全くの石炭の配給事務の担当組織になった<sup>219</sup>。それとともに、上海煤業同業商聯合会も解散されたが、その会員は大中聯煤斤統配処に組み入れられ、引き続き配給を受ける権利を持っていた<sup>220</sup>。一方、上記の嘆願発給に参加した小売業同業聯合会は、1943年10月以降石炭聯合会事務局と大中聯煤号から石炭配給を受けず、無駄な支出を節約するため、1944年6月に同聯合会を解散することになった<sup>221</sup>。

それとともに、日本と汪政権の政治面の再調整も上海の石炭統制に若干変動をもたらした。まず石炭の配給価格は、もとより石炭聯合会の主管機関である興亜院華中連絡部により決定されたが、1942年年末の興亜院の撤廃後、その価格の設定は日本大使館上海事務所が担っていた<sup>222</sup>。また、1943年8月1日、汪政権は対華新政策に基づいて上海公共租界と仏租界を回収し、上海の行政機構の完全統一を達成した<sup>223</sup>。その後、元の公共租界の地域において上海特別市第一区公署が成立した。その石炭統制に関する事務は主に日本との公共施設用石炭割当の交渉、石炭備蓄量の調査、日用品配給における豆炭の配給切符の発給、および配給統制法令の違反行為の調査、などであった。

例えば、1943年11月から12月にかけて、第一区公署秘書処と石炭聯合会事務局は第一区公署所属の各施設への石炭の割当増加について数度の交渉を行い、下記の五つの理由に基づいて石炭の追加割当を獲得した。

(一) 石炭割当削減により行政機関建物内の暖房中止の結果として近代的石造建築は特に寒くになって職員に執務能率の遅滞をもたらす。

<sup>218</sup> 前掲、「為呈取消大中聯煤号非法配給煤斤權利改由煤業同業聯合会配給並撤查舞弊由」。

<sup>219</sup> 『新聞報』1944年2月19日「大中聯煤号改組煤斤統配処」。

<sup>220</sup> 『無錫日報』1944年3月15日「滬煤商聯合会自動解消併入大中聯煤統制会」。

<sup>221</sup> 上海市檔案館蔵、S304-1-73：「上海煤業小売商同業聯合会結束会務啓事」を参照。

<sup>222</sup> 「燃料統制概況」（全国商業統制總會編印『商業統制会刊』第四期、1944年3月15日、20～22頁）。

<sup>223</sup> 『中国商報』1943年7月31日「本市行政機構完全統一！全市劃分八区仏租界接收後改称第八区署陳兼署長昨正式就職」。

(二) 消防処各分処の暖房中止は消防自動車の機関の発火遅滞をもたらし冬の火災頻発に対して有効に対応しがたい。なお消防ホースの乾燥が不可能になりホースの消耗は甚だしい。

(三) 病院の暖房中止により患者特に入院患者の診察・回復が困難になり、なお石炭の節約のため蒸気消毒機関の稼働が制限され流行病中でも患者の衣服の消毒・洗濯が不十分である。

(四) 警察夜勤用暖房の中止は警察官の活動の遅滞をもたらし夜間警備に憂うべき状態をもたらす。

(五) 市民防空本部夜勤の暖房中止は夜勤者の勤務に困難が感じられる<sup>224</sup>。

この交渉から見ると、1943 下半期以降、日々厳しくになりつつあった石炭供給情勢によって、たとえ政府機関でも日常の石炭を確保できず、日本側に石炭配給の追加を要請せざるを得なかったことが分かる。前述のように、1944 以降の上海の住民生活の逼迫に対応するため、1944 年 6 月に商統総会は下部組織の新たな構成を決定し、日常生活の必須物資の統制に専念した。それとともに、第一区公署も商統総会煤業同業聯合会所属の業者と連携し、配給切符制を通じて一般市民に対して表 4 のとおりほぼ 10 回の豆炭・無煙炭粉の配給を実施した。

---

<sup>224</sup> 上海市檔案館蔵、R22-2-677-1：「日偽上海特別市第一区公署什項：行政大厦每期使用煤的情況的臨時報告」。

表4 上海特別市第一区（元公共租界地域）1944—45年の民生用豆炭・粉炭配給記録

回数	期日	炭種・数量（一世帯あたり）	金額（元）
特別配給（第53回の米配給切符により実施）	1943年12月27日— 1944年1月3日	豆炭1市斤	0.60
一	1944年1月12日— 24日	豆炭7市斤	4.00
二	1944年1月31日— 2月14日	豆炭10市斤	5.60
三	1944年3月3日—20 日	豆炭15市斤	8.40
四	1944年4月14日— 28日	豆炭10市斤	8.80
五	1944年6月15日— 30日	豆炭7市斤・無煙炭 粉3市斤	12.60
六	未発給		
七	未発給		
八	未発給		
第13回の総合聯票 *	1944年9月4日—27 日	豆炭6市斤・炭粉2 市斤	20.00
第40回の総合聯票	1945年2月6日—19 日	豆炭5市斤	175.00

出所：前掲、湯心儀「上海之統制経済」。

\*上海の物資統制を円滑化させるため1944年5月から使用された統一の配給切符。第12回まで、第14回から39回までの聯票は豆炭・粉炭配給に用いられなかった。

表4に示されるように、1944年の配給で3回が未発給であること、また1945年以降の配給価格の大幅な増加という事態から見ると、戦争末期の上海の石炭供給の不安定さとインフレの急進が当時の統制機関にとって無視できない問題になっていたことが分かる。

総じて言えば、戦争末期の再調整を経て、上海の石炭統制の重心はすでに民生用の豆炭

に転換され、民生の安定を重視するという統制の主眼が見えるようになる。そこで、次に豆炭を事例として戦争末期の石炭統制の実態と民間の認識を考察したい。

### (3) 石炭統制に対する民間の認識——豆炭の事例

1943年10月以降、上海の豆炭供給は日々減少しており、市民の日常生活に大きな影響を及ぼした。上海の民生用燃料における豆炭の位置は、木炭より安く、柴より便利であるため、全市民生用燃料の95%を占めており、非常に重要であったと言える<sup>225</sup>。

図2のとおり、1943年までの豆炭統制のシステムは工部局石炭統制委員会と興亜院華中連絡部に主導されていたが、具体的な事務分担は以下のとおりであった。

- (一) 工部局石炭統制委員会と興亜院華中連絡部は上海地区における石炭の運搬を許可する権限を持ち、工部局石炭統制委員会がまた小売商の営業免許の交付および価格変動の調査を担当していた。
- (二) 日本側の石炭联合会は中間機関であり、豆炭工場が申請した豆炭原料の数量を審査し、大中聯煤号を通して各工場へ配給する実権を握る組織であった。
- (三) 日本人の豆炭工場によって結成された煤球公会第一部は、民生用石炭の配給に関与することは少なかった。
- (四) 上海における29の中国人の豆炭工場に結成された煤球公会第二部は、主に当局の命令の伝達、各工場の毎月の生産・販売量および備蓄量の調査を担当していた。
- (五) 大中聯煤号は石炭联合会に査定された配給量に基づき、日本の三井・三菱・山下会社から原料を購入して各豆炭工場へ転売し、手数料を課すことがあった<sup>226</sup>。

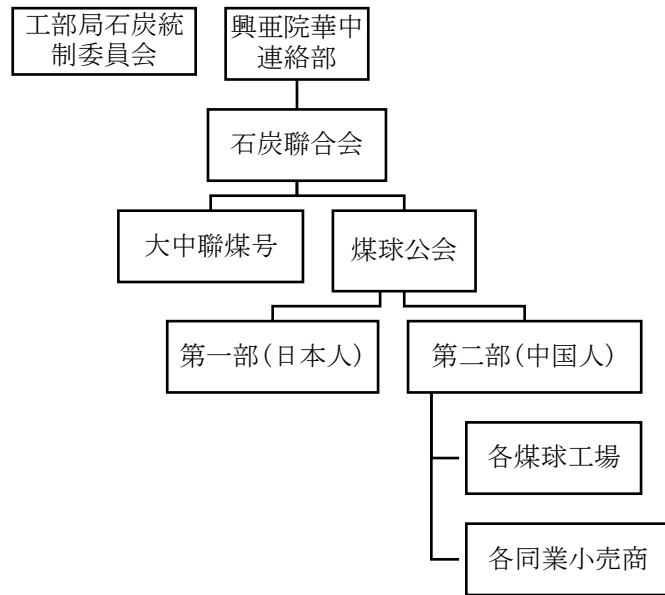
---

<sup>225</sup> 『申報』1943年10月29日「關於煤球統制問題」。

<sup>226</sup> 前掲、「關於煤球統制問題」。



図2 1943年までの上海豆炭統制システム



出所：「關於煤球統制問題」（『申報』1943年10月29日）により作成。

また、本章の第一節で述べたような各種の移動制限法令に基づいて、興亜院華中連絡部および工部局石炭統制委員会は同時に有効期限がある運搬許可証制度を実施し、豆炭工場の原料および豆炭製品の移動に制限を課したが、1943年上半期に豆炭の原料供給に余裕があったため、上記の許可証制度は撤廃され、豆炭の移動自由の物資となった<sup>227</sup>。しかし、このような移動上の統制緩和は後の豆炭の闇市の発生の要因ではないかと指摘されている<sup>228</sup>。

1943年11月以降、闇市の豆炭価格は統制価格の上昇（1担あたり32.5元から51元に値上がりした）とともに100元になった。そして12月7日の闇市価格はさらに300元に上がり、統制価格の6倍になった<sup>229</sup>。このような豆炭の供給不足と価格高騰の要因について、当時『申報』に掲載された三つの記事から当時民間の認識が垣間見える。

まず1943年10月29日付の記事は、①豆炭工場への原料配給の減少、②統制制度の厳密さの欠乏、③工場利潤の日々の減少、などの原因をまとめ、豆炭工場の原料の供給を確保

<sup>227</sup> 申報年鑑社編『申報年鑑全編（十三）』国家図書館出版社、2010年、220～221頁。

<sup>228</sup> 前掲、「關於煤球統制問題」。

<sup>229</sup> 陶菊隱『孤島見聞—抗戰時期的上海』上海人民出版社、1979年、237頁。

し、豆炭の需給バランスの実現を促すという根本的な解決策を主張する一方、他の対策により石炭輸送を促進し、必要以上の石炭消費を避けるべきであるという意見を述べた。

具体的理由について、この記事の執筆者は表5のような1943年4月に煤球公会第二部が決定した豆炭製造のコスト・利潤に関する明細表を示して、1943年年末の豆炭卸売価格は、すでに1トンあたり550元に減っていたが、運搬費用などのコスト上昇により、間接的に豆炭工場の利潤減少をもたらしていたことを指摘した。

表5 1トンあたりの豆炭製造コスト(1943年4月の時点)

項目		金額(元)
原料コスト	無煙炭粉	307.8
	運搬費用および減損	69.42
	煤塵	21.00
	黄泥	8.00
費用	乾燥用石炭	35.00
	水・電気	8.00
	労働者の食事	25.00
	利子	8.00
	修理代・損料	46.00
	事務費	27.00
利潤		14.69
合計		570.00

出所：前掲、「關於煤球統制問題」。

その結果、多くの豆炭工場は原料を密かに高額で転売し、豆炭の製造量の減少を引き起こす一方、豆炭小売商の利潤の減少による闇市場の発生も不可避であったという。最後に、執筆者は下記のような具体策を提示した。

- (一) 少なくとも仕入れ価格や小売価格を増加させ、豆炭工場や小売商の合法的な利潤を確保する。

(二) 豆炭工場に対して統制を強化し、規定された比率に照らして石炭の配給量を豆炭の製造量・販売量に適合させる。

(三) 豆炭工場は、合理的な利潤を獲得する一方、当局の厳密な統制を憚り原料の闇取引を放棄することによって、豆炭製造量の増加および闇市の消滅が実現できる。

(四) 迅速に一般市民に向けて豆炭配給制度を実施する。

上記の記事の主張に対して、1943年11月2日、同じく『申報』に掲載された二番目の記事は、以下のような異なる意見を述べた。

(一) 一番目の記事が主張した豆炭不足の解決策は豆炭工場の立場を代表し、市民の立場と対立している。

(二) 豆炭工場の値上げの要請は、当局に拒否されたため、工場の機械の修理および原料配給の減少を理由として豆炭生産量を故意に減少して当局に圧力を加えたものである。

(三) 1942年春以来、豆炭原料の無煙粉炭、乾燥用の有煙炭および電力の価格がまだ値上がりせず、無煙炭屑と電力の価格が逆に値下がりした。

(四) 豆炭の小売価格はすでに1担あたり25元から32.5元に値上がりしたため、工場の要請は説得力に欠ける。

(五) 一番目の記事に書かれた豆炭の製造コスト表は、事実合っていない。実際には豆炭を製造する際に、石炭屑と黄泥の比例は大きな変動が起こる可能性があり、しかも両者のコストの差は段違いである。

(六) 最近市場で購入する豆炭の品質は、昔より大幅に劣り、工場方面が主張する利潤額は必ずしも実際に合っていない。一番目の記事の執筆者がひたすら工場の利益を擁護するのは妥当ではない。

二番目の記事の執筆者は、工場の値上げ要請を満足させる前提として、豆炭の品質が基準に合致していることを強調し、価格制限を厳格に執行する一方、豆炭の成分も検査すべきであり、当局も下等な豆炭を出荷する工場を処罰すべきであると指摘した<sup>230</sup>。

上記の反論に対して、1943年11月6日、一番目の記事の執筆者は『申報』に改めて三番

---

<sup>230</sup> 『申報』1943年11月2日「読「關於煤球統制問題」後」。

目の記事を投書し、下記のとおり自分の主張をさらに説明した。

- (一) 石炭聯合会の原料の配給量と豆炭工場の需要量の比率が、1943 年上半期の平均 3:1 から 1943 年 10 月までの平均 1.5 : 1 となったことが、豆炭不足の最大の原因であった。
- (二) 豆炭工場の値上げの要請が拒否された事情は事実であるが、機械の修理を策として（二番目の記事の(二)）当局と対抗することは一時的な現象であった。
- (三) 二番目の記事が主張した原料、乾燥用の有煙炭および電気の価格の未上昇、並びに無煙粉炭と電力の価格の値下げは事実であるが、運搬費用、労働者の食事、修理代、損料および事務費の急騰も事実であった。

表 6 1 トンあたりの豆炭製造コスト(1943 年 11 月の時点)

項目		金額(元)
原料コスト	無煙炭粉(30%山東炭と 55%の焦作炭)	109.50 + 198.00 = 307.50
	運搬費用および減損	75.00
	煤塵	25.00
	黄泥	12.50
費用	乾燥用石炭(1 トンあたりの大汶口選炭で 50 キロの豆炭を製造しうる)	35.00
	水・電気	7.80
	労働者の食事	48.00
	利子	8.00
	修理代・損料	80.00
	事務費	40.00
利潤		28.70
合計		670.00

出所：『申報』1943 年 11 月 6 日「再論煤球利潤問題」。

- (四) 表 6 のような 670 元の卸売価格は、当時 550 元であった統制価格と比べて 91.3 元の差があり、利益を求める石炭工場にとって製造する意欲を失わせるものである。
- (五) ゆえに、値上げの要請が拒否された後、工場は利潤を確保するために、無煙粉炭

の成分を減少し、煤塵・黄泥の成分を増加させことは普遍的な方法であった。

ゆえに、一番目と三番目の記事の執筆者は、再び当局は工場の合法的利潤を顧慮に入れ、改めて価格の制限を調整すべきであることを強調した<sup>231</sup>。

上記の『申報』紙上に掲載された三つの記事に、同時期のほかの新聞記事を加味すれば、1943 年年末の上海の豆炭不足の原因に対する民間の認識は大体以下のとおりまとめられる。

(一) 豆炭工場はコストの高騰を理由として、当局に値上げを要請したが、拒否された後、豆炭製造量を減少させた。

(二) 卸売商人にとって、統制価格で豆炭を販売すれば、収入が支出に見合わず、自分の利益を確保するため闇市に転売せざるを得なかった。

(三) 無煙炭粉の着荷数の減少および配給機構が調整中である事情によって各工場への原料配給数は昔より余裕がなくなっていた<sup>232</sup>。

さらに、1944 年以降、当時の豆炭恐慌は、豆炭業者が原料の配給量の減少を機に利益を稼ぐために、人為的に作られたものであると主張する記事も続々現れ、①原料輸送の促進、②石炭備蓄数量の徹底的調査による売り惜しみ行為の取締、③豆炭工場の合法的利益の確保、④豆炭消費の節約、⑤燃料の代替品の利用、⑥市民の買いだめ心理の消滅、など様々な対策が打ち出された<sup>233</sup>。

その後、上海の石炭統制機関は上記の各対策を実施したほか、前述のように一般市民に向けて定期的に公定価格による豆炭の配給を実施したが、原料の配給減少、インフレの高騰、豆炭品質の劣化による滞貨、および豆炭工場の倒産などによって豆炭不足の改善は難航した。こうした上海の豆炭不足の状態は、1945 年戦争終結まで継続していた。

戦争終結直前の上海は、戦争による交通の中断、炭鉱の統制および直接の被害によって石炭不足に苦しみ続けた。しかし、このような厳しい状況のなかでも、民間の石炭関連同業団体によって上海の基本的な石炭供給が確保された。

アジア太平洋戦争の勃発以降、それまで上海に供給されていたベトナムの鴻基石炭が輸送できなくなり、華北の開灤、中興などの炭鉱で産出された石炭も「製鉄・生産・軍事」

<sup>231</sup> 『申報』1943 年 11 月 6 日「再論煤球利潤問題」。

<sup>232</sup> 『申報』1943 年 10 月 31 日「消弭煤球恐慌盼籌補辦法以減輕市民生活負担」。

<sup>233</sup> 『申報』1944 年 1 月 1 日「燃料恐慌問題」。

の専用石炭となり、1943年の夏から移出できない状態になっていた<sup>234</sup>。その後の上海の石炭供給は基本的に安徽省の淮南・烈山炭鉱に頼ったが、この二つの炭鉱の産出量の低下および華中占領区内部の交通の阻滞により上海の石炭不足は解消できなかった<sup>235</sup>。

1944年の秋まで、上海の石炭備蓄量は太平洋戦争以来の二年間の消耗によってすでに窮地に立たされようとしていた。さらに、1944年11月21日の連合軍の空襲は、楊樹浦発電所の破壊に加え、統制機関が所有する石炭倉庫に備蓄した石炭の焼失をもたらした<sup>236</sup>。

このように深刻となっていた石炭不足を解決するため、上海の官民各方面は様々な解決策を打ち出した。1945年1月25日、長い間石炭の配給を専任していた大中聯煤号に不満を持つ多数の石炭業関連業者は「上海煤業聯営社」を組織し、共同で資金を調達して各石炭産出地から石炭を購入し、上海に輸送して各工場および石炭商人に供給しようとした<sup>237</sup>。そして、3月下旬、恐らく民間会社の圧力を受けていた汪精衛政権の実業部も、淮南炭鉱の石炭に対する民間業者の自由運輸・販売に関する方法を設定した<sup>238</sup>。それとともに、すでに煤業聯営社に権力を奪われていた大中聯煤斤統配処が解散された<sup>239</sup>。7月に入ると、実業部が大量の石炭を輸送して華中水電公司に供給し上海の電力を増加するという計画があった一方<sup>240</sup>、煤業聯営社も日本の石炭联合会から4,000余トンの石炭を配給され、公定価格で各工場並びに上海市経済局に豆炭の製作・配給のための石炭を供給した<sup>241</sup>。また、発電所の石炭を補充・確保するため、華中水電公司は提供された石炭をもって発電量と交換する方法を決定した<sup>242</sup>。このような石炭不足に苦しむ最中、上海は戦争の終結を迎えたのである。

---

<sup>234</sup> 『前線日報』1945年1月12日「上海無光・無熱・無力存煤羅掘一空燃料極度恐慌嚴限水電  
供給工廠交通停頓」。

<sup>235</sup> 同上。

<sup>236</sup> 同上。

<sup>237</sup> 『東方日報』1945年2月2日「最近成立之上海煤業聯営社」。

<sup>238</sup> 『新聞報』1945年3月23日「実部準許商民自由運輸存煤價格以出產地価為準」。

<sup>239</sup> 『新聞報』1945年3月21日「大中聯煤統処昨举行解散会」。

<sup>240</sup> 『申報』1945年7月4日「実部対滬工廠決定供煤配電大量運煤來滬増発電量」。

<sup>241</sup> 『東方日報』1945年7月27日「各工廠配發平価煤」。

<sup>242</sup> 『新聞報』1945年7月18日「換電煤斤由益衆公司代理」。

## おわりに

アジア太平洋戦争開戦後の日本による上海の物資統制の再編成は、本章第一節が述べたように1942年年末までに大体完成したが、様々な原因によって戦争末期に至るまで破綻する様相が現れた<sup>243</sup>。そうした状況において、上海の石炭統制も例外なく難航を避けることができなかった。

アジア太平洋戦争開戦から全国商業統制総会体制の確立にかけての上海の石炭統制は、日本軍の武力に支持される興亜院華中連絡部傘下の石炭聯合会に支配され、日本の指示に従って戦争の遂行に協力することが最優先された。しかし、戦況の悪化に伴って占領地の戦争協力を求めようとして、現地の民間業者と妥協せざるを得ず、一般民衆の生活保障にも配慮しなければならなかった。

全国商業統制総会体制の確立とともに、石炭配給権などの統制権力は表7のように次第に煤業同業聯合会、上海煤業聯営社などの在来の取引ネットワークを掌握する民間業者からなる組織に移譲されていった。こうした統制の権力構造の転換は、日本によって形成された外来的な統制システムと比べて、上海現地に従来存在していた自発的な民間秩序（同業団体）が石炭統制の諸問題に対してより柔軟な対応力を持って対策を打ち出すことができたことを示していた。在来の民間秩序を温存し、その協力を求めることは戦争末期の日本と汪政権による石炭統制の最大の特徴であった。こういう自発的な民間秩序は、戦争終結までの上海の石炭供給の最小限の維持を確保しただけでなく、戦後初期の国民政府接收期において上海の石炭不足の緩和にも重要な役割を果たすことになる。

---

<sup>243</sup> 汪政権の官僚によると、日本が華中占領地に実施した物資統制の失敗要因は、主に①日本の統制目的は中国民衆の利益と衝突するため、統制の強化に伴い民衆の苦しみも深刻になったという自然的要因、②日本の軍政機関の間で権力をめぐって生じる争いであった人為的要因であった（前掲、南京檔案館編『審訊汪偽漢奸筆録』（下）1037～1040頁）。また、全国商業統制総会体制の確立後、上海の物資統制は、①統制の担当者の失格、②政治上の分裂、③配給量の希少と価格の高騰、④物資増産に対する無視、などの原因によって破綻したと指摘されている（前掲、湯心儀「上海之統制経済」）。

表7 戦時中上海の主要石炭統制組織の変化

時期	1939.7～ 1941.6	1941.6～ 12	1941.12～ 1942.2	1942.2～1944.2 *	1944.2～1945
上海租界	主に石炭業の同業公会により石炭を供給	工部局石炭統制委員会	工部局石炭統制委員会	大中聯煤号	全国商業統制總會 煤業同業聯合會・上海煤業聯營社・石炭聯合會
上海華界	石炭聯合會	石炭聯合會	石炭聯合會	石炭聯合會	

\*1943年8月に租界と華界は合併

また、豆炭統制を事例として、石炭統制の効果について今少し検討しておきたい。まず統制当局の信用問題についてだが、1943年下半期以降に豆炭恐慌が発生した際、当局は豆炭の供給を確保できると民衆に発表したが、豆炭を争って買う民衆の行為を解消できなかった。これは一般市民が統制当局に対して強い不信感を抱いていたことを示し、汪政権の威信の低下を示す現象であった。

また、やはり統制には豆炭の製造コストの上昇をもたらす可能性が存在した。本来の自由経済の下で、豆炭の供給は、原料の供給者・工場・卸売商・小売商からなる自発的な取引システムによって確保できるはずであったが、統制による政府機関の関与は、原料輸送を促進することなど一時的な効果を収めたが、長期的には各方面の「取引費用」（情報の伝達や価格の適切な調整などの費用）を増加させ、企業・商人は利益が損なわれたため統制システムの内部で取引を展開する意欲を失わせる可能性があった。これが逆に市販の豆炭数量の激減につながった。

要するに、上記の様々な原因によって、アジア太平洋戦争時期の上海の石炭統制の効果は成功したとは言えない。しかし在来の民間業者の統制への協力によって、戦争終結までの上海の石炭供給の最小限の維持が確保され、上海の公共事業の維持に重要な役割を果たした。



### 第三章 戦後上海における石炭統制（1945～1949）

#### はじめに

本章の目的は、戦後中国の国民政府期（1945～49）の上海における石炭統制について考察することにある。序章が述べたように、戦後初期の中国では、戦時統制経済から開放経済に至る移行期であったが、この時期の開放政策は、それを支える条件の不十分さにより短命に終わってしまった。その後、国民政府には、統制経済に回帰する傾向が強まっていた<sup>244</sup>。

こうした背景のなか、近代以来中国经济において中心的地位を占めていた上海は、戦後中国の統制経済の影響をもっとも受ける地域であった。さらに、上海の燃料需給構造において主要な地位を占めた石炭の供給を確保するために、国民経済の運営および国民生活の維持に力を注がなければならなかった戦後の国民政府は、上海において石炭統制システムを構築し、上海の経済情勢のみならず、戦後中国の統制経済全体にも大きな影響を与えた。こうした点から、戦後上海の石炭統制を主導した「上海区燃料管理委員会」（以下、燃管会）による石炭統制は、戦後国民政府による物資統制の展開の実態と影響を分析する上で格好の事例と言える。

本章がめざすのは、石炭の輸送面の統制だけでなく、上海市内部の配給面の統制実態を含め、戦後上海において燃管会を中心とするが実施した石炭統制の全体像とこの統制の成果や問題を考察することである。具体的には、①燃管会などの統制機関の設立経緯、運営状況および撤廃までの石炭統制方法の変遷、②それらの統制機関による石炭統制の成果および問題点という二つの課題を明らかにしたい。

#### 第一節 戦後初期上海の石炭需給と統制

##### (1) 上海の接收

---

<sup>244</sup> 前掲、久保亨「統制と開放をめぐる経済史」。

戦争に勝利する前後、重慶国民政府は上海の接收に対して様々な措置を行った。8月12日、共産党の侵攻を防ぐために周仏海を「軍事委員会上海行動総隊」の「総指揮」に任命し、上海の治安維持を委ねた。また、8月13日には錢大鈞を上海市長に任命し、翌14日には重慶で「淞滬警備司令部」を組織した。8月23日、任命された上海副市長の呉紹澎が上海に到着した。さらに、8月26日に上海に駐在する憲兵隊を成立した。9月6日、南京・上海方面の進駐と命じられた第三方面軍の先頭部隊が到着し、それまで上海の治安維持を担当した上海行動総隊の活動が収束した。9月9日に、市長の錢大鈞が上海に到着し、9月8日から「軍統」（軍事委員会調査統計局）、「中統」（中央執行委員会調査統計局）の両情報機関も上海に復帰した。9月12日以降になると、市政府および付属機関の接收が開始され、9月15日から25日にかけて、司法機関の接收が行われた<sup>245</sup>。

こうして、1945年10月初頭までに国民政府は8年ぶりに上海で再び統治を確立するようになった。

## (2) 石炭需給の状況

戦後初頭、石炭を含む燃料の価格は、日本軍が囲い込んでいた大量の物資が市中に流出したこと、各投機商が買い溜めの物資を大量に売ること、人心の安定による需要の激減によって、急落していた<sup>246</sup>。すなわち、供給の増加と人心の安定は上海の石炭の需給情勢をある程度緩和した。

その後、戦後最大の政策課題である国家の再統一<sup>247</sup>に直面した国民政府は、経済政策面では戦争により分断した市場を再統合しようとして、まず長江運輸業を回復するため、南京・浦口方面に備蓄した石炭を漢口へ移送していった<sup>248</sup>。この動きは、恐らく当時重慶政府の支配区域においても蔓延していた石炭不足問題<sup>249</sup>の解決を意図したものであったが、他方において上海方面の石炭需給状況は重慶政府の区域に比してそれほど緊迫していなか

<sup>245</sup> 熊月之主編『上海通史』第7巻民国政治（上海人民出版社、1999年）422～423頁。

<sup>246</sup> 『申報』1945年8月21日「人心安定物価連日狂跌囤戸忍痛紛紛出籠」。

<sup>247</sup> 木越義則「戦後初期中国の広域市場圏の再統合」（『中華民国経済と台湾：1945—1949』東京大学社会科学研究所現代中国研究拠点研究シリーズ第8号、2012年03月、1～42頁）。

<sup>248</sup> 『大公報（重慶）』1945年9月5日「籌画長江復航掃雷工作尚無妥當辦法京滬存煤已運漢口備用民有輪定明由渝駛宜昌」。

<sup>249</sup> 『大公報（重慶）』1945年6月17日「勝利前夕的煤荒問題」を参照。

ったことを裏付けるものである。もちろん、この決定は、後の上海の石炭不足の再発を招くことに繋がり重慶政府の誤算であった可能性も否定できない。

9月に入ると、上海の無煙炭の備蓄量は2ヶ月の需要量に足りていたが、投機者が不法に独占し、また安値で石炭を手放したくないことによって市場に現物が流れることは少なかった<sup>250</sup>。公共事業の石炭(主に有煙炭)供給については、9月下旬に至るまで、上海市内にはまだ不足の状況に応じて水道水・電力の供給を制限する措置が実施されていた<sup>251</sup>。

10月以降、上海の石炭不足問題は、さらに悪化しつつあった。当時の経済部次長何廉は、上海・南京・武漢の視察結果によって、重慶の善後救済総署(連合国救済復興機関)の記者会見で、南京・上海の石炭需要量は普段の毎月18万トン(交通・工業・水道と発電の利用する石炭を含む)より減少したが、毎月10万トン以上の供給量は必要である。……10日前の統計によれば、南京・上海両都市の石炭備蓄量は5万~8万トンであり、1ヶ月の需要量に足りないと報告した<sup>252</sup>。また、不足の原因については、何廉は、運輸手段の欠乏によって、各大炭鉱の生産が停止し、少数の炭鉱が備蓄する石炭も運び出すことができない。したがって、炭鉱の休業をもたらしたが、この休業が逆に列車・汽船への石炭の供給を妨げることになり、より交通輸送を妨げていると指摘した<sup>253</sup>。

その他、当時共産党の指示を受けていた<sup>254</sup>上海の雑誌において、物価問題と石炭・交通の関連性を検討する社説が掲載され、その中で「大陸決戦に備えた日本人はなぜ上海にこんな少ない石炭を備蓄したのか?降伏前に上海で設立された多数の軍需品工場は戦争終結後全て生産を停止したはずなのに、その備蓄した石炭はどこにあるのか?誰かが盗んで売り飛ばしたのか?追及できないのだろうか?」<sup>255</sup>と述べて、接収された石炭に関して汚職問題が存在する可能性を暗示した。

---

<sup>250</sup> 『前線日報』1945年9月5日「水陸交通迅將恢復本市煤荒即可解除」。

<sup>251</sup> 『前線日報』1945年9月21日「一俟煤斤供應充裕水電用量即復原狀」。

<sup>252</sup> 『中央日報』1945年10月14日「京滬煤源缺乏急需加強供應」。

<sup>253</sup> 同上。

<sup>254</sup> 「全国報刊索引」(<https://www.cnbsy.com>)の『人人週刊』の紹介ページの内容を参照。

<sup>255</sup> 金北培「物価!交通?煤斤?」(『人人週刊』第8期、1945年11月7日、1~2頁)。原文は「日本人在上海儲存的煤斤、何以会如此之少?牠不是準備着大陸決戰嗎?投降前、牠不是設有不少軍需品工場的嗎?投降後、該項工廠既已全部停工、存儲的煤斤、已經何處去了呢?是誰盜売了呢?不能調查追回?」。

人心の安定は、最初に上海の石炭不足の状況をやや緩和したが、上海の接收とともに行われた南京方面に備蓄した石炭の漢口への移出という政府の活動は、既述のようにある程度安定していた需給バランスを崩し、上海の石炭不足の再現をもたらした可能性がある。その後、交通状況が改善されなかったため(あるいは、そこに汚職も加えて)、上海の石炭不足が一層悪化しつつあった。

### (3) 上海市燃料臨時監理委員会時期の石炭統制

1945年9月14日、湯恩伯(第三方面軍司令官)、錢大鈞などの軍・政官員たちは米海軍の軍官も招待して上海の接收に関する軍事面と政治面の合作問題に関する会議を開催した。中国側はこの会議で、上海の各種の公共事業、例えば水道水、電気、燃料供給など全ての問題に対して既に相談し妥当な方法を得たと公表した<sup>256</sup>。米海軍方面も最大の力で中国を支援して上海を繁栄させると主張した<sup>257</sup>。

その後、石炭不足を克服するため、上海市政府は、石炭業と水上運輸業の有名な人物を招待して上海市臨時燃料監理委員会を組織し、日本方面の石炭联合会および付属石炭倉庫を接收し管理しながら、公共事業の使用需要への供給に優先する一方、石炭の使用の制限と供給を改善することを実施した<sup>258</sup>。

統制機関の接收については、戦時中の石炭联合会など日本・汪政権が設立した統制機関が、接收に至るまで統制を続けたかどうか、現時点では史料の不足によって明らかにすることはできない。前述の軍事委員会上海行動総隊の総指揮を任された周仏海の事例および終戦以降上海に駐屯した日本軍が、重慶国民政府からしばらく引き続き治安の確保の任務を実行すること<sup>259</sup>を要請されたことからすれば、戦後初期の上海の秩序を維持するという国民政府の方針の下で、戦時中の石炭統制を継続した可能性が高いと言える。

<sup>256</sup> 『申報』1945年9月14日「湯總司令官暨錢市長聯合召開會議商討接收工作軍政配合問題」。

<sup>257</sup> 『前線日報』1945年9月14日「湯司令暨錢市長昨日聯合召開會議商討軍政配合及接收問題水電燃料供給亦擬就辦法」。

<sup>258</sup> 『申報』1946年1月1日「上海市政的全貌」。

<sup>259</sup> 『新聞報』1945年8月16日「現地日軍暫繼續負確保治安任務日軍最高指揮官布告」。

当時の上海市公用局の刊行物によれば、統制の具体的な手段は、主に①備蓄した石炭の処理、②「以煤易電」（石炭をもって電力に易える）に代表される石炭の使用の制限、③および石炭供給を改善することであった<sup>260</sup>。

①の備蓄した石炭の処理については、湯恩伯司令官に許可を得た後、公用局は統制権を統一するため、韋増復(元電話局長<sup>261</sup>、後は開灤鉱務局經理に転任した<sup>262</sup>)、徐樂天などの「有名人士」を招待して前述の「上海市燃料臨時監理委員会」を組織し、石炭の接收を担当させた。また、他方において石炭商人瀋錦州などの接收委員を派遣し、9月16日と17日に日本方面の石炭聯合会および所属の7つの煤棧(石炭倉庫)の5万3,000余トンの石炭を接收した。後に中国海軍方面は、海軍用の石炭を理由として北票棧(2万100トン)、老三井(4,300トン)および新三井(2万500トン)の三つの倉庫を接收したが、公共事業の石炭に対しても引き続き援助していた。同時に、公用局も公共事業会社が石炭を引き取るとき公用局の許可および指図書<sup>263</sup>の提出が必要だと決定した。このように接收した石炭の利用によって、上海の水道水と電力などの公共事業の供給は幸い中断しなかった<sup>263</sup>。

②の石炭使用の制限については、公用局が上海電力会社に毎日700トン、上海自来火(ガス)会社に毎日115トンまでに石炭の消耗を制限した一方、各電気会社に対しては使用者(工場・政府機関)の使用量制限方法を作成するようを要請した<sup>264</sup>。その他、汪政権時代の政策と類似する「以煤易電」(石炭をもって電力を交換する)方法を作成した。

具体的には、①上海電力会社の給電範囲において、各利用者は自ら石炭(毎回少なくとも50トン)を楊樹浦上海電力会社に送る、②石炭の質に基づいて電気の使用量を定める、③利用者は必ず価格のとおり全ての電気代を支払う、④電力会社は電気代の25%をもって利用者に石炭の金額を返還する、⑤この政策の有効期間は10月以降の3ヶ月とする、⑥他の電力会社の給電地域においては、もし石炭をもって電力を交換してほしい利用者があ

---

<sup>260</sup> 「業務輯要：解救煤荒經過概要」(『公用月刊』創刊号、上海市公用局編印、1945年11月10日、19～20頁)。

<sup>261</sup> 『新聞報』1932年4月10日「上海電話局長韋増復昨日接事」。

<sup>262</sup> 『申報』1946年2月26日「韋増復喪母」。

<sup>263</sup> 前掲、「業務輯要：解救煤荒經過概要」。

<sup>264</sup> 同上。

れば、あらかじめ当地の各会社に申し込み、この公司の名義をもって上海電力会社に申請し、各公司を通して利用者に電力を供給する<sup>265</sup>、というものであった。

最後に、③の石炭供給の改善に関する具体策を述べておこう。委員会は、呉淞・江湾の日本捕虜の収容所に備蓄した 4,000 トンの石炭を利用する一方、青島・秦皇島・連雲港において備蓄した大量の石炭を上海へ運輸するために、蒋介石を通して米軍方面に 10 万トンの船舶を借用して石炭を輸送させようとした。その後、蒋介石は電報で「マッカーサー將軍からアメリカの船舶の割り当ては無理だと返信があったが、我らの接收した日本の船舶を適宜に調達し石炭を輸送してよい」<sup>266</sup>と指示した。その他、委員会は、石炭の運輸をめぐって上海のイギリスの汽船と相談し、さらに交通部船舶接收委員会・交通部特派員と相談して船舶と車輛の割り当てを申請した。

しかしながら、これらの統制措置の効果は、10 月の半ばまで石炭の備蓄量は公共事業の 10 日の需要量にしか足りなかった<sup>267</sup>、という報道を踏まえるなら、あまり顕著ではなかったと言える。また、「以煤易電」などの統制手段は、企業の生産コストの上昇を招いた可能性があるため、工業界からの反対を引き起こす恐れがあった。

終戦時点の上海の石炭の需給状況は、人心の安定とともに緩和していく趨勢が現れたが、備蓄した石炭の移出、交通の未改善、および接收人員の横領の可能性によって、石炭不足の問題が再び現れた。この問題を克服するために、上海市公用局の下で成立した上海市燃料臨時監理委員会は様々な措置を実行したが、顕著な効果を上げることはできなかった。日増しに悪化していた石炭供給の情勢に対して、単に上海市政府の力では対応不能であり、中央政府の介入がぜひとも必要であった。このため、国民政府は行政院長宋子文を通して各方面の人材・資源を集め、上海区燃料管理委員会という中央レベルの統制機関を成立させたのである。

---

<sup>265</sup> 前掲、「業務輯要：解救煤荒經過概要」。

<sup>266</sup> 同上。原文は「麥克阿瑟將軍電覆、調撥美船、不易辦到、可就我方接收日艦酌量調用運煤」。

<sup>267</sup> 『立報』1945 年 10 月 16 日「煤斤枯竭存底有限當局正設法疏運各方亟應撙節用電」。

## 第二節 上海区燃料管理委員会による石炭統制の展開

### (1) 戦時の石炭統制の遺産

いままでの先行研究から見れば、戦後国民政府の石炭統制について戦時下の施策から継承された要素の検討は不十分であった。本節では戦後上海の石炭統制の戦中からの制度的連続性に注目しつつ、戦時国民政府下の石炭業の発展状況や石炭の統制実態を紹介する。

#### ①戦時重慶政府地域の石炭業

日中戦争の勃発に伴い、国民政府は戦時経済体制を整えるため政府機構の再調整を実施した。その背景の下で、1938年に經濟部を設立して、国民政府が軍事委員会第三部（財政・金融・国防工業を管理）・実業部・資源委員会・建設委員会・全国経済委員会を統合し、奥地各省の交通や重工業にとって重要である燃料を確保するため、新しい炭鉱の開発および旧来の炭鉱の整備を推進していった。それを通じて、日中戦争期に抗日戦争の基盤であった四川省だけでなく、湖南・江西・広西・雲南・貴州・陝西・甘肅などの各省の炭鉱においても増産に拍車をかけた。さらに、戦争末期の1944年に戦時生産局を設立し、炭鉱の増産に対して全面的な計画の立案を担わせた。それに伴い実施された様々な石炭増産措置によって、日中戦争期における重慶政府地域の石炭生産量は、1943年まで660万トンに以上に達した。その後、1944年の日本軍の一号作戦によって、湖南省・広西省の多くの炭鉱は日本軍に占領されたが、重慶政府は500万トン以上の生産量を維持していた<sup>268</sup>。

当時の重慶政府の具体的石炭増産措置は、下記のように主に①生産奨励、②技術改善、③管理機構の設置・改組であった。①については、まず民間の炭鉱採掘を促進するため、1938年1月に「戦時領辦煤鉱辦法」を制定した。それとともに、工鉱調整処・燃料管理处・四行聯營辦事総処によって資金を提供し、炭鉱の設備転移・建設用資金を援助した。その後、戦争によって外来の器材の供給は断絶していたため、工鉱調整処は国内の業者に器材を注文し、立替金を納付して購買順位に応じて各炭鉱へ配給した。さらに、生産の障

---

<sup>268</sup> 李鳴蘇「十年來之煤鉱業」（譚熙鴻主編『十年來之中国經濟』中華書局、1948年、335～373頁）。

害を防ぐために各炭鉱の労働者・技術者の兵役猶予を決定した<sup>269</sup>。

②については、主に経済部鉱冶研究所が四川省に産出された有煙炭をもって上質のコークスを製錬する方法を模索していた。また、各炭鉱へ人員を派遣して石炭の採掘について調査・指導を実施し、並びに戦時生産局が鉄の産出量を増加させるため、コークスを製錬する炉（焦炉）の改善を推進した<sup>270</sup>。

③については、まず1938年に武漢で燃料管理处を設立し、漢口市内の石炭供給を担当させようとしたが、武漢陥落の後、燃料管理处の管理地域は当初は四川省に限られたため、湖南・広東・広西の鉄道や工場の石炭需要を満たすことができなかった。かかる問題を克服するため、重慶政府は1943年に湘粵桂区管理分処を設立し、さらに陝西省において急増した工業・軍用石炭の需要量に応じて1944年に陝豫区管理分処を設立した。1944年の戦時生産局の設立以降、もとより経済部傘下の燃料管理处は煤焦管理处に改組され、下記のとおり五つの仕事を担当していた<sup>271</sup>。

- (一) 石炭の生産コストに合理的な利潤を加算して価格を限定する。
- (二) 増産を図るために各種の借金を調達する。
- (三) 輸送の改善：各炭鉱の列車・船舶の調達および炭鉱内部の鉄道の改善を協力する。
- (四) 物資の掌握：立替金の納付と石炭の備蓄、石炭の購入・配給、用途の分配などである。
- (五) 品質の向上：石炭の不純物の減少と輸送業者の不正行為を監督する。

## ②戦時石炭統制の展開

日中戦争の勃発とともに、重慶政府は日本国内また占領地に対して経済封鎖を実施し、重慶政府地域の物資移出と日本側の物資移入を禁止した。その他、奥地の物資統制に関してまた表1のとおり多くの基本法令を決定した。

---

<sup>269</sup> 同上。

<sup>270</sup> 前掲、李鳴蘇「十年來之煤鉱業」。

<sup>271</sup> 同上。



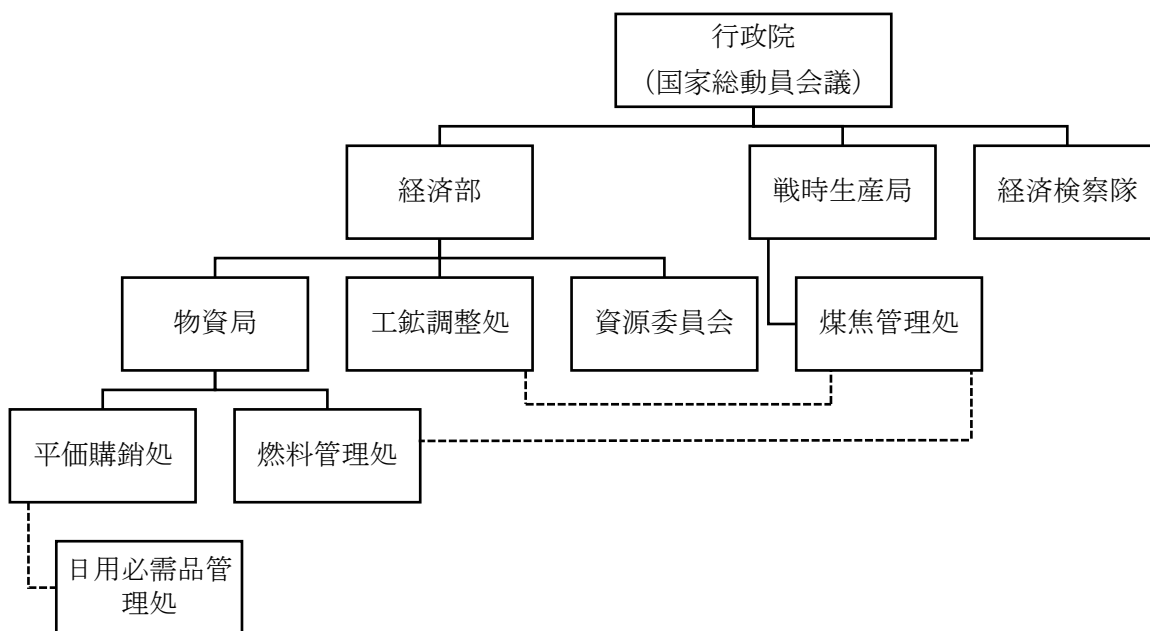
表1 日中戦争期重慶政府が公布した物資統制の基本法令

期日	名称	内容
1937年12月	「非常時期農鉱工商管理条例」	石炭を含む重要物資の統制の基本方針を決定
1939年2月	「非常時期評定物価及取締投機操縦辦法」	物資投機行為の取締方法を規定
1939年12月	「日用必需品平価購銷辦法」	平価購銷処を設立し、日用品の供給を開始
1941年2月	「非常時期取締日用重要物品囤積居奇辦法」	買い溜め・売惜しみ行為による物資不足・物価高騰を解決するため
1942年3月	「国家総動員法」	総動員に関する物資の取引・価格・数量への管制強化を決定
1942年9月	「加強管制物価方案」	石炭などの民生必需品の価格制限の方法を規定
1943年3月	「限価議価物品補充辦法」	8種の民生必需品以外の物資価格は評議で決定
1944年5月20日	「加強管制物価方案緊急措施方案」	物資統制の深化
1944年8月1日	「各省管制物価物資及実施綱要」	地方政府に対して民生必需品の価格限定の貫徹を要請
1945年2月15日	「取締違反限価議価条例」	価格限定を違反する者の処分方法を規定

出所：龍大鈞「十年來之物資管制」（譚熙鴻主編『十年來之中国經濟』中華書局、1948年、1097～1188頁）を参照。

上記の諸法令に基づいて、重慶政府は戦時中に多くの物資統制に関する機構を設立し、それとともに図1のような石炭統制システムが形成された。

図1 戦時重慶政府の石炭統制システム



出所：譚熙鴻主編『十年來之中国經濟』中華書局、1948年、1111頁を参照。

注：点線は変遷関係を示す。

ここで、日中戦争開始以降の石炭統制の強化経緯について説明しておきたい。日中戦争勃発直後の1937年8月～9月に、国民政府軍事委員会の許可の下、実業部と資源委員会はそれぞれ機構を設立し、炭鉱および都市石炭の管理に関する法令に照らして統制を実施し始めた。そして1937年冬、武漢に駐在した軍事委員会第三部は、燃料管理处を設立し、石炭管理を担当させた。軍事委員会第三部の撤廃以降、燃料管理处は經濟部に隷属し、主に中興・華東などの炭鉱の備蓄石炭の奥地への運搬、粵漢・湘贛などの鉄道および武漢上下流の軍用・政府用運輸の石炭の供給、湖南・江西省の各炭鉱の増産の督促を務めていた。1938年10月、武漢陥落以降、重慶に移った燃料管理处は、重慶政府地域の炭鉱増産・需給調節を一番重要な仕事として統制を実施していた。1939年5月の「管理煤鉱辦法大綱」の公表に伴い、各地の生産量と需要量をあらかじめ統計し、区域を区分して分配を行うという施策方針を規定した<sup>272</sup>。その具体的な事務は、①石炭不足の時、生産者と生産方法を相談する、②特殊工業の石炭を確保する、③石炭運輸の不便を解決する、④主管部門と相

<sup>272</sup> 龍大鈞「十年來之物資管制」（譚熙鴻主編『十年來之中国經濟』中華書局、1948年、1097～1188頁）。

談して労働者の不足を解決する、⑤救済の借金で資金の不足を克服する、などであった。同時に、沿海部の工場の奥地への移転および四川省の塩増産によって石炭需要量が激増したことに對して、燃料管理处は四川省の各主要な河川流域における炭鉱の実態を調査した。一方、万県・岷江・嘉陵江の区域にそれぞれ辦事處を設け、「管理嘉陵江流域煤焦実施辦法」と「管理岷江流域煤炭実施辦法」を公布して統制を実施した<sup>273</sup>。

次に、燃料管理处による石炭の流通・消費・価格面の統制について、重慶市内の石炭統制を事例として説明したい。1939年2月、燃料管理处により「管理重慶市煤炭規則」が公表され、重慶市における石炭の卸売・小売商人、工場・汽船など大口利用者の名称・住所および販売・運輸・使用の石炭の種類・品質・数量に関する情報の燃料管理处への報告を義務付け、また毎日の石炭備蓄量の週ごとに表を作成して燃料管理处へ報告することも要請した。また、重慶市周辺の炭鉱に対する増産の督促、販売先の指定、労働者・船舶の欠乏を解決することも燃料管理处の役目であった。重慶市販の石炭価格は、燃料管理处が各炭鉱・商人のコストに基づいて相応しい利潤を加算して公布し、上記の規則に違反する者は最初に購買・運輸を停止させ、再犯者は投機の容疑者と認定して「非常時期農鉱工商管理條例」第31条に照らして裁判所に通報することになった。さらに、1940年10月、燃料管理处によって作成された「管理重慶市煤焦実施辦法」が実施され始めた。その具体的な規定はいかのとおりである。

- (一) 重慶市内の卸売・小売商人、工場、汽船が月ごとに報告した石炭・コークスの需要種類・数量に基づいて有効期限1ヶ月の許可証を発給する。
- (二) 重慶市に着荷する石炭の分配は重慶市社会局に担当させ、価格は燃料管理处と関連機関および石炭業公会と共同で決定する。
- (三) 石炭を輸送する汽船が重慶の稅務處に停泊する時、石炭の運輸者は文書を在地の燃料管理处人員に報告しなければならない。
- (四) 各工場・石炭商人・政府系販売機關は、毎月の1日、11日、21日に石炭・コークスの着荷量・消費量・販売量・備蓄量に関する表を作成し燃料管理处に報告しなければならない。

---

<sup>273</sup> 前掲、龍大鈞「十年來之物資管制」。

(五) 上記の規定に違反する者は、「非常時期農鉱工商管理条例」および他の関連法令に照らして処罰する。

なお、石炭の運輸面については、「督運煤斤辦法」を通じて実施していた。

### ③戦時石炭統制の成果と問題

戦時中の燃料管理处により決定された重慶政府地域における石炭の分配方針は下記のとおりである。

(一) 雲陽・万県産の石炭を長江の軍用汽船に供給する。

(二) 嘉陵江区域と南山産の石炭を重慶および周辺地域に供給する。

(三) 岷江区域産の石炭を自貢・内江の製塩場、および四川西部の工場に供給する。

この方針に基づいて、1941年1月～7月の石炭分配量と割合の実態については、①嘉陵江区域産石炭の総分配量は35万1,954トンであり、そのうち軍事用が18%、船舶用が10.8%、水道・発電用が16%、製塩場用が4.5%、工業用が26.5%、民生用が24.2%を占めた一方、②岷江区域産石炭の総分配量は6万9,526トンであり、そのうち製塩場用が71.2%、工業用が6.8%、民生用が22%を占めた。また、重慶および新設区域の公教人員を対象として、燃料管理处は平価購銷処（撤廃後の業務は燃料管理处により継続）を通じて市内各地に30ヶ所の倉庫を設け、毎月1万トンの有煙炭と1,500トンのコークスを配給した<sup>274</sup>。

石炭統制の重要な一環として、炭鉱に必要な設備の拡充資金や運転資金を調達し増産の目標を達成するため、經濟部は四行聯合辦事処と各炭鉱への借金について相談し、さらに「墊撥煤款暫行辦法」に照らして石炭の備蓄用の立替金を支払った。そして1944年以降、石炭価格の安定を目指して炭鉱への補助金政策を実施し始めた。その結果、重慶政府地域の石炭年産量は、1938年の470万トンから1943年の661万7,000トンに増えた<sup>275</sup>。

重慶以外の地域の場合、粵漢・湘桂・黔貴鉄道、および湖南・広東・広西省の工場の石炭を供給するため、燃料管理处は1943年6月1日に桂林で「湘粵桂区燃料管理分処」を設立し、区域内部の石炭調節・分配を担当した。その後、毎月平均5万トンの石炭を産出し、

<sup>274</sup> 前掲、龍大鈞「十年來之物資管制」。

<sup>275</sup> 同上。

70%を鉄道に、30%を工場に供給する実績を達成した<sup>276</sup>。この機構は湖南省の炭鉱が陥落した後、貴州省を管轄下に置き炭鉱の採掘と価格の限定を実施した。その他、陝西省の工業発展に伴う石炭需要量の増加に対して、西安に「陝豫区管理分処」を設立し石炭の分配、生産・運輸の奨励を担わせた。

1944年冬、燃料管理处は新設の戦時生産局に隷属して「煤焦管理处」と改称された。実施していた規則・制度は以前よりほぼ同じであったが、各炭鉱の出炭協力の実施に対してより積極的になっていった。例えば、1945年3月まで炭鉱に支給した立替金は、合計2億9,947万6,000元に達したが、それは石炭の生産・運輸効率の向上に役に立った<sup>277</sup>。

しかし、戦時中の石炭統制は多くの成果を収めたが、戦争末期にかけて次々と問題が現れた。例えば、1945年初頭の重慶では、市民の石炭に対する買い漁り、発電所の定時停電、汽船業の船便減少、工場の部分的休業、などの現象が続出していた<sup>278</sup>。その要因について、重慶政府は石炭輸送力の不足、消費者の増加、柴の価格騰貴による民衆の石炭需要量の上昇を主張したが、炭鉱方面は政府による石炭価格の限定が巨額な赤字を引き起こし、炭鉱の減産を招いたと強調した。また、当時の経済誌では、補助金は生産コストを補うことができず、また申請手続きの煩雑さと支給遅滞のため、統制の効果は顕著ではなかったと指摘されていた<sup>279</sup>。

一方、ある経済学者は、統制自身の問題ではなく、実施に不備があったという意見を述べた。具体的には、統制の価格は迅速に変動していた経済状況に適応できず、常に急激に変動し、さらに物価の高騰を刺激した。そのため、統制は価格より石炭の供給量の増加を重視すべきである。戦時中の価格統制は主に政府が買収価格を制限し、炭鉱の生産コストに対する統制を重視せず、民間業者の利益の損失を招き、炭鉱の減産や休業は石炭不足と闇取引の横行の要因となった。そして、政府の買付地点の選択にも、炭鉱から遠く離れた集散地で買い付けるという問題があり、炭鉱の輸送コストは増加し、生産意欲の低下を引き起した。かかる問題に対して、その学者は、①買付価格と地点の合理化、②民間の力で石炭輸送を加速する、③金融手段を通じて炭鉱の資金面の困難を解決する、④補助金によ

---

<sup>276</sup> 前掲、龍大鈞「十年來之物資管制」。

<sup>277</sup> 同上。

<sup>278</sup> 齊緯「煤荒漫写」（『経済新聞週報』第3巻第33期、1945年）を参照。

<sup>279</sup> 同上。

り炭鉱の赤字を埋めて生産を維持する、など解決策を提示した<sup>280</sup>。

しかし、戦争の終結に伴って、石炭業が緊縮の時期に入ることは不可避であった。軍需の減少による内地工業の減産・休業とともに、石炭に対する需要も減少した。その結果、民間業者が休業しただけでなく、資源委員会傘下の国営炭鉱も休業・移譲・合併を余儀なくされ、わずか6つの炭鉱が維持していた<sup>281</sup>。

総じて言えば、戦時中の重慶政府は、戦争の維持にとって不可欠な石炭供給を確保するため、公布された物資統制に関する法令に基づき、統治地域における石炭業統制システムを構築した。石炭産出量の増加だけ見れば、確かに一定の効果を収めたと言えるが、石炭価格統制政策と買付政策の破綻によって、石炭業者の苦境と石炭不足を引き起こし、物資統制の限界を示したと言える。

次に検討する戦後上海区燃料管理委員会の人員構成（初任主任委員彭学沛は元の戦時生産局副局長であった）、組織構造と権限を見れば、戦後上海の石炭統制システムは以上に述べた戦時国民政府の石炭統制から大きな影響を受け歴史的連続が存在した。戦後南京に復帰してまもなく内戦期に入った国民政府にとって、接收地域の石炭不足が軍事行動を妨げる現状に直面した時、戦時の経験から石炭統制の方策を継続することは自然的な結果であったと言えよう。

## (2) 燃管会の設立

1945年10月中旬、国民政府行政院長宋子文と副行政院長翁文灏は、上海の日本と汪政権の施設の接收状況を視察するため上海を訪れ、16日に政府官員、民間の有力者および米軍の連絡官を招待して交通運輸の回復を協議する会議を開催した。そして、その会議では上海市臨時燃料監理委員会の欠点（職権の分散）を克服し、石炭の輸送・接收・増産に関する問題に迅速に対応するため<sup>282</sup>、戦時中の重慶政府の燃料統制の経験に基づいて上海区燃管会の設立を決定した。この組織は最初行政院長駐滬臨時辦公処に直轄されたが、後に經濟部に隷属することになった。

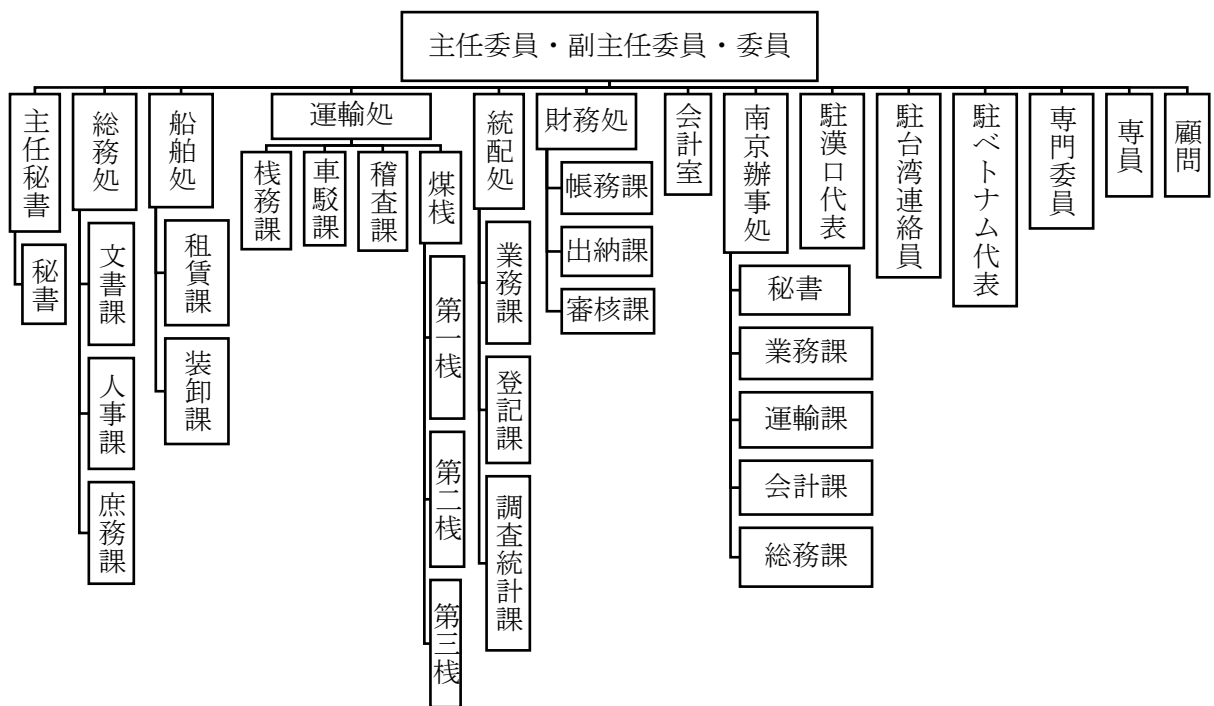
<sup>280</sup> 周伯棣「論煤荒」（『国訊』第338期、1945年）を参照。

<sup>281</sup> 万妮娜「戦後国統区的煤荒与政府应对」（『蘭州学刊』2014年第9期、75～79頁）。

<sup>282</sup> 上海市檔案館蔵、Q473-1-99：「經濟部上海区燃料管理委員会三十四年上半年度工作報告1946年、7頁。

燃管会の設立時（1945年10月19日）の人員構成は、①主任委員彭学沛（戦時生産局副局長、後に国民党中央党部宣伝部長に転任）と副主任委員徐楽天（後に主任委員に昇進）、②上海に駐在する中央政府各機関の主管人員、および水運業のリーダー、③英米の軍事・運輸方面の有力者からなる顧問、④旧燃料臨時監理委員会の全ての幹部と人員、⑤招聘する鉱業・石炭業および各方面の優秀な人材からなっていた<sup>283</sup>。図1より1946年の組織構成を見れば、燃管会は、単に石炭の配給業務だけでなく、石炭の輸送・備蓄機能を果たすため船舶・倉庫の運營業務にも従事していたことがわかる。また、石炭統制の円滑化を図るため、政治の中心である南京、交通の中枢である武漢、さらには重要な炭鉱の所在地であった台湾・ベトナムに人員を配置することにもなっていた。

図1 上海区燃料管理委員会の組織構造（1946年）



出所：上海市檔案館蔵、Q473-1-23：「關於三十五年度上海区燃料管理委員会事項之資料」  
1947年、12頁。

<sup>283</sup> 前掲、龍大鈞「十年來之物資管制」。

燃管会の権限は、華中・華南各地域の石炭の運輸・備蓄・分配を担当し、また現地の石炭価格を管理し各炭鉱の生産を指導することであった。燃料臨時監理委員会に比べて、燃管会の最も大きな変化は、主導者が上海市政府から中央政府に変更されたことであり、ゆえに統制権力は、以前より強化・集中されつつ広域に行使することが可能になったと考えられる。

なお、戦後国民政府の支配地域においては、上海区燃管会だけでなく、東北の「東北物資調節委員会」、華北の「平津区燃料管理委員会」、台湾の「台湾省石炭調整委員会」など他の石炭の統制機関も存在していた。

平津区燃料管理委員会は1946年1月8日に行政院長宋子文の命令によって成立し、河北の北平と天津の燃料の生産・運輸・供給関係の計画と調整を担当した。初めは北平に駐在する行政院長の臨時辦公処に隷属し、同年の7月29日に改めて經濟部に隷属した<sup>284</sup>。

この委員会の管轄区域には開灤・井陘・門頭溝・長城などの諸炭鉱があり、その供給順位は平津各地の交通事業および公共事業を最優先させ、重要な工場はそれらに次いだ。分配数量は、この委員会の各委員と関連する党・政府・軍隊の代表により、各炭鉱の出炭量および鉄道の運輸能力を勘案しながら協議・決定され、余裕があれば平津地方の軍隊と政府機関に分配することになっていた。分配の総量はこの委員会が指定し、北平・天津に設置された「煤焦供給委員会」が分配した<sup>285</sup>。

平津区燃管会は、管轄区域の各鉱の生産・運輸・販売・在庫数量および石炭価格に対して、いずれも常に人員を派遣して調査し、その調査結果を参照して統制を実施した。また統制区域の石炭の移出は、委員会が審査して許可書を発行した後、税関の検査を受けて通行が許可された<sup>286</sup>。1946年の1年間、この委員会によって北平・天津へ分配された石炭の総量は190万余トンに達し、主に開灤・門頭溝両炭鉱からの供給に依存していた<sup>287</sup>。

東北物資調節委員会は、戦後国民政府の東北進出に伴って国民政府軍事委員会東北行営の下で成立した統制機関であり、主に糧食・石炭・綿布・綿糸・食糖・木材の統制に従事

---

<sup>284</sup> 前掲、龍大鈞「十年來之物資管制」。

<sup>285</sup> 同上。

<sup>286</sup> 同上。

<sup>287</sup> 同上。



し、物資の供給の確保と物価の安定を目指した<sup>288</sup>。また、石炭の購入・分配・運輸・価格の調整など東北地域の石炭統制の具体的業務は、物資調節委員会傘下の「煤炭供給処」が担当した<sup>289</sup>。1947年6月までの10ヶ月間、物資調節委員会によって分配された石炭の総量は198万トン以上であり、主に鉄道・軍隊・軍工場・一般工場・瀋陽市内に供給された<sup>290</sup>。

戦後台湾の石炭業を接收した国民政府は、日本の実施した統制政策を継続した。その執行機関は最初の「石炭業監理委員会」から「台湾省石炭調整委員会」（台湾省行政長官公署に隷属）に改組され、また台湾石炭統制株式会社の職能を継承した。この石炭調整委員会の職能は、主に石炭購入・配給の統括および協力業者の生産の支援のための融資を担当し、並びに差額を助成する方法で石炭販売を促進し、同時に海外への販売も担当した<sup>291</sup>。その統制の下での台湾の石炭の生産・販売量は、だいたい毎月15万トン前後の出炭量があり、その過半数は台湾内部で消費された<sup>292</sup>。

以上の諸機関に比べ、上海区燃管会による統制の地域的範囲は最も広がった。この委員会は当初京滬区（南京・上海）および京滬鉄道沿線の公共事業・鉄道・船舶・政府機関および工場用の石炭供給に専念していた。その後、供給地域が拡大し、次第に青島・漢口・広州・福州・廈門などの地域の石炭も援助するようになった。蘇州・無錫・武進・鎮江・杭州・嘉興・松江・硤石・寧波・南通・揚州・江陰・蕪湖など上海以外の各都市の発電所で使われる石炭も次第に供給していった。鉄道用の石炭は、京滬線と滬杭甬線の両鉄道に供給する以外、津浦線および平津線の南部、隴海線の東部にもおよび<sup>293</sup>、後に京滬区公教人員・労働者・中小民営工場に対する石炭供給も加わった。上海区燃管会統制下の地域は主に沿海部の経済の発達した都市であり、戦後中国の経済復興と国民政府の統治基盤の安定にとって重要な地域であった。また、上海区燃管会によって配給された石炭量も一番多

---

<sup>288</sup> 「東北物資調節委員会業務概述」『物調旬刊』第23期（東北物資調節委員会編印、1947年）2～6頁。

<sup>289</sup> 「東北物資調節委員会煤炭供給処組織規程」『物調旬刊』第35期（東北物資調節委員会編印、1948年）28頁。

<sup>290</sup> 「東北物資調節委員会一年來工作檢討之一煤炭供給工作」『物調旬刊』第17期（東北物資調節委員会編印、1947年）2～13頁。

<sup>291</sup> 陳慈玉「戦後の台湾における石炭業1945～1980年—斜陽産業の一例として」（陳慈玉著『近代台湾における貿易と産業—連続と断絶—』御茶の水書房、2014年、所収）。

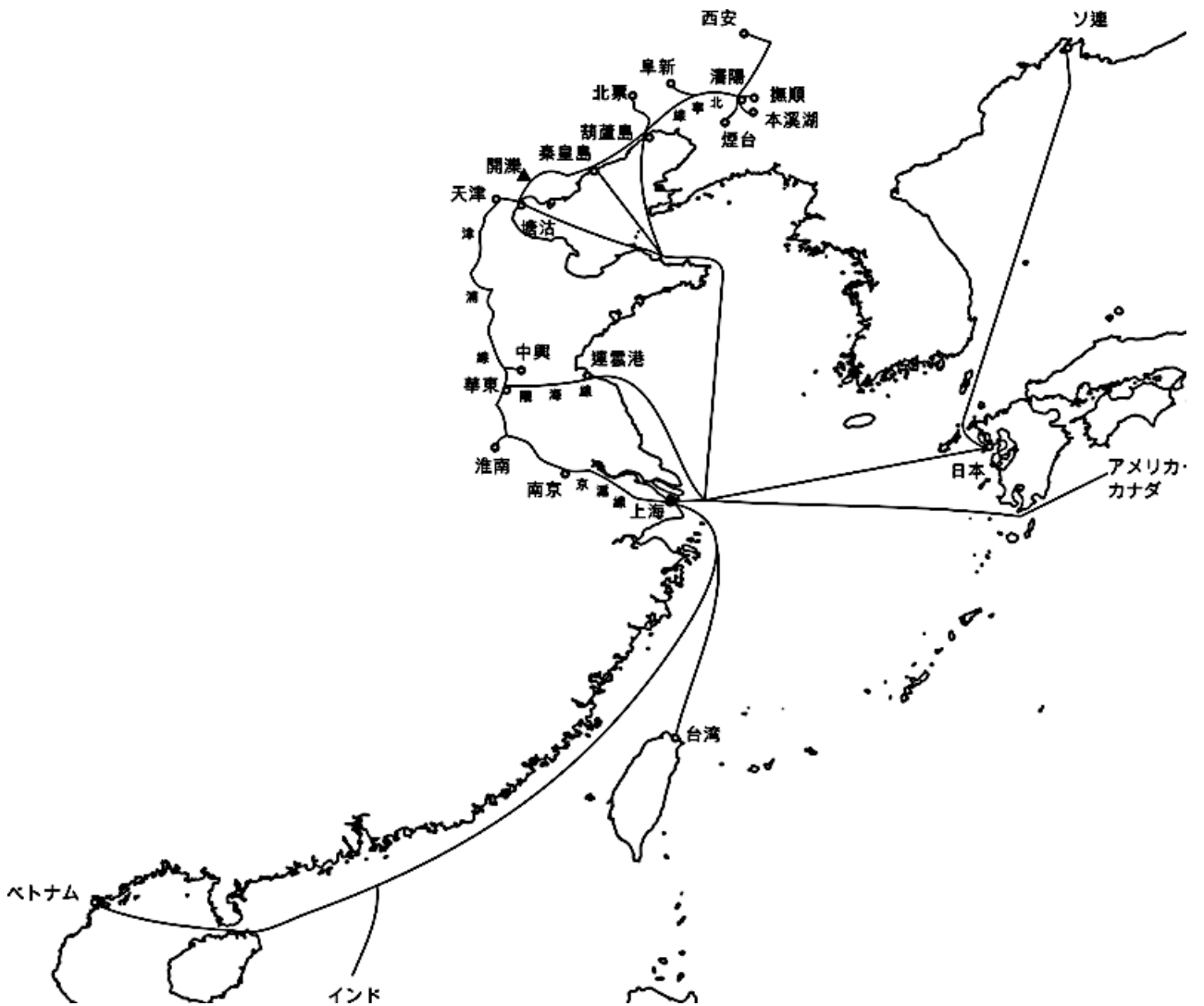
<sup>292</sup> 「台湾之煤」『台湾銀行季刊』第二卷第二期（台湾銀行、1948年）57～70頁。

<sup>293</sup> 前掲、龍大鈞「十年來之物資管制」。

かった。そのため、他の石炭統制機関に比べ、上海区燃管会はより多くの資源と権限を掌握し、戦後国民政府が構築した石炭統制システムにおいて中心的な役割を期待されていたのである。一方、こうした強大な権限を握っていただけに、燃管会は旧来の石炭流通・取引システムにおいて重要な役目を演じていた民間の石炭業者と衝突することは避けねばならなかった。

### (3) 輸送面の統制

図2 戦後上海の石炭供給の主な出所と輸送路線(1946~1948年)



出所：「全国經濟委員会第十三次會議議事日程—討論事項(三)防止煤荒方案草案目前上海

燃煤供給問題」(中国第二歴史檔案館編『全国經濟委員会會議録(八)』広西師範大学出版社、2005年、213～221頁)の内容、および新聞の関連記事より作成。

上海区燃管会が掌握する石炭の出所は、主に開灤・淮南・華東・台湾などの炭鉱の有煙炭、饅頭山および焦作の無煙炭であり、時に東北阜新の有煙炭、ベトナム鴻基の無煙炭およびカナダとアメリカで産出される有煙炭も購入された。淮南・華東炭鉱の石炭は、津浦鉄道で浦口に運送して、南京およびその周辺に転売された。開灤・台湾およびベトナムで産出される石炭については、外国の汽船会社から借り入れた船舶で秦皇島、基隆および鴻基で石炭を積み込み上海に輸送した。1945年末から1946年にかけての一年間、燃管会が借り入れたのは、イギリス、アメリカ、ノルウェー、ブラジルなど外国の17隻合計およそ14万トンの船舶であった<sup>294</sup>。

図2は戦後上海の石炭を供給する主要炭鉱の所在地および輸送路線を示したものである。戦後上海の石炭需要は、ほとんど外部からの供給に依存していたといえる。ゆえに鉄道の破壊、港の凍結、政策の変動(例えば移出地域の貿易統制の強化)および政治情勢の急変(例えば二・二八事件)などの状況があれば、上海の石炭供給に大きな障害を招く可能性があった。

燃管会という中央直属の統制機関の成立がきっかけで、英米からの援助も本格的に開始された。まず、英米の海運業者が汽船による石炭の輸送に力を注いだ<sup>295</sup>。また、米軍方面は10隻の揚陸艦を譲渡し上海への石炭の輸送に協力した<sup>296</sup>。さらに、米海兵隊は秦皇島に駐屯し、石炭の輸送を護衛した<sup>297</sup>。そのため、1945年10月半ばから12月末にかけて、燃管会による秦皇島および連雲港からの石炭移入量は20万トン以上に達した。しかし「本市の発電所と列車の燃料問題は解決できるのだが、工場および住民の使用量はまだ不足していると感じる」<sup>298</sup>、「本市の石炭業者数は元々千以上あるが、正式に休業している者は多

<sup>294</sup> 前掲、龍大鈞「十年來之物資管制」。

<sup>295</sup> 『立報』1945年10月23日「英美兩國航商共致力運煤太古公司正籌畫復航」。

<sup>296</sup> 『前線日報』1945年11月1日「美似以登陸艇十艘祝我運輸燃煤最近滬煤電供給可能中斷故市民仍須極力節用燃料」。

<sup>297</sup> 『大公報(上海)』1945年11月19日「秦皇島北戴河安謐美軍駐守保護運煤」。

<sup>298</sup> 『新聞報』1946年1月2日「三個月來運滬煤斤總數達二十萬噸工廠用戶用量尚不敷」。

くないとはいえ、いずれも営業中でも商品がない者ばかりである」<sup>299</sup>という報道から見れば期待した石炭供給改善の目標に達しなかったようである。その原因について、運輸手段の不足、交通の中断、共産党軍の攻撃による炭鉱秩序の未回復などがあった<sup>300</sup>。

こうした状況に対して、燃管会は①接收した「敵偽」（日本と汪政権）の石炭の公定価格による市場への出荷<sup>301</sup>、②交通部を通じたアメリカ所有の汽船の入手<sup>302</sup>、③ベトナムを除く海外の石炭の民間業者による自由購入および運輸の許可（燃管会による審査および購入する石炭の一部分の強制買収などの制限があった）<sup>303</sup>などの解決策を打ち出した。

1946年6月に国共全面内戦が勃発した後、炭鉱の生産と交通状況の悪化により石炭価格が高騰していった<sup>304</sup>。しかし、燃管会は外貨を消耗し過ぎであったと主張し<sup>305</sup>、民間に対して実施されていた海外から石炭購入の奨励制度を廃止した。さらに、「国内外輸入煤斤暫行管理辦法」を公表し、上海に移入・輸入される国内・海外の有煙炭・無煙炭およびコークスに、より厳しい統制を実施し始めた<sup>306</sup>。具体的には、①燃管会の審査と許可がなく勝手に購入・運輸された有煙炭は、全て燃管会が仕入価格で買収する。②国内の無煙炭・コークスは、暫く民間業者の自由運輸・販売を許可するが、移出地点の主管機関の審査・許可、および移入するときの燃管会の検査を受ける必要がある。また、必要があればそのコストに5%の利潤を加算し燃管会が買収する。③海外の有煙炭・無煙炭の輸入は、燃管会に審査と許可を申請し、勝手に輸入された石炭は全部燃管会が仕入価格で買収する。④すでに許可を受け輸入された海外の有煙炭・無煙炭は、燃管会が必要に際して査定したコストに合理的な利潤を加算して全て買収する<sup>307</sup>。

#### (4) 配給面の統制

<sup>299</sup> 『申報』1945年12月26日「煤荒未易解除煤業復業未多」。

<sup>300</sup> 『申報』1945年12月26日「本市半年來之煤價」。

<sup>301</sup> 『申報』1945年12月6日「平價普售白煤先撥一萬噸」。

<sup>302</sup> 『申報』1945年2月11日「第二艘新美輪中山号加入運煤」。

<sup>303</sup> 『申報』1946年2月10日「燃管会訂定辦法鼓勵採辦外煤」。

<sup>304</sup> 『申報』1946年7月28日「彭部長招待滬記者斥「無條件停戰」中共無非欲借此凶達拖延目的華北各省被封鎖人民受苦日深」。

<sup>305</sup> 『申報』1946年8月12日「停止採運外煤國產品已足自給」。

<sup>306</sup> 前掲、「關於三十五年度上海區燃料管理委員會事項之資料」13頁。

<sup>307</sup> 同上、14頁。

配給面の統制は、主に各石炭の消費先がそれぞれ異なる手続きを通じて燃管会へ申請し、審査・許可を得た上で配給を受けるという形で実施された。具体的には、①公共事業は、市政府公用局と協議の上供給する。②軍事・政治上の運輸は、後勤総司令部、招商局および関係機関の文書に基づいて審査の上供給する。③鉄道は、京滬区鐵路管理局の文書に基づいて審査の上供給する。④軍政機関および盟邦機関に対しては、関連機関の文書に基づいて審査の上供給する。⑤船舶への石炭配給については、以下三つの種類に仕分けて供給する。(1)沿海部および長江などの国内の河川の航路については、同業公会の証明書に基づいて審査の上供給する。(2)公的物資を運輸する船舶に対しては、委託機関の文書・証明書に基づいて審査の上供給する。(3)救急物資を運輸する外国の汽船および上海港の小型汽船に対しては、随時審査の上供給する。⑥工場への石炭は、以下の三つの種類に仕分ける。(1)国営および接収された日本・汪政権方面の工場については、工場の責任者が申請し、直轄機関の証明書に基づいて審査の上供給する。(2)他の工場については、各工業の同業公会が集約して申請し、審査の上供給する。(3)公会に参加していない業者・公会がない業者は、外国商人の工場と一緒に審査の上供給する。⑦石炭業の商店は、煤商業同業公会で集中して申請し、審査の上供給する。⑧上海以外の都市の発電所に対しては、經濟部特派員辦公処と相談して供給する。⑨他の都市を救済する石炭は、現地の主管機関の文書に基づいて審査の上供給する<sup>308</sup>。

そのうち、民営工場への石炭配給の方法は、以下のとおりである。①50 トン以上の申請量は、燃管会から購入する。②50 トン未満の申請量は、上海市煤商業同業公会と協議して購入し、その価格は燃管会から直接購入するときと同じとする。③各工場が受け取る石炭の数量は、毎月燃管会が集約し各同業公会に文書を送付して審査を依頼する。④もし各工場が配給された石炭を転売することがあれば、供給停止処分とする<sup>309</sup>。

当時の經濟部官僚の文章によれば、この時期の燃管会による石炭分配の特徴は、優先順位については鉄道が最も優先され、公共事業・船舶・工場・軍用と政府用の石炭がそれに次ぐ<sup>310</sup>。また、分配量について月ごとに分析すれば、だいたい発電所が主であり、平均的

<sup>308</sup> 前掲、「關於三十五年度上海区燃料管理委員會事項之資料」16～17頁。

<sup>309</sup> 同上、18～19頁。

<sup>310</sup> 前掲、龍大鈞「十年來之物資管制」。

に石炭の販売総数の25%~30%の割合を占めた。鉄道と工場はそれに次ぎ、平均的に15%~20%の割合を占めた<sup>311</sup>。さらに、石炭の分配価格について、燃管会は分配対象を①上海の発電所などの公共事業・鉄道・軍用・政府用および救済用の石炭、②普通の船舶および政府機関の石炭、③一般工場の石炭という三つの種類に分け、それぞれ異なる価格(工場の価格は最も高い)によって分配した<sup>312</sup>。

以上の配給の優先順位・配給量・配給価格の状況から見ると、公共事業・鉄道・軍用・政府用の石炭の供給を優先しており、運輸の確保・インフラの維持・軍事活動の支援を重点とした燃管会の統制方針を見出すことができる。

後の1947年2月19日、国防最高委員会により公表された「経済緊急措置方案」<sup>313</sup>が規定する日用品の配給実施方針に従い、上海の民営工場および「公教人員」<sup>314</sup>と「産業・職業工人」<sup>315</sup>への石炭供給を強化するため、燃管会の下に「民用煤量分配委員会」が組織された。この委員会の業務は、①石炭配給の申請を審査すること、②石炭の配給量を査定すること、③石炭配給の手段を協議すること、④石炭配給の紛争を解決すること、などであった。また、委員会の組成については、主に燃管会主任委員が兼任する主任委員一名、上海区工商輔導処処長が兼任する副主任委員一名、並びに淞滬警備司令部・社会局・公用局・全国工業協会上海分会・上海市商会・煤商業同業公会・機制煤球工業同業公会など機関の代表が担当する委員の7人であった<sup>316</sup>。それに伴って、燃管会は1947年3月から4月に合計3,000トン、5月から6月に毎月3,000トンの原料を豆炭製造業の業者に配給して公教人員および民生用の豆炭を生産させ、さらに7月以降毎月6,000トンの無煙炭くずを配

<sup>311</sup> 前掲、龍大鈞「十年來之物資管制」。

<sup>312</sup> 『益世報(上海)』1946年10月31日「公用事業平配煤斤明日實行調整配價工場用煤仍維持原價」。

<sup>313</sup> 物価の急騰に代表される経済の苦境を克服するために財政・金融・物価などに統制を強化する政策であった。内容は、①予算のバランス、②投機商売の取り締まり、③対外貿易の促進と為替レートの調整、④物価と賃金の統制、⑤日用品の配給の規定などがある(前掲、高叔康「十年來之經濟政策」譚熙鴻主編『十年來之中國經濟』中華書局、1948年、21~72頁を参照)。

<sup>314</sup> 政府および所属の各機関の公務員、公立学校の教員・職員。

<sup>315</sup> 「産業工人」は、産業部門において各業種の労働者で成立する組合に所属する労働者である。それに対して、「職業工人」は、単一業種の労働者だけの利益を確保するために成立する組合に所属する労働者である(「社会部代電一京組二字第〇一三四〇三号(中華民國卅五年十一月拾七日)一事由据電請解釋産業工会与職業工会之區別電復知照由」『社会工作通訊』第3卷第12期、1946年12月、29頁を参照)。

<sup>316</sup> 『大公報(上海)』1947年4月18日「供应滬工業及市民用煤燃料会另組分配会設正副主任委員各一人」。

給する予定があった<sup>317</sup>。

一方、5月中旬、上記の分配委員会は第二回会議で、大規模な民営工場に対して業種の経済的重要性に基づいて甲・乙・丙・丁の四つの種類に分け、それぞれ異なる比率の申請量で石炭を分配する方法を立案した<sup>318</sup>。具体的な分配量は、表1が示すようなものである。しかし、工業協会から出されていた毎月8万トンの申請量<sup>319</sup>と比べて、この分配案は、わずか申請量の5分の1を満たすに過ぎず、当時上海の石炭供給量の不足を反映していた。

表1 1947年5月大規模な民営工場の石炭分配量

	甲	乙	丙	丁
業種代表	綿紡・マッチ	化学原料・ゴム	製革・メリセス	セルロイド
許可された申請量の百分比(%)	25	20	15	10
分配量(トン)	7,735	5,256	3,709	162
合計(トン)	16,863			

出所：前掲、「民用煤量分配会作決議五月份各業配煤分四級」より作成。

表2 各回民生用石炭の配給商店数および配給量

	第1回	第2回	第3回	第4回
商店数	1,174	1,177	1,176	1,176
各商店に対する配給量(トン)	6.625	6.625	4.150	4.100
配給総量(トン)	7,777.78	7,797.625	4,880.4	4,821.6
残量(トン)	7.25	2.375	7.1	1.75

出所：「上海市煤商業同業公会経配各期民生用煤配售商号及配煤数量」(『社会月刊』第3巻)

<sup>317</sup> 『益世報(上海)』1947年6月28日「公教及民用煤球燃管会統撥配煤」。

<sup>318</sup> 『大公報(上海)』1947年5月14日「民用煤量分配会作決議五月份各業配煤分四級」。

<sup>319</sup> 『金融日報』1947年5月9日「民用煤量分配会开会決定本月份煤斤分配」。

第5期、社会月刊出版社、1948年5月、18頁）より作成。

また、1947年2月以降の1年間、大規模な民営工場以外の中小民営工場および他の石炭を燃料とする業種に対して、燃管会は煤商業同業公会を通して四回にわたり民生用石炭の配給を行った<sup>320</sup>。配給価格について、石炭商店のコストに15%の利潤を加算する上限を決定した<sup>321</sup>。

煤商業同業公会の石炭商店に対する各回の配給数量は、表2に示したとおりである。第1回と第2回の配給量と比べて、第3回と第4回の配給量がその3分の1に減少した。これは恐らく、1947年9月以降の石炭供給の悪化と関連している。また、毎回の配給実況については、だいたい半数以上の配給量が民営工場に分配された<sup>322</sup>。

産業・職業工人に対する豆炭の配給は、1947年に2回行われた。第2回の配給以降、配給の対象には職業工人も含まれた<sup>323</sup>。故に、第2回の配給人数は大幅に増加し、当時上海の総計45万の労働者数の3分の2を占めた<sup>324</sup>。

豆炭の製造に必要な無煙炭屑の配給は、主に1946年12月に発足した「上海市煤斤価格審議委員会」（上海市社会局が組織し、燃管会も委員を派遣した）により管理された。豆炭の製造に必要な無煙炭屑は、この委員会で配給申請の総量を審査し、社会局を通じて機製煤球工業同業公会に通知し、各会員の工場の設備・電力の使用量・以前の石炭の配給量に基づいて分配表を作成した上で、社会局の送付・審査に基づいて燃管会から配給された<sup>325</sup>。

また、1946年の豆炭配給プロセスと比べて、1947年の豆炭配給プロセスには新しい機関が参加するようになっていた。価格の設定は、以前の煤斤価格審議委員会に替わって1947

---

<sup>320</sup> 顧炳元「上海市民生用煤配售経過概述」（『社会月刊』第3巻第5期、社会月刊出版社、1948年5月、6～18頁）。

<sup>321</sup> 同上。

<sup>322</sup> 「上海市煤商業同業公会経配各期民生用煤配給用戸家数及百分比」（『社会月刊』第3巻第5期、社会月刊出版社、1948年5月、16頁）。

<sup>323</sup> 『大衆夜報』1947年11月8日「職業工人同享配煤」、『和平日報』1947年11月9日「工人二期決定辦法八項本月十一開始」。

<sup>324</sup> 『益世報(上海)』1947年5月19日「総工会発表統計全市共有工人四五万調解労資糾紛達三一五件福利工作亦在加緊推進中」。

<sup>325</sup> 東北物資調節委員会統計組「經濟部上海区燃料管理委員会簡介」『物調旬刊』第3期（東北物資調節委員会編印、1947年3月5日、2～8頁）。



年3月末に設立された「上海市物価評議委員会」<sup>326</sup>の燃料組が担当した。配給人数の限定（米の配給人数に基づく）および配給証明書の記入・発給は、1947年6月に成立した「上海市民食調配委員会」<sup>327</sup>により実施された。

以上のように、上海の石炭の配給システムは、1947年末までに一応構築された。さらに、上海市社会局は、1948年に入る前に、できるだけ当時の437万6,061人の上海総人口に対し1人あたり毎月0.5市担（25キロ）の豆炭を供給するという全面配給案を実現しようとする計画を立案した<sup>328</sup>。しかし、後の内戦の激化による石炭不足の悪化によって、こうした構想は一度も実施できなかったようである。

以上の内容から見れば、燃管会が構築した戦後上海の石炭統制システムは、主に石炭の輸送・配給・価格管理に力を注ぎ、一定の効果を収めた。しかし、厳格な統制は石炭商人に苦境をもたらした。具体的にいえば、統制は石炭の闇市での取引を一時的に減少させたが、石炭商人による自由販売も禁止することで、石炭商人の利益を損なったのである<sup>329</sup>。また、この時期の内戦による混乱の影響を受け、石炭の一貫した供給を確立することは困難であった。さらに公共事業への石炭配給を最優先とする方針のため、石炭商人への供給が中断することも多発した。これらの様々な原因は、後の燃管会と民間業者の紛争・対立が激化する引き金となった。

### 第三節 石炭統制をめぐる対立の激化と燃管会の撤廃

#### (1) 統制をめぐる対立の激化と石炭統制の緩和

戦後上海の燃管会による石炭統制に対して一番不満を持つ民間業者は、言うまでもなく

---

<sup>326</sup> 社会局局长、市参議会議長、淞滬警備司令、警察局长、市政府主任参事、市商会理事长、市总工会理事长など人員からなる組織であり、米・小麦粉・綿布・燃料・糖・油の六つのグループに分け、上海の主要な日用品の価格の協議を担当する（「上海市物価評議委員会組織規程」『社会月刊』第2巻第3期、社会月刊出版社、1947年3月、75～76頁）。

<sup>327</sup> 市政府・中央信託局・社会局・警察局・糧食部上海総倉庫・市参議会・市商会・市总工会など関連機関の代表からなる組織であり、上海の糧食供給、備蓄、配給などの業務を担当する（「上海市民食調配委員会組織規程」『社会月刊』第2巻第6期、社会月刊出版社、1947年6月、83～84頁）。

<sup>328</sup> 吳開先「一年来之物価管制与物資配售」（『社会月刊』第2巻第11・12期、社会月刊出版社、1947年12月、2～12頁）。

<sup>329</sup> 『新聞報』1946年5月26日「読者之声：煤商嘆苦経」。

石炭商人であった。石炭商人は、戦後の経済復興の好機に事業を大いに発展させようとしたが、再び強化された石炭統制によって苦境に陥った。煤商業同業公会の主張によれば、1945年9月から1947年3月までの間、燃管会は1946年5月と7～11月に10万トンの石炭を同業公会に配給しただけで、他の時期の配給はほとんどなかったという<sup>330</sup>。同時に、燃管会は石炭の自由販売を禁止し、石炭商人に配給権を保障するための高額の保証金の支払を強要したのである<sup>331</sup>。

石炭統制に苦しむ石炭商人からなる煤商業同業公会の要請を受けて、1946年9月24日に閉会した第一回上海市参議会は、「政府に必要ではない石炭統制規則を迅速に撤廃することを提唱し、改めて民衆の石炭を上海に輸送する競争を奨励し、それにより冬の石炭不足を防ぐ」<sup>332</sup>という決議を採択した。また、参議会は「統制を名目として独占を実施する」<sup>333</sup>として燃管会を非難し、代表を派遣して政府に請願しようとした。

一方、当時の燃管会主任委員徐楽天は、記者の取材に対して、石炭を輸送する船舶の確保、東北地域の炭鉱の修復、配給価格の安定などの各方面にわたり燃管会の重要な役割を強調した<sup>334</sup>。この石炭統制の撤廃をめぐる論争は、中央政府の行政院方面の注意を引くこととなり、10月に行政院長宋子文が上海燃管会主任委員および上海市公用局局长を召喚して石炭統制の必要性の有無について会談を行った<sup>335</sup>。

11月に入ると、燃管会は石炭商人の関与は配給コストを上昇させるという観点から統制の必要性を強調した<sup>336</sup>。それに対して煤商業同業公会は、統制による分配量の不足こそが石炭の闇市を引き起こした要因だと指摘し、再び石炭統制の撤廃を要請した<sup>337</sup>。1946年末に統制をめぐる衝突が激化した最も重要な原因は、恐らく豆炭業・石炭商業に対する供給が減少・停止したことであった。これに対して、燃管会は、故意に供給を停止したことを否定し、さらに同業公会が獲得した石炭を闇市に転売したことが石炭不足および闇取引

---

<sup>330</sup> 前掲、匡羅楽「煤荒中の上海煤商業及其従業群体研究(1931—1949)」。

<sup>331</sup> 前掲、「読者之声：煤商嘆苦経」。

<sup>332</sup> 『申報』1946年9月25日「滬市参議会休会」。

<sup>333</sup> 『申報』1946年9月28日「参議会請願団決定後日晋京」。

<sup>334</sup> 『申報』1946年10月7日「燃管会主委徐楽天談上海煤斤調配情況百分之八十六供給公用事業南美及安南白煤今冬可抵滬」。

<sup>335</sup> 『申報』1946年10月8日「宋院長重加檢討昨召徐楽天趙曾鈺垂詢」。

<sup>336</sup> 『申報』1946年11月20日「存煤少供給難統制實為必要」。

<sup>337</sup> 『申報』1946年12月4日「煤斤黑市猖獗公会籲請取消統制」。

の多発の原因であると反駁した<sup>338</sup>。当時、同業公会のある理事が配給された石炭を闇市に転売し、巨額の利益をえたという噂も流布しており<sup>339</sup>、燃管会の主張もある程度根拠があったと思われる。

実際には、この時期上海の石炭商業内部の対立と腐敗も少なくなかったと言える。例えば、「上海市煤商業聯合營業処」（煤業聯營処）という同業者の合同組織の出資金額（一員あたりは 100 万元）において、大手業者は豊富な資金力によって優位を占めており、それに対して小規模な商店は資金の不足で組織に参加できず、不平等な待遇を受ける恐れがあった<sup>340</sup>。また、当時の政府機関と同様に煤商業同業公会の内部でも派閥闘争が存在していた。その代表は、沈廷華と潘以三の対立であった。沈は戦後漢奸として逮捕された沈錦州（戦時中の石炭統制機関「大中聯煤号」の理事長）の側近であり、燃管会の運輸處處長への就任を受命したこともあった<sup>341</sup>。一方の潘は、公会の副理事長であったが会の実権を握っている人物といわれた<sup>342</sup>。両派は互いに相手の汚職・不正行為の摘発を武器として、自分の勢力を拡大させて利益を競い、こうした背景の下で同業公会内部の職員による汚職行為が続々と現れた。潘以三が側近の汚職行為を庇い、また燃管会に配給された石炭を独断的に扱ったことが、同処の出資者を怒らせて、煤業聯營処の解散の要因ともなったといわれる<sup>343</sup>。

上述の闇市の横行が燃管会の統制によるものなのか、それとも商人側の腐敗によるものなのか定かではない。しかし、行政院は「本年（1946 年）3 月から市場価格がすでにかなり安定し、また供給も十分である。石炭不足の現象は存在していない。いわゆる石炭不足の恐慌は、恐らく裕福な家庭が暖をとる無煙塊炭について言えることである。この無煙塊炭の価格上昇は公共事業の動力および一般家庭の調理に影響を与えない」<sup>344</sup>という理由によって、上海市参議会の統制撤廃議案を却下した。こうして、民間業者の不満は石炭供給

<sup>338</sup> 『鉄報』1946 年 12 月 14 日「煤球公会推称来源被統制燃管会却説配煤流入黑市」。

<sup>339</sup> 『滬報』1947 年 1 月 19 日「煤業公会配煤真象」。

<sup>340</sup> 『今報』1946 年 6 月 18 日「上海煤業出現托拉斯」。

<sup>341</sup> 『誠報』1947 年 8 月 31 日「煤業二派之争」。

<sup>342</sup> 『羅賓漢』1947 年 7 月 31 日「煤業兩派大鬭法！」。

<sup>343</sup> 『羅賓漢』1947 年 8 月 3 日「煤業公会交哄内幕」、『誠報』一九四七年八月二〇日「煤業聯營処解散内幕」。

<sup>344</sup> 『申報』1946 年 12 月 13 日「建議撤銷燃料統制政院覆参議会目前尚非其時國際工業展覽会亦应緩辦」。

状況の悪化と共に増加しつつあり、燃管会に対してより激しい反撃を起こそうとしていた。

1947年3月16日、煤商業同業公会傘下の約800店舗の会員は、同業公会を通して「全ての民営工場で使用される石炭配給業務を石炭商人に任せ、また政府が炭鉱区域を指定し、数量を審査して許可した後、公会の証明の下での集団仕入・販売を許可すること」および「配給量を増加させ、毎月の石炭業の生計を維持すること」<sup>345</sup>という建議を政府に提出しようとした。さらに、3月17日に同業公会の理事長および法律顧問など七人は、市参議会に請願書を提出し「燃管会がすでに3ヶ月本公会へ石炭を配給しなかった」と言明し、「毎月に2万5,000トンの石炭を振り分け、低い公定価格で同業公会に配給し、自由営業を回復させること」および「国内の各炭鉱が生産量から若干を振り分け、同業公会の会員の自由仕入・販売を許可すること」を要請した<sup>346</sup>。

石炭商人の毎月の配給を求める主張に対して、燃管会は、「当面本市の石炭供給源が増加しないため、石炭商人の月別の石炭配給要求は遂行できない」<sup>347</sup>と返答した。この対応に不満な石炭業者は、代表を選出して南京の行政院、經濟部などの機関、および国民政府主席蔣介石に陳情し、燃管会の石炭配給に関する汚職行為を告発した。そのため、中央から調査員が上海にやって来る事態となり<sup>348</sup>、4月14日には燃管会主任委員徐樂天などの被告人が検察機関に召喚され審問された<sup>349</sup>。

この時期の燃管会と石炭商人との対立の焦点は、1947年3月の市参議会に対する請願にあるように、1946年12月から3ヶ月の間、煤商業同業公会に対して石炭配給が停止されたことに原因があった。これについて燃管会は、①秦皇島港の凍結、②山東省における戦闘の影響、③台湾二・二八事件の三つの理由を挙げた。しかし、同業公会は、①秦皇島港の凍結は1946年12月ではなく1947年1月のことであり、②山東省の戦闘の開始も1947年1月からで、③さらに二・二八事件は1947年2月末に発生したものであると反論し、燃管会の提示した理由に納得しなかった<sup>350</sup>。

<sup>345</sup> 『申報』1947年3月16日「煤商籲請政府改善配給辦法集体採銷並提高數量」。

<sup>346</sup> 『申報』1947年3月18日「煤業向市参議会請願要求恢復自由營業」。

<sup>347</sup> 『申報』1947年3月19日「工廠用煤例外煤價不致變動對煤商按月配給無法辦到」。

<sup>348</sup> 『申報』1947年3月26日「煤業公会列举五項事實呈控燃管会瀆職代表團晋京請願歸來談經過中樞已派員來滬密查」。

<sup>349</sup> 『申報』1947年4月15日「燃管会營私舞弊嫌疑徐樂天等被傳訊交保」。

<sup>350</sup> 司徒靈「燃管会内幕 二」(『工商天地』第一卷第五期、1947年6月、28頁)。

煤商業同業公会だけでなく、他の商工業者も燃管会に対して非難を浴びせた。当時燃管会に船舶を貸与して石炭輸送に協力していた中興輪船公司（民営の中興煤鉱公司の子会社）の総経理銭新之は、燃管会が中興公司の購入した石炭を強制買収したことを理由に、貸与した船舶の引き揚げをほのめかす一方、直接当時の行政院長張群に連絡して燃管会の撤廃を要請した<sup>351</sup>。この銭新之の動きが、後に燃管会主任委員であった徐樂天の辞任の一つの原因となったと推測される<sup>352</sup>。また、この対立において、すでに經濟部部長のポストを掌握していた青年党が、燃管会の石炭統制権を狙って石炭商人と密かに通じていたともいわれる<sup>353</sup>。

その後、石炭の供給を改善するため、民間業者の協力を求めたい燃管会は「准許廠商自行購運煙煤辦法」を制定した。これによって、燃管会の統制下にあった炭鉱（開灤・中興・淮南・華東炭鉱および台湾・東北地域の各炭鉱）以外の地域で生産される有煙炭については、各工場と石炭商人が自分で購入・輸送・使用することが許可された。ただし、石炭を購入・輸送する前に、工場と商人は必ず燃管会本部あるいは南京の燃管会事務所に申請することが必要であり、燃管会が許可し、有煙炭の購入・搬送許可証明書が発行された後、やっと指定地域で石炭を購入し輸送することができた。また、毎回申請できる購入数量には一定の制限があつて、もし制限される購入量を超過すれば、超過部分は燃管会が独自に設定する買付価格で強制購入すると規定されていた<sup>354</sup>。

1947年5月以降、民用石炭の配給量の少なさと申請量の多さとの差が非常に大きくなったこと<sup>355</sup>、および秦皇島から移入される石炭の供給が中断したことに對して、燃管会は5月31日に各方面の代表を招集し緊急會議を開催した。この會議において、燃管会は統制範圍外の地域で工場と石炭商人が石炭を自分で購入・輸送することを奨励し、並びに海外から自分で石炭を購入する者の外貨持分の制限をできる限り緩めることを表明し<sup>356</sup>、より強い統制緩和の姿勢を示した。

<sup>351</sup> 司徒靈「燃管会内幕 三」（『工商天地』第一卷第六期、1947年6月、25頁）。

<sup>352</sup> 『羅賓漢』1947年8月1日「銭新之嚇走徐樂天」。

<sup>353</sup> 『飛報』1947年4月21日「有人眼紅燃管会徐樂天難免要垮台」。青年党中央執行委員會秘書長の陳啓天は1947年4月に經濟部長に就任。

<sup>354</sup> 『申報』1947年4月28日「燃管会准許煤商自行採購烟煤」。

<sup>355</sup> 『申報』1947年5月9日「民用煤如何分配配給量与申請数相差太遠」。

<sup>356</sup> 『申報』1947年5月31日「燃管会召集緊急會議商討煤斤供应問題在管制範圍内尽量鼓励採運」。

## (2) 石炭統制の調整と燃管会の撤廃

1947年7月に入ると、燃管会の人事面では、主任委員徐楽天が病気を理由に辞任するという変動があった<sup>357</sup>。その原因については、恐らく前述の石炭配給の不正事件に対する同業公会の告発の影響があった一方、徐楽天が宋子文の派閥の一員であったため、当時の副主任委員張希為を代表する青年党勢力からの圧力があつたであろう<sup>358</sup>。

当時、内戦の激化による炭鉱の破壊と交通の中断によって、上海だけでなく、他の国民党統治区にも石炭不足が存在した。この問題に対して、8月1日に経済部で開催された石炭増産会議は、増産と輸送強化を重要な解決策と位置づけた<sup>359</sup>。この会議の指示に従って、燃管会は、16日に「京滬・平漢・浙贛の三つの鉄道および招商局、市公用局の人員を招集して会議を開催し、石炭運輸を加速する問題を討議」し<sup>360</sup>、当月の開灤石炭の供給の増加と北寧線の輸送強化との関連を強調した。

また、行政院直属の全国経済委員会は、8月28日の会議において、石炭不足の解決方法および上海の石炭統制の現状・改善策を討議した<sup>361</sup>。この会議において、まず開灤の50万トン、阜新の40万トンの備蓄石炭を迅速に上海に輸送するという対症療法的な方法、そして①資源委員会が華中・華南の各炭鉱の開発を強化すること、および経済部が1947年の石炭増産計画を立案すること、②「連合国善後救済総署」から譲渡された機関車・貨車を北寧線・津浦線に分配して輸送を強化すること、③開灤・阜新・北票・淮南・華東などの各炭鉱区域、北寧線・津浦線の両鉄道および秦皇島・葫蘆島と塘沽の港を警衛すること、④統制方法を改善すること、という四つの根本的な解決策を打ち出した<sup>362</sup>。

④については、(1)以前の低い購入価格を値上げし、今後随時炭鉱の生産費用の状況に応じて適切に調整すること、(2)南京・上海など地域の工業経営者が直接に内地(区域は燃管

<sup>357</sup> 『新聞報』1947年7月29日「徐楽天調任経済部顧問明晩偕張希為晋京参加煤斤増産会議」。

<sup>358</sup> 『東方日報』1947年7月28日「青年党又多一美缺滬燃管会主委徐楽天辞意堅決」、『誠報』1947年7月28日「青年党一統燃管会」。

<sup>359</sup> 『申報』1947年8月2日「煤炭増産会議開幕経長陣啓天説明会目的」。

<sup>360</sup> 『申報』1947年8月17日「燃管会昨集議加速煤斤運輸」。

<sup>361</sup> 「全国経済委員会第十三次会議議事日程—討論事項(三)防止煤荒方案草案目前上海燃煤供应問題」(中国第二歴史檔案館編『全国経済委員会会議録(八)』広西師範大学出版社、2005年、213~221頁)。

<sup>362</sup> 同上。

会に指定される)の炭鉱に赴き、規定の割当額によって石炭を購入・輸送することを奨励し協力すること、(3)投機者が工場経営者・石炭商人と結託して石炭業を経営し、公然と売り惜しみをして利益を図ることを取り締まること、(4)石炭の配給および石炭の運輸許可証の交付について不肖分子が職権を利用し、不当な利益を図ることを杜絶すること、という四つの改善策を提出した<sup>363</sup>。

また、①配給価格の差額制による工業の経営不況、②燃管会の職員と煤商業同業公会が共謀した不当な配給の申請、石炭の売り惜しみ、市価の操作などの不正行為、③民間業者の外国からの石炭購入の奨励と廃止を繰り返した政策の激変<sup>364</sup>等々の問題への対応について、前述の統制方法の改善策以外に①配給価格の差額制により工業の発展を妨害することを防ぐため、迅速に配給価格を調整すること、②石炭分配面の不正行為事件の再現を防ぐため、改めて石炭の在庫および使用の数量を調査し登記すること<sup>365</sup>という二つの改善策を指示した。

以上のような中央政府の改善方針に沿って実施された輸送強化策は、「燃管会の最近の石炭到着の状況は、北寧線の運輸状況の好転によりすでに増加している」、「当面の石炭供給状況と言え、公用交通などの事業で使用される石炭については、決して欠乏する恐れがない」<sup>366</sup>と報道されたような成果をもたらした。また、このような石炭の供給の好転によって、上海の石炭の市場価格も下落した<sup>367</sup>。同時に、石炭の買いだめを防ぐために、1947年10月に上海市経済検査会（経済緊急措置方案の公布以降発足した物資・物価の状況を監督・管理する組織）が「上海市煤斤存儲暫行管理辦法」を公布し、同法が規定する買いだめ防止策の実行を燃管会に委ねた<sup>368</sup>。この方法の実施とタイアップして、上海市の警察方面も、経済検査会と連携して冬の石炭の値上がりを防ぐために市内の各煤棧（石炭倉庫）・煤号（石炭商店）の石炭の備蓄実況を検査し、買いだめの容疑がある石炭を差し押さえるなどの措置を実施した<sup>369</sup>。

---

<sup>363</sup> 前掲、「全国經濟委員会第十三次會議議事日程—討論事項(三)防止煤荒方案草案目前上海燃煤供應問題」。

<sup>364</sup> 同上。

<sup>365</sup> 同上。

<sup>366</sup> 『申報』1947年10月18日「到源漸旺存底增加煤斤黑市可望消滅」。

<sup>367</sup> 『申報』1947年10月24日「各地到源湧旺煤價扯跌三成」。

<sup>368</sup> 『新聞報』1947年10月9日「防止囤積煤斤訂定存儲管理辦法」。

<sup>369</sup> 『大公報(上海)』1947年10月26日「嚴防冬季煤價上漲警局開始調查存煤經濟警察昨調查

しかし、民営工業への石炭配給の改善策は、順調に進まなかったようである。上海の工業界は、1947年11月に、燃管会が高い価格で石炭を配給し、それによって巨額な利潤を得ていることを非難した。また、石炭統制の区域を縮小し、石炭商人に自由購入・運輸により多くの利便を与えるよう要請した<sup>370</sup>。これに対して、燃管会は、石炭配給による利潤は全て国庫に上納していることを強調し、また石炭不足の理由を交通阻滞に帰した<sup>371</sup>。しかし、こうした弁明にもかかわらず、燃管会の巨額な利潤に関する風説の流布は止まらず、民間世論は依然として燃管会の職員の高給や石炭の価格安定の役目を持つ燃管会が剰余金を留保する正当性に対して質問の矢を放った<sup>372</sup>。その後、中央銀行が上海の各銀行・錢莊から燃管会の6,000億元以上の遊資を探し出し、その額が全上海遊資の3分の1を占めているという報道が現れた<sup>373</sup>。こうした報道からは、燃管会による石炭統制に対する民間からの不満とこの機関への不信感の強さの一端が見える。

一方、1947年9月以降展開した東北における共産党軍の攻撃に対処するため、国民党軍が東北への軍事輸送を強化して船舶を徴用したことは石炭の輸送に障害をもたらした<sup>374</sup>。その後、12月に再開した共産党軍の攻撃は、北寧線を再び破壊し、上海に対する石炭供給の再減少を招いた<sup>375</sup>。

この厳しい状況に対して、1948年の元旦以降、燃管会は①石炭の配給価格を引き上げ、②台湾・華東・淮南炭鉱から石炭輸送を促進するとともに、③中央信託局を通じて海外から石炭購入を図り、また④公共事業などの特定の方面以外の石炭配給を一時停止するなど様々な対応策を実施した<sup>376</sup>。その成果として、1948年1月末には、淮南・華東炭鉱の石炭が大量に南京・上海区域へ輸送されることになり、石炭不足の緩和に見通しがついた<sup>377</sup>。しかし、同年六月以降、内戦の激化によって華北地域の石炭の南への輸送はまた、より大

---

各煤号帳冊華北煤業公司私移查封煤斤」。

<sup>370</sup> 『申報』1947年11月23日「用煤尚嫌不足工業界建議縮小管制区」。

<sup>371</sup> 『申報』1947年12月2日「對煤斤管制問題燃管会發表聲明損益均歸国庫並無利潤」。

<sup>372</sup> 『飛報』1948年4月25日「既属平価機構何來盈余！燃管会職員待遇太好」、『誠報』1948年4月26日「燃管会盈余何來？」。

<sup>373</sup> 『羅賓漢』1948年5月11日「六千億遊資作崇燃管会偷天換日」。

<sup>374</sup> 『申報』1947年10月14日「北方交通時有阻礙影響煤斤運輸煤價上漲緣於供給反常」。

<sup>375</sup> 『申報』1947年12月27日「燃管会負責人談煤斤供給狀況」。

<sup>376</sup> 『申報』1948年1月6日「燃管会自本月份起調整各項配煤價格疏通各路煤源正在設法中」。

<sup>377</sup> 『申報』1948年1月22日「十萬噸煤搶運南下京滬兩地各半分配」。



きな障害に直面した。さらに、中央政府は海外の石炭の購入に必要な外貨の割当を拒否したため、7月の上海の石炭供給は再び不足状態に陥った<sup>378</sup>。供給の減少およびインフレの悪化によって、7月の石炭の配給価格は前月比の160%<sup>379</sup>、8月の価格は前月比の150%<sup>380</sup>に上昇した。

同時に、1948年7月24日に閉会した憲政実施後の第一期立法院は、政府予算を削減するため燃管会などの機関の撤廃を議決したが<sup>381</sup>、政府は燃管会が撤廃されても上海の石炭統制の方法は維持されると決定した<sup>382</sup>。1948年8月25日に業務を停止する予定であった燃管会は、石炭輸送を改善するため<sup>383</sup>、21日に工商部<sup>384</sup>の命令を受け行政院が石炭統制の新方法を決定するまで石炭の供給業務を担当することになった<sup>385</sup>。こうして見ると、立法院による燃管会の撤廃は、石炭統制に終止符を打つことに狙いがあったのではなく、おそらくは青年党が燃管会を掌握した時期における汚職問題に関係していたと思われる。

青年党が1947年7月に燃管会を掌握して以来、多くの青年党員が燃管会のポストに配された。その結果、燃管会の人数は徐楽天時期の150人前後から400人に増え、当時の国民政府の人員整理方針に抵触した<sup>386</sup>。また、この時期の經濟部と燃管会の会計主任は、燃管会の剰余金の未上納や燃管会が預金を中央銀行ではなく各商業銀行・錢莊に、しかも各処長・課長名義で貯金するなどの不正行為を無視し、会計監督の役割を果たしていなかったといわれる<sup>387</sup>。さらに、後には燃管会の統配処長（石炭の分配業務を担当）・運輸処長・業務科長など12名が不正に関わる容疑で逮捕され、青年党掌握時期における燃管会の腐敗状況が暴露された<sup>388</sup>。

この事件を調査した上海経済検査大隊によれば、青年党時期の燃管会の主な不正行為は、

---

<sup>378</sup> 『申報』1948年7月6日「北煤南運交通仍無恢復希望」。

<sup>379</sup> 『申報』1948年7月5日「七月份配煤價昨經核定公布平均漲百分之百六十」。

<sup>380</sup> 『申報』1948年8月5日「燃料管理委員會公布八月份配煤價格平均照上月增一五〇%」。

<sup>381</sup> 『申報』1948年7月25日「立院第一會期終結九月開始重行集會總預算由政院定期公布」。

<sup>382</sup> 『申報』1948年8月11日「燃管會辦結束煤斤管制仍維原狀」。

<sup>383</sup> 『益世報(上海)』1948年8月24日「煤源尚需疏導燃管會暫予保留」。

<sup>384</sup> 1948年6月經濟部から改称された新機関（『和平日報』1948年6月7日「經濟部改工商部明令由政院下達」を参照）。

<sup>385</sup> 『申報』1948年8月22日「燃管會奉令仍照常工作」。

<sup>386</sup> 焦心「從立委問題說到青年黨主持下之燃管會」（『大地』第117期、1948年7月、5頁）。

<sup>387</sup> 同上。

<sup>388</sup> 烏易「燃管會舞弊先後」（『秘聞』第1期、1948年、16～20頁）。

①「追加料金」のゆすり、②販売価格の値上げ、③商人と結託した利益獲得であったという。①のいわゆる「追加料金」には、青年党の党費や零細な手数料が含まれていた。②については、政府により規定された配給価格は1トンあたり28元（金円券）であったが、燃管会の販売価格は常に35～52元に達し、上海電力公司等公共事業の支出急増を引き起こした。③については、燃管会と結託した商人は、実際の需要量より数倍以上の配給量を入手できたという。またすでに営業停止になった石炭商店でも、同業公会の証明を得ずに配給される権利を得ることができたともいわれる。このような商店は、低価で手に入れた石炭を市価で販売し、得られた利潤の40%は燃管会に支払われたと言われる。その他にも賄賂によって配給権を取得するという不正も行われ、賄賂の金額が石炭の配給量を決めたという<sup>389</sup>。

以上のような青年党時期の燃管会の驚くべき腐敗状況から見ると、石炭統制は巨大な利益を統制機関にもたらし、民間業者との癒着は、統制システムに腐敗をもたらす温床となったといわねばならない。こうした腐敗行為の多発は、石炭の供給・価格の安定を実現して経済の復興を支援するという統制本来の目標に背く結果を招いたといえる。

しかし、国民政府は燃管会を撤廃しても、石炭統制を放棄するつもりはなく、それに代わって新しい統制機関の成立を準備していった。1948年9月の初め、工商部と資源委員会は共同で「煙煤調節供給処」を設立し、燃管会の活動停止後の有煙炭の供給を担当させたのである<sup>390</sup>。後に「煙煤調節供給暫行辦法」が公布され、この機関の方針・任務・組織構成・統制方法などが規定されたが、それは燃管会の時期の統制方法とほぼ同じであった<sup>391</sup>。しかし、石炭統制の新機関の成立は、多くの立法委員に反対された<sup>392</sup>。

最終的に、燃管会は1948年9月26日に正式に廃止され、煙煤調節供給処が28日に設立された<sup>393</sup>。

---

<sup>389</sup> 魏前「燃管会大舞弊案：青年党集体貪汚の綜合報道」（『新聞雑誌』新第1巻第12期、1948年10月、17頁）。

<sup>390</sup> 『申報』1948年9月1日「煙煤調供給処將設滬」。

<sup>391</sup> 『申報』1948年9月2日「煙煤調節供給暫行辦法」。

<sup>392</sup> 『申報』1948年9月10日「工商部設新機構立委多人反対」。

<sup>393</sup> 『申報』1948年9月26日「煙煤調節供給処予定廿八日成立燃管会今起停止工作」。

## 第四節 共産党の占領までの上海の石炭統制

### (1) 統制機関の再編成

#### ① 煙煤調節供給処の短命

燃管会は本来 1948 年 8 月 25 日に業務を停止すると予定したが、石炭の供給を改善するために<sup>394</sup>、8 月 21 日に工商部<sup>395</sup>の命令を受け、行政院が石炭統制の新方法を決定するまで石炭の供給業務を担当することになった<sup>396</sup>。

一方、燃管会に取って代わる代替機関の成立も準備中であつた。前述のように、工商部と資源委員会は共同で「煙煤調節供給処」を設立し、燃管会の活動停止後の有煙炭の供給を担当させたのである<sup>397</sup>。最終的に、燃管会の正式撤廃は 9 月 26 日に引き延ばされ、煙煤調節供給処の設立が 28 日に予定された<sup>398</sup>。

しかし、煙煤調節供給処が成立した後の 1948 年 9 月 30 日、処長を務めていた孫継策(元燃管会統配処長)は、燃管会時期の石炭の不正分配事件に巻き込まれ、汚職の嫌疑によって、市政府の秘密命令を受けた警察に逮捕された<sup>399</sup>。その後、燃管会の元主任委員張希為は、孫が拘禁された後、煙煤調節供給処の業務および石炭の分配工作が停滞の状態に陥ってしまったという理由で、地方の法院に孫を保釈することを要求したが、結局拒否された<sup>400</sup>。

当時の新聞報道によれば、煙煤調節供給処および前の燃管会に関する不正行為は、主に石炭の配給量の加減によって、発電所などの配給対象に対して賄賂を強請ること<sup>401</sup>、および石炭を配給するときに中央政府が決定した価格以外に付加金を徴収して発売し、それによって燃管会を掌握していた青年党の活動経費を充実すること<sup>402</sup>であつた。

<sup>394</sup> 『益世報(上海)』1948年8月24日「煤源尚需疏導燃管会暫予保留」。

<sup>395</sup> 1948年6月經濟部から改称された新機関。

<sup>396</sup> 『申報』1948年8月22日「燃管会奉令仍照常工作」。

<sup>397</sup> 『申報』1948年9月1日「煙煤調供処將設滬」。

<sup>398</sup> 『申報』1948年9月26日「煙煤調節供給処予定廿八日成立燃管会今起停止工作」。

<sup>399</sup> 『申報』1948年10月1日「燃管会舞弊案統獲八疑犯孫継策等移解法院兩煤商仍羈押警局」。

<sup>400</sup> 『申報』1948年10月2日「張希為訪查院長請保孫継策未果」。

<sup>401</sup> 『益世報(上海)』1948年10月28日「燃管会貪污案昨三審王思祖當庭提新證據武進蘇州電廠每月配煤視行賄決定配額私運煤斤事將向陳啓天調查」。

<sup>402</sup> 『東方日報』1948年10月12日「陳啓天拜謁翁院長對煤調處舞弊有辯」。

煙煤調節供給処の指導者の逮捕による業務の停滞は、すでに厳しい石炭配給状況にあった当時としては「泣き面に蜂」であったと言える。こうして石炭供給の統制能力を失った煙煤調節供給処は、最終的に10月末までに業務停止の命令を受け、その業務は準備中の炭鉱商からなる組織が引き継ぐ予定であり、また工商部で設立される「煙煤調節委員会」（以下煤調会）によって業務の監督・指導および分配価格をチェックすることになった<sup>403</sup>。

この組織面の突然の変動と共に、東北の共産党軍が起こした「遼瀋戦役」による北寧線の輸送中断、および軍事輸送の強化による汽船の徴発によって、上海の石炭不足は日増しに嚴重になっていった<sup>404</sup>。

## ②新統制体制の形成

1948年10月15日、煤調会が工商部で成立し、以前より石炭統制の権力を狙っていた<sup>405</sup>資源委員会の委員長孫越崎が主任委員を就任した。これによって、統制の実権はまた青年党から国民党に復帰することになった。

煤調会の主な任務は、①石炭価格の審査、②石炭の分配量の設定、③供給を確保するための石炭の備蓄、④公教人員の石炭の配給であり、その組織の性格は「政策の設計と決定の立案および監督・連絡機関である」<sup>406</sup>とされた。留意すべきところは、重要地域への石炭の供給および輸送・販売業務は完全に開灤・淮南・華東・台湾の四炭鉱に任せている点で、故に以前の燃管会および煙煤調節供給処と比べ販売面の権限の縮小があったと言える<sup>407</sup>。

組織構成について、7人の委員（5名は工商部・資源委員会・国防部・交通部・中央銀行からそれぞれ1名の代表が派遣され、残りの2名は工商部・資源委員会が共同で任命する専門家であり、並びに正副主任委員を指名）<sup>408</sup>、上海・南京における辦事処、平津区の連絡専員、並びに青島・基隆に連絡員（上海辦事処所属）を設置した<sup>409</sup>。また、煤調会は南

<sup>403</sup> 『申報』1948年10月10日「煤調処奉令結束移交鉱商連合会」。

<sup>404</sup> 『申報』1948年10月13日「煤炭來源激減」。

<sup>405</sup> 『真報』1948年8月13日「資委会覬覦燃管会」。

<sup>406</sup> 『申報』1948年10月16日「煙煤調節委員会成立負責煤核価及分配工作供給運銷則由各鉱自辦」。

<sup>407</sup> 同上。

<sup>408</sup> 「煙煤調節委員会組織」『工商法規』第1年第41号、1948年10月、7頁。

<sup>409</sup> 「煙煤調節辦法」『工商法規』第1年第41号、1948年10月、7頁。

京、上海においてそれぞれ一つの「分配委員会」を設立し、毎月会議を開催し、煤調会の指示および先月の分配量に基づいて各消費先の当月の分配量を決定することになった<sup>410</sup>。

上海市檔案館蔵の煤調会檔案を見ると、同会に決められた石炭分配の順位は、依然として公共事業（外地の発電場も含める）・汽船業・鉄道を最も優先させ、軍の工場・船舶、一般工場、政府機関および文化・慈善団体がそれに次いでいた<sup>411</sup>。

同時に、10月20日、石炭の供給業務を担当する開灤・淮南・華東および台湾の各炭鉱からなる「煤鉱聯合營運処」（以下四鉱聯營処）が成立し、11月1日に石炭の供給を開始できると公表した<sup>412</sup>。この時期の煤調会、重要地域の分配委員会および四鉱聯營処の連携関係については以下の示すとおりである。

煤調会は毎月の25日までに会議を開催して各区域の総分配量を決定し、各辦事処に通知する。各辦事処は月末まで分配委員会の会議を開催し、各消費先の分配量を決定する。その後、各辦事処は来月1日の前にそれぞれ四鉱聯營処と各消費先に通知し、並びに煤調会に報告する<sup>413</sup>。また、各消費先に如何にして石炭を分配するのかについて、まず同業公会や主管機関のような連携的機構がある場合、その連携的機構が需要量を検討して書類を作成し、煤調会の通知書と共に四鉱聯營処に送り審査を受ける。その上、各消費先は直接に四鉱聯營処に金額の納付と石炭の納入を実行する。その他、前述の連携的機構がない消費先は、煤調会に決められた分配量に基づいて四鉱聯營処に直接に購入することができる<sup>414</sup>。

なお、四鉱聯營処は、①毎月各炭鉱の生産・販売状況の報告、②毎日浦口・上海・塘沽・基隆からの石炭の移入量および在地の備蓄量の報告、③毎月25日の前に先月に配給された消費先の事情の報告（来月分配の参考になる）、④煤調会と共に各消費先の実況を視察することなどの職責があった<sup>415</sup>。

以上の内容は、燃管会の撤廃以降の石炭統制システムの職権の分散化と炭鉱権限の拡大という特徴を示唆している。上海の場合では、この時期の石炭配給を務めていた機関は前

---

<sup>410</sup> 上海市檔案館蔵、Q479—1—21：「煙煤調節委員会配煤辦法草案」1948年、10～12頁。

<sup>411</sup> 同上。

<sup>412</sup> 『申報』1948年10月21日「煤鉱連合營運処下月起供應煤斤煙煤調供処廿五撤銷」。

<sup>413</sup> 前掲、「煙煤調節委員会配煤辦法草案」。

<sup>414</sup> 同上。

<sup>415</sup> 同上。

述の一つの分配委員会であり、その委員の構成は以下のとおりである<sup>416</sup>。

張麗門（中国石油公司総経理）、趙曾鈺（上海市公用局局長）、李雲良（輪船商業同業公会理事長）、欧陽崙（上海市工業会秘書長）、陸子冬（四鈹聯営処主任委員）、徐韋曼（四鈹聯営処委員）、婁良海（分配委員会所属）。

委員の所属から見れば、基本的に炭鈹、運輸業、工業、政府からの代弁者が含まれている。この時期の石炭統制において政府と炭鈹および水運業の連携関係を重要視していることが窺える。

## (2) 危機の中の上海石炭統制

### ① 価格制限の影響

「財政経済緊急処分令」<sup>417</sup>の中の「整理財政及加强管制经济办法」に則し、公共事業・鉄道の石炭の購入・配給価格は、再調整する前に1948年8月1日の水準で固定し、他の石炭の価格は8月16日の水準に固定された<sup>418</sup>。しかし、このような人為的な価格制限は、当時上海の主な石炭の来源であった台湾炭鈹の欠損を増加させ、石炭の減産をもたらしたため、上海に供給される石炭も減少させた<sup>419</sup>。また、上海区域では、石炭価格の制限により一般市民が石炭を争って買う現象をもたらした<sup>420</sup>。

1948年10月31日、行政院が臨時政務會議を開催し、2ヶ月実施した価格制限を解除した<sup>421</sup>。この政策の変動に基づいて、11月5日の煤調会の會議では配給の有煙炭の価格を統一し375%の幅で増加させることが決定された。つまり、戦後以来の石炭統制で実施された公共事業・国营工場・民営工場などに対する分級価格制度が取り消されることになった

---

<sup>416</sup> 上海市檔案館蔵、Q479—1—21：「上海区煙煤調節委員会第一次會議記錄」1948年、4～5頁を参照。

<sup>417</sup> 米国との経済援助協定の締結を機会として、当時の悪性インフレを収束させようとした政策であり、主な内容は、金圓券の発行と強制兌換、金・銀・外貨の所持の禁止、海外にある外貨預金の登録義務、及び物価及び賃金を8月19日の水準で凍結であった（湊照弘「金圓券発行と兩岸経済」『中華民國經濟と台湾：1945—1949』東京大学社会科学研究所現代中国研究拠点研究シリーズ第8号、2012年03月、83～101頁を参照）。

<sup>418</sup> 『力報』1948年9月18日「交通事業煤斤按八一価計算」。

<sup>419</sup> 『羅賓漢』1948年9月25日「限価不敷成本台煤供給中断」。

<sup>420</sup> 『申報』1948年10月7日「蔣経国向全市広播指出市民今後応走的路忍痛一時使經濟上正軌」。

<sup>421</sup> 『大公報(上海)』1948年11月1日「政院臨時會議通過放棄限価政策」。

のである<sup>422</sup>。

## ②輸送の強化

1948年9月10日、上海の石炭不足を解消するため、燃管会は、石炭の供給を増加させるための六つの措置を立案した。具体的には、①北寧線唐榆(唐山—山海関)段の複線鉄道の修理に協力すること、②塘沽新港の開灤石炭の中継運送を準備すること、③台湾石炭の移出を促進すること、④津浦線の輸送力を強化すること、⑤石炭の輸送船の不足を解決すること、⑥製造業者が自身で石炭を購入することを奨励することであった<sup>423</sup>。同時に、上海地域の物資流通面の統制も一層厳しくなった。9月9日、経済管制督導員辦公処は、特定の物資の輸出禁止の法令を公布し、そこには石炭類の燃料も含まれていた<sup>424</sup>。

しかし、1948年10月上旬まで、前述の様々な統制策は期待された効果を収めることができなかつたのである。当時上海の公共事業需要の石炭の備蓄量は、すでに半月の消費量に満たなくなっていた<sup>425</sup>。この苦境に対して、四鈇連當処は三ヶ月の間に上海のために10万トンの開灤石炭を購入する計画を立案した<sup>426</sup>。そして10月中旬、煙煤調節供応処は石炭を輸送する汽船が全て徴用されたため、供給を確保するために備蓄した石炭を使用し始めた<sup>427</sup>。一方、石炭供給を維持するため、消耗を抑える一連の措置も実施された。例えば、①石炭の節約を目的とした京滬区鉄道管理局による臨時列車の運休<sup>428</sup>、②上海電力会社の低効率発電機の停止、③閘北水電会社の発電機の改装(燃料の80%を燃油とし、20%を石炭とするよう)を命じたこと<sup>429</sup>があった。しかし、南京・上海区域の石炭不足は依然として日々深刻になりつつあった。

当時上海市の公共事業の石炭供給の苦境について、市政府公用局局長は、以下のように苦情を表明していた。この発言によれば、当時上海の石炭供給状況は、さらに窮地へと追い詰められそうであったと見られる。

---

<sup>422</sup> 『申報』1948年11月7日「本月煙煤價格漲百分三七五每噸暫作二百元收取」。

<sup>423</sup> 『申報』1948年9月8日「解決京滬区煤荒燃管會籌增煤源預計每月可增為念七萬噸」。

<sup>424</sup> 『申報』1948年9月10日「物資禁輸出境辦法公布水陸空設站檢查分由各機關負責」。

<sup>425</sup> 『申報』1948年10月6日「公用事業用煤所存」。

<sup>426</sup> 『申報』1948年10月6日「開灤十萬煤補充本市燃料」。

<sup>427</sup> 『申報』1948年10月16日「煤源枯竭滬安全煤開始動用」。

<sup>428</sup> 『申報』1948年10月22日「路局節省煤斤暫停臨時加車」。

<sup>429</sup> 『申報』1948年11月13日「公用局預防煤荒令電廠節省用煤」。

上海電力会社の備蓄石炭は、ただ本月 9 日までに供給できるだけで。もし 5 日以内に援助の石炭がなければ、(11 月一筆者注)10 日からこの会社は発電量の減少を余儀なくされる。(中略)当面開灤の石炭備蓄量は 70 万トン、淮南の備蓄量は 14 万トンに至って、ただ輸送する術がないことに苦しんでいる。統計により市内の各公共事業は毎月 46,900 トンの石炭を必要とする。(中略)故に当局は中央に建議することを計画しており、軍隊により石炭輸送を保護させ、至急淮南の備蓄石炭を先に上海に輸送することを要請する。<sup>430</sup>

しかし、たとえば蒋介石が「12 月 20 日まで全部の輸送を完了させよ」<sup>431</sup>という命令を下しても、1948 年年末に至るまで各炭鉱の石炭は依然として山積みになり、輸送の改善策の効果が未だに現れなかった。

この時期の石炭不足の影響は、以下のようであったとされる。①公共事業は発電所の石炭備蓄量が常に底を突く状態に瀕していた。②工場は毎月配給される最大の石炭量が実際の需要量の 3 分の 1 に過ぎず、常に闇市場に石炭を求めるが、将来は闇市でも石炭がない可能性がある<sup>432</sup>。③公教人員は 1948 年 11 月の配給が実物ではなく差額金の形であり、それは市販価格のわずか 3 分の 1 に過ぎなかった。そして 12 月および 1949 年 1 月の配給は 1 月下旬なってもまだ配給されていなかった<sup>433</sup>。④労働者は 1948 年 9 月以降配給が回復するという配給切符が配布されても、1949 年 2 月までまだ実行されなかった<sup>434</sup>。

一般市民の生活については、石炭商人が大きな利益を得るため石炭の高値を維持したことによって、日常生活だけでなく石炭供給に依存する業種も大きな影響を受けた。例えば、

---

<sup>430</sup> 『申報』1948 年 11 月 4 日「煤荒最嚴重閩頭電力公司僅敷六天之用公用局請尽速撥濟」。原文は「上海電力公司存煤、僅足供応至本月九日止、如最近五天之内、無煤接濟、十日起該公司将被迫減少發電量。(中略)目前開灤存煤七十萬噸、淮南存煤十四萬噸、惟苦於無法輸送。據統計本市各公用事業用煤月需四萬六千九百噸。(中略)故當局現正擬建議中央、請撥軍隊保護運煤、趕速將淮南存煤先行搶運來滬」。

<sup>431</sup> 『申報』1948 年 11 月 18 日「工商部令台灣各煤鉱趕運煤接濟京滬總統限期運完開灤存煤」。

<sup>432</sup> 『紗布日報』1948 年 12 月 13 日「上海的煤荒与工業」。

<sup>433</sup> 『和平日報』1949 年 1 月 19 日「油煤查無配期公教人員憤慨」。

<sup>434</sup> 『立報』1949 年 2 月 10 日「配給証到手三月原子煤未見黑白煤管会当局威信掃地工友們遭受意外損失」。



①銭湯の価格が急増したこと、②ホテル・ダンスホールの暖房用スチームの使用が減少したこと、③電話会社の料金も増加したこと、④「大餅」を経営する露店商人は無煙炭価格の高騰によって有煙炭を使用し始め、雇用の料理番の健康を害したこと、⑤豆炭工場が経営を維持するために豆炭の品質を劣化させ、家庭主婦を困らせたことなどがあった<sup>435</sup>。

### ③台湾・海外石炭への依存

この時期において、内戦の戦況の悪化と共に、上海への石炭供給源も次第に減っていた。1948年11月の東北地域の陥落および12月の徐州・唐山の陥落によって、以前より上海の石炭供給量の大部分を占めていた東北・開灤・華東の各炭鉱で産出する石炭は、上海に輸送不能の状態となった。12月20日までに、開灤・華東・淮南の三つの地域の石炭は、全て交通の障害により、上海に輸送できなかった。当時の上海は、ただ台湾の石炭を頼りやうと石炭を供給していたが、維持することは難しい<sup>436</sup>という状態となり、供給面の最大の危機となった。この危機を解決するために、煤調会および上海市政府は、中央銀行から外貨を借り、分割して海外より石炭（米国経済合作総署中国分署、フィリピン、ソ連およびインドから20万トンを購入する予定）を購入しようとした<sup>437</sup>一方、台湾の石炭の移入も全力で促進しようとした。

当時台湾石炭の移出については、工商部が毎月5万トンの台湾石炭の移出量を規定し、そのうち4万トンを上海に、8,000トンを広州、また2,000トンをそれぞれ福州・廈門に輸送する<sup>438</sup>という計画があったが、開灤と同じように減産状態になったことにより、11月に実際に上海に到着した石炭量はただ3万4,000トンにすぎなかった<sup>439</sup>というように、移出も不足の状態となっていた。

1949年に入って以降、台湾石炭の移出状況の改善をめざす努力は続いていた。煤調会は台湾省の輸送機構と相談して供給量の増加を要請し、並びに同省の主管当局に広東省への石炭輸送量を8,000トン、福建省への輸送量を3,000トンに減少することを要請し、1月

<sup>435</sup> 『大公報(上海)』1949年1月20日「在煤荒的威脅下」。

<sup>436</sup> 『申報』1948年12月20日「外煤廿万余噸本月內可抵滬」。

<sup>437</sup> 前掲、「外煤廿万余噸本月內可抵滬」。

<sup>438</sup> 『申報』1948年12月3日「台煤四萬噸正趕運來滬」。

<sup>439</sup> 同上。

以内 6 万トンの台湾石炭を上海に輸送できる<sup>440</sup>と予想し、同時に電力・鉄道・汽船などの公共事業に対して、できるだけ石炭の申請量を減少するよう要請した<sup>441</sup>。

しかし、1 月 14 日になっても台湾の石炭は到着していなかった。その原因については、主に基隆など港における船の混雑と労働者の荷役賃を調整する要求による積み込みの困難であった<sup>442</sup>。この問題を解決するため、資源委員会副主任委員は、台湾の石炭を至急上海に輸送するため、台湾に渡航し輸送環境の改善をめざした<sup>443</sup>。

1949 年 1 月末まで、上海に到着した石炭の内訳は、2 万 5,091 トンの台湾炭、4 万 6,949 トンのソ連炭、1 万 6,005 トンの日本炭および 9,311 トンのアメリカ炭であり、合わせて 9 万 7,356 トンであった。<sup>444</sup>しかし、煤調会上海辦事処の責任者によれば、この数字の背景には、普段の数字と比べて大きな差がないが、淮南・華東両炭鉱の石炭移出に問題が生じた後、首都の石炭供給はすでに上海に依存せざるを得なくなり、そのため石炭不足の現象はいまだに解決できない<sup>445</sup>という実態があった。2 月に入ると、石炭恐慌はさらに厳しくなった。国内からの石炭供給はすでに途絶え、「本月の石炭供給の総量はわずか 6 万 5,000 トンと予想されたが、本市の本月の必要量は 10 万余トンであり、まだ 3 万余トンの不足分がある」<sup>446</sup>と報道された。

### (3) バーター貿易の拡大と統制の最期

1949 年 2 月以降次第に展開していた国共停戦交渉と共に、南の国民党統治地域の小麦粉で北の共産党占領区の石炭を交換する石炭不足の解決策も打ち出された。

小麦粉と共産党占領区の石炭を交換するバーター貿易の本格化は、1949 年 2 月 9 日からであった。具体的には、1 トンの開灤石炭が 3 包の小麦粉と交換できる<sup>447</sup>。2 月 24 日、バーター貿易を実行した最初の汽船「大上海」は上海に到着し、4,800 トンの石炭を積み下

---

<sup>440</sup> 『申報』1949 年 1 月 12 日「煤源困難不敷甚鉅竭力疏導台煤供応籲請公用事業節流」。

<sup>441</sup> 同上。

<sup>442</sup> 『申報』1949 年 1 月 14 日「基隆船隻雲集台煤裝運困難」。

<sup>443</sup> 『申報』1949 年 1 月 18 日「大批美煤蘇煤先後起運來滬」。

<sup>444</sup> 『申報』1949 年 1 月 28 日「本月份到滬煤斤共九万七千余噸」。

<sup>445</sup> 同上。

<sup>446</sup> 『申報』1949 年 2 月 4 日「国煤來源断絶僅恃外煤維持燃料恐慌更趨嚴重」。

<sup>447</sup> 『申報』1949 年 2 月 9 日「煤斤麵粉交換南北已獲諒解船運將作初步恢復」。

ろした<sup>448</sup>。また、2月28日には、第二隻目の「唐山号」も上海に帰航し、6,800トンの石炭を下ろした<sup>449</sup>。3月2日の『申報』記事によれば、「四鈹連営処はすでに汽船業公会と協議し、10隻の汽船を借用した後交替で開灤の石炭を南へ輸送する」<sup>450</sup>という計画であった。こうしたバーター貿易の拡大によって、3月の上海の石炭供給量は14万トン(5万トンの開灤石炭を含める)と予想された<sup>451</sup>。煤調会の情報によれば、3月28日までに石炭供給量は12万8,662トンに達して、基本的に石炭不足を解消できる見込みであったという<sup>452</sup>。

しかし、4月から共産党は石炭に15%の移出税および小麦粉に30%の移入税を課そうとした<sup>453</sup>。この政策の変動は北方の石炭の南への輸送を制限するために実施され、交換のコストを引き上げたという<sup>454</sup>。これに対して、上海市政府では、中央信託局および煤調会・四鈹連営処を通じて引き続き小麦粉を開灤石炭と交換していくほか、工商部・財政部と共同で行政院に対して自分で外貨を準備して2ヶ月以内の輸入税を免れて海外から大量の石炭を購入することを申請した<sup>455</sup>。そして、民間の方面では、上海汽船業同業公会在、2週間の必死の交渉をよって、ようやく共産党方面から小麦粉の輸入税の免除について諒承を得た<sup>456</sup>。同時に、水運業界の情報によると、将来には小麦粉以外に、木材をもって石炭と交換する可能性も存在していたという<sup>457</sup>。

しかし、4月20日、国共交渉の決裂と共に共産党軍は京滬杭作戦を起こし、上海の石炭供給は再び窮地に陥っていった。上海が共産党軍に占領される前の1ヶ月、石炭不足に対して市当局は、主に台湾から石炭を調達する計画を全力で推進していた。

5月初頭、新たに就任した陳良上海市長は、台湾省政府と小麦粉・綿布・日用品を台湾石炭と交換すると協議した。具体的には、陳(誠)台湾省主席は、毎月4万トンの交換額と許可し、まず煤調会・中央信託局・四鈹連営処が2週間以内に10万匹の綿布で(毎匹は

---

<sup>448</sup> 『申報』1949年2月26日「唐山輪已離秦島預計明後日抵滬」。

<sup>449</sup> 『申報』1949年3月1日「唐山輪載煤抵滬船員曾遊秦島市」。

<sup>450</sup> 『申報』1949年3月2日「灤煤陸統南來供応可望好転」。

<sup>451</sup> 『申報』1949年3月8日「煤荒漸告解決」。

<sup>452</sup> 『申報』1949年3月28日「本市煤荒已可解除」。

<sup>453</sup> 『申報』1949年4月1日「麵粉交換煙煤開灤鈹務局在磋商中」。

<sup>454</sup> 高明「辺縁之路：戦後中国経済的重建——基於民国時期上海燃料管理機構檔案的研究」(『史林』、2017年3月、10~21頁)。

<sup>455</sup> 『申報』1949年4月6日「解決煤荒兩項辦法繼續以粉北運交換請免稅向海外採辦」。

<sup>456</sup> 『申報』1949年4月18日「燃料進口絡繹不絕煤万八千余噸先後運滬麵粉易煤共方免於徵稅」。

<sup>457</sup> 前掲、「燃料進口絡繹不絕煤万八千余噸先後運滬麵粉易煤共方免於徵稅」。

1 トンの石炭に相当する)10 万トンの石炭を交換する<sup>458</sup>というようにバーター貿易の形で石炭不足を解決する策が公布された。また、19 日から中央銀行が民間工場より購入した 5,000 件の綿糸により 5 万トンの台湾石炭と交換する計画も次第に展開していった<sup>459</sup>。同時に、市政府はインド・ベトナム方面との石炭を上海の物資と交換すると合意した<sup>460</sup>。

しかし、5 月 23 日に至って、共産党軍がすでに上海市区に迫って、最後の攻撃を準備していた。同日、煤調会および付属の上海辦事処は、撤廃の命令を受け取り、全ての調度・文書および備蓄した石炭は、資源委員会煤業総局上海運営処に移譲された<sup>461</sup>

4 日後の 5 月 27 日、共産党軍は上海を占領し、国民党による上海の石炭統制に終止符が打たれた。

## おわりに

中国経済の復興を目指した戦後の国民政府は、上海の鉄道運輸・発電・工場生産・市民生活の維持にとって不可欠な石炭の供給不足の現状を痛感し、政府による統制を必要な解決策と見なして強い権限を持つ燃管会という組織を設立した。燃管会による石炭統制は、石炭分配量・価格制定などの面で、運輸・公共事業・軍用・政府用の石炭を優先的に確保する方針に基づいて実施された。一方、このような待遇の区別は、石炭商業・民営工場など一部の民間業者の利益を損ない、統制をめぐる対立の激化をもたらした。そして、1947 年以降の経済・軍事情勢の悪化による石炭の供給減少および民間業者の反発によって石炭統制の緩和を余儀なくされた。その後、インフレの激化および内戦の戦況の悪化に伴う統制の難航に対して、国民政府は政府支出を削減しようとする立法院の決議を受けて燃管会を撤廃しながらも、石炭統制を続行しようとした。

燃管会による石炭統制の効果について、当時の経済部官僚が主張した基準、すなわち「統制政策の運用は、物資の増産・輸送の円滑化・需給の均衡・価格の安定・分配の合理

---

<sup>458</sup> 『申報』1949 年 5 月 4 日「陳市長談一般市政設施煤荒可望解決魚菜皆有辦法只要米塩兩項來源能暢通市民生活与生存均可無虞」。

<sup>459</sup> 『申報』1949 年 5 月 19 日「国行撥紗五千件易取台煤五万噸解救本市燃料恐慌」。

<sup>460</sup> 『新聞報』1949 年 5 月 11 日「鼓励廠商輸出品換取本市所需米煤無法自行出口物資將予徵借各廠現有棉紗可易米十万噸」。

<sup>461</sup> 上海市燃料総公司編『上海燃料流通志』1999 年、76～77 頁。

性を目指す」<sup>462</sup>から見れば、完全な成功であったとは言えないが、一定の成果を獲得したと見える。そして戦争終結から1949年の共産党占領までの長期にわたって上海の大部分の発電所などの公共事業の石炭供給は基本的に確保されたという点から見れば、当時の石炭統制は上海の工場生産と市民生活の維持において大きな役割を果たした。さらに、公教人員、労働者および中小民営工場に対する民生用石炭の配給は、少なくとも当時の上海社会面の燃料不足を緩和した。

燃管会による石炭統制に問題が生じた原因としては、①内戦による石炭の上海移入の減少、②インフレの激化による価格統制の難航という外部的影響、並びに③公共事業優先の配給方針による民間業者の利益の損失、④燃管会の過大な権力による汚職行為があげられる。これらの問題は、統制の緩和と燃管会の撤廃の要因にもなっていた。

燃管会は、戦後の石炭統制において政府と民間の力を統合しなければならない存在であった。しかしながら、燃管会は同業団体との交渉の中で、配給対象の優先順位をめぐってたびたび対立・紛争を起こした。自らの既得権益を脅かす統制政策について、民間の石炭業者は上海市参議会に訴えたり、さらに中央政府に陳情したりした。このため、中央政府は全体の経済・政治の安定を重視して、上海における燃管会と同業団体の対立を調停しようとしたが、ついに石炭統制システムの上述のような内部の矛盾を克服できず、民間業者の統制緩和の要請に妥協せざるを得なかったのである。

民間業者（主に石炭商人）には、石炭統制は石炭不足を抜本的に解決できず、むしろ石炭の完全な自由販売に任せたほうがましだという主張がずっと存在した。それに対して、燃管会など石炭統制機関側は幾つか理由をつけて反論した。例えば、経済部官僚は、ソ連の五ヵ年計画、戦後イギリスの炭鉱国有化という事例から統制の必要性を論じた。また、孫文の「三民主義」の中の「民生主義」の原則に即して、物資統制が資本の制御と国民全体の福祉の増進にめざすものであると解釈した<sup>463</sup>。さらに、石炭の自由販売と闇市の関係について、燃管会は石炭統制によって上海の石炭闇市がすでに消滅したはずであったが、内戦の激化と石炭商人の不正行為が闇市の復活をもたらしたと主張した。同様の主張は、東北地域の石炭統制を担当した東北物資調節委員会にも見られ、もし統制を解除すれば、

---

<sup>462</sup> 前掲、龍大鈞「十年來之物資管制」。

<sup>463</sup> 同上。

すべての石炭は必ず大手業者・有力者に掌握され、一般機関・民衆はやむをえず闇市で石炭を購入して石炭価格の高騰を引き起こして、経済と生活の安定を保つこともできないと述べている<sup>464</sup>。これらの統制機関の指摘に対して、民間業者は前述のように、統制権力の集中による非効率・汚職・官民癒着による統制の不十分さを指摘して反論した。

以上のような石炭統制をめぐる論争から見れば、戦後の石炭統制の中でずっと存在していた官民の対立は、たんに利害の衝突だけでなく、おそらく国民政府の統制経済への復帰傾向と民間の自由放任の経済志向との対立でもあった。確かに、石炭統制システムの内部で多発した汚職行為は、民間業者の批判をある程度裏付けたが、もし統制が理想のとおり石炭の供給と価格の安定を達成すれば、民間業者が統制の撤廃を要請したのかどうか断言することは難しい。

いずれにせよ、戦後の上海において設立された燃管会は、当時中国の物資調達と経済回復に一定の役割を果たしたが、内戦の不利な局面に直面してより厳しい統制政策を実施しなければならなかった。加えて統制の長期化は、民間業者の利害の損害と自身の腐敗をもたらし、結果的に当初の崇高な理念とは裏腹に、上海の石炭供給の保障という目標の実現から徐々に遠ざかったと言える。

また燃管会の撤廃から 1949 年 5 月 27 日の共産党軍の占領にかけての上海石炭統制は、主に戦況の悪化に伴う石炭供給の逼迫に直面していた。

この不利な局面に対して、国民党政権はまず汚職だらけになった燃管会を撤廃し、石炭の統制業務から供給・輸送・販売の業務を分離して炭鉱方面に任せ、煤調会という統制策略の立案および統制業務の監督・各機関との連絡に専任する機関を設立した。その後、東北・華北地域が続々陥落し、台湾を除いて国内の石炭供給は基本的に途絶して、上海の石炭統制は最大の危機に直面した。そのため、上海の石炭の統制機関および市政府は、台湾からの石炭輸送を全力で加速させると同時に海外から石炭の輸入も促進しようとした。1949 年 2 月に入って以降、国共停戦交渉の展開と共に、小麦粉で共産党占領区の石炭と交換するバーター貿易も実施され、ある程度で上海の燃料不足を緩和したが、内戦の再開により上海の石炭供給は絶望の域に陥り、国民党政権による石炭統制も終結した。

---

<sup>464</sup> 前掲、「東北物資調節委員会一年來工作檢討之一煤炭供应工作」。

この時期の石炭統制の克服できない難題は、石炭の輸送力の不足であった。本来ならば上海の石炭供給はほとんど外部の供給源に依存し、鉄道と水上の輸送路線は上海の生命線であった。しかし、内戦の激化による鉄道の破壊は、石炭の輸送に大きな障害を与えた。その上、国民党軍の徴用は石炭を輸送する汽船の不足をもたらし、さらに輸送力の不足を拗らせた。特に 1948 年 12 月以降、華北地域の開灤・華東・淮南など炭鉱の陥落によって、煤調会は台湾および海外の石炭の移輸入を強化せざるを得なかった。しかし、台湾の石炭移入量は出炭量の限界および台湾省政府の統制に制限された一方、海外からの石炭輸入も外貨の不足によって供給量の赤字を埋めることができなかった。結局、国民党政権はやむを得ずに、和平交渉を機会に、すでに共産党に占領された開灤炭鉱とのバーター貿易を拡大しようとした。

総じて言えば、燃管会撤廃以降の上海石炭統制は、国民党政権と同じ、すでに大病に葉無しの段階に入り、たとえ上記の諸対策を実施しても、東北・華北の諸炭鉱を失った後、あくまで余喘を保つ手段に過ぎなかった。これはおそらく、当時の中国の経済中心であった上海が、燃料の産出が窮乏する弱点から、必然的に生じた結果であっただろう。

## 終章

本章では、本論文第一章から第三章までにおいて明らかにしてきた事実の、中国近代史における意義を改めて確認したい。その際、焦点をあてるのは、日中戦争期と戦後国民政府期の二つの時期における上海石炭統制の連続性・共通性についてである。

まず各時期の石炭統制の原因・目標の連続性について、日中戦争が勃発した1937年7月から共産党軍に占領される1949年5月にかけて、上海において日本（協力政権を含む）・外国租界・国民政府などの様々な政権が石炭統制を実施した。その原因は、戦争遂行のために上海の経済機能を維持することと、人心の安定策として一般市民の生活を維持することという二つの点にあった。日中戦争初期の日本側の石炭統制は、同時期の戦争遂行のための物資動員計画の一部として、上海の日本人工場・軍管理工場・陸海軍・日本人住民への石炭供給を確保するために実施された。それに対して、租界側の石炭統制は戦争を支えることに配慮せず、主に租界内の経済活動と市民生活の維持に重きを置いた。その後、アジア太平洋戦争の勃発による上海石炭統制システムの統合に伴って、日本側の統制目標は次第に戦争の支援と民衆生活の維持を両立させることに向かっていったが、戦争末期の炭鉱統制強化、輸送用の機関車・汽船の減少、航路の阻滞などの原因によって、民生用石炭の配給は常に減少せざるを得なかった。上記の軍事用と民生用の石炭確保を両立させるという目標は、戦後、特に1947年以降の国民政府が実施した石炭統制にも継承された。

次に石炭統制組織における構成上の連続性について、序章と第一章で明らかにしてきたように、開港以降から日中戦争の勃発にかけて、上海の石炭供給は石炭市場の発達に伴って上海に進出した外国業者、そして中国系炭鉱の出炭量の増加に伴って実力をつけた中国業者に掌握された。彼らによって構築された上海の石炭流通・取引ネットワークを利用し、石炭統制を円滑化させるために、各時期の石炭統制の中核組織は、主に石炭業者と政府官僚との連携を通じて結成された。日中戦争期の石炭联合会と、戦後国民政府期の上海区燃料管理委員会の人員・組織構造を見ると、ほぼ政府官僚と政府に寄り添う財閥・有力資本家によって構成された。しかし、その一方において、各時期の石炭統制が再調整されるに伴い、全国商統総会煤業同業联合会、四鉱聯営処などの統制組織が再編成されていることにより、石炭統制の権力構造における民間業者の地位は上昇傾向を強めていった。



第三に統制方法の連続性について、各時期の統制方法の共通点は、おおよそ供給の独占、優先順位による配給、配給価格の制限などに分けられる。日中戦争期の石炭联合会による石炭統制は、日本側の華北炭鉱の占領・管理および掌握する石炭の移輸出統制の強化によって、租界側に比べより多くの華北炭・日本炭を入手できた。同時期の租界当局は、石炭不足を対応するために、ガス会社・電力会社の石炭供給を確保するために特殊石炭の販売許可制を導入した一方、石炭の販売価格制限などの施策も実施した。それと同じく、戦後国民政府期の上海区燃料管理委員会は、石炭不足を解消するために、まず民間業者の石炭に対する自主移輸入を制限した一方、公共事業・鉄道・軍用・政府用の石炭の供給を優先する方針を決定した。また、戦中・戦後の各時期の石炭統制において、販売・配給価格の制限という統制方法が共通して実施された。つまり、日中戦争期の石炭联合会であろうが、戦後国民政府期の上海区燃料管理委員会であろうが、移輸入の石炭の大部分を掌握し、石炭業者の従来の取引ネットワークを利用し、消費先の重要性によって異なる配給順位と配給価格を決定するという石炭統制の手法は連続していた。

戦中・戦後各時期の石炭統制は、各時期末期における石炭供給の確保不能、価格制限が招く石炭業者の反発、担当者の汚職問題など様々な原因によって予想どおりの成功をおさめたことは言えないが、上海の最小限の石炭供給を維持することは達成できていた。この事実は、効果の連続性ということができるだろう。とりわけ、上海の従来の石炭取引ネットワークを掌握する民間業者の態度は、各時期の石炭統制が効果を収めたがどうかという問題に重要な影響力を持っていた。前述のように、各時期の石炭統制の組織構成、統制方法の決定・実施は、現地在来の石炭業者の協力が不可欠であった。しかし、石炭統制が石炭商人の利益追求を抑制すれば、また彼らの合理的利益を損なったら、必ず闇市の発生、統制官僚への賄賂、石炭の不正配給などの状況をもたらし、多分に石炭統制の破綻を引き起こす可能性があった。

以上のような近代上海の石炭統制における連続性は、日中戦争の勃発以降の長い戦乱期における上海の主要なエネルギー供給の最低限の確保、都市の経済基盤や市民生活の最低限の維持に不可欠な役割を果たした。石炭統制の連続性は、各時期の政策の一貫性と適応力を示しており、時代ごとの変化に応じて、石炭の供給と統制の方法は経済や社会のニーズに対応してきたと言える。これらの連続性により、上海は主要なエネルギー供給の最低

限を確保しつつ、上海の経済的および生活的秩序を維持する目標を遂げることができた。また、各時期の民間業者の強い反発に対して、同時期の統制の主導機関は、常に統制を緩和せざるを得ず、民間業者に若干の統制権限を移譲すること珍しくなかったが、統制を徹底的に撤廃することはほとんどなかった。このような統制を一貫する態度から見ると、そこからはおそらく清末以来、特に1928年南京国民政府の発端以降、一層加速した中華帝国経済から国民経済への移行を窺うことができる。前者には、外部の規制ではなく内生的に自ずと形成する分権的な市場の秩序のあり方という最大の特徴があった。後者には、近代国家による法律の整備や政府による統制などのように、市場の外から市場の働き方や参加者に影響を与える集権的な傾向が強かった<sup>465</sup>。この視点から見ると、近代上海の石炭統制における断絶性とは、戦争や政治闘争による統制主体の変動以外に、民間業者からなる自発的な市場秩序の後退と国家により主導される石炭流通・取引ネットワークの確立という点にあり、それが最大の特徴であったと言える。

具体的に言えば、日中戦争の勃発とともに、日本軍が上海を占領し、物資統制を強化し、石炭を含む重要な物資の供給が軍事目的に優先され、民間への供給が制限された。しかし、それぞれが独自の行政・経済制度を持った外国租界の存在のため、石炭の供給や統制も日本側と租界側ごとに異なる方針が取られることとなり、統一的な統制が困難になった。当時の日本側の政府・軍により主導される戦時統制体制に対して、租界側の石炭供給体制はほぼ民間業者からなる市場秩序に掌握された。そして、アジア太平洋戦争の開戦に伴い日本軍の租界進駐と汪政権の租界接收によって、工部局などの外国団体は石炭統制体制から排除された。それとともに、在来の民間業者からなる市場秩序も大幅に弱体化した。たとえ戦争末期の若干の統制権力の民間業者への移譲などの妥協があったものの、民間業者の影響力は戦前のようなレベルには到底回復できなかった。さらに、1945年以降、国民政府の統制経済への復帰傾向の影響を受け、上海の石炭統制は撤廃されることなく、逆に中央政府に直属する統制機関により強化されていった。これにより、1949年までの上海の石炭市場は、政府による集権的統制に置かれることとなり、人民共和国時代の石炭の供給や分配における国家計画の導入および石炭業の国有化の伏線を敷いたと言える。

---

<sup>465</sup> 久保亨編『中国経済史入門』（東京大学出版会、2012年）37～38頁を参照。

総じて言えば、日中戦争の勃発から1949年にかけての上海の石炭統制を観察すると、政府と民間業者の間で相互に利用・対立するという関係が浮かび上がってくる。様々な統制機関は最初に政治的・軍事的強制力によって石炭統制の目標を遂げようとしたが、現地の同業団体・会社組織などの中間者的な存在への依存から結局のところ脱却できなかったことが示された。その一番重要な原因は、開港以降租界の自由経済体制により形成されつつあった民間業者からなる自発的な石炭流通・取引ネットワークを統制機関が短時間のうちに行政命令を通じて掌握できなかった点にあると言える。さらに、自らの既得利益を脅かす統制政策に対して、石炭業者は統制機関の無理解を上海市レベルの主導機関に訴えたり、あるいは統制機関の改組、統制の緩和、さらに統制の撤廃などの意見を中央政府に陳情したりした。政府は必ずしも同業団体・会社組織の利益を確保するために、統制組織を再編しようとしたわけではないが、統制の現実問題を配慮し常に妥協せざるを得なくなる傾向が強かった。その意味で、本論文が取り上げた上海の石炭統制は、国家と社会の間にある中間者が、近代中国において国家が地域・社会に勢力を浸透しようとする過程において、どう対応したのかという問題を検討する際に一つの重要な事例を提供してくれるように思われる。

最後に、本論文の内容に関連して、今後より深く研究すべき課題を指摘しておきたい。まず、本論文では統制の主導権をめぐる政府内部の対立に対する考察が不十分であった。例えば、日中戦争期の上海現地の日本軍と興亜院華中連絡部の間に、石炭統制の主導権をめぐるどのような対立が起こったのか。戦後上海の石炭統制の権力を狙っていた青年党は、1947年の燃管会の不正配給事件の暴露において民間の業者とどう結託したのか。同様に、石炭統制による巨大な利益の争奪をめぐる、中央政府傘下の資源委員会、経済部（工商部）および上海市政府に所属する公用局、社会局などの各部局の間には、どのような衝突が生じたのか。こうした問題を解明することにより、石炭統制をめぐる権力構造をより深く理解できるだけでなく、各時期の統制権力の構造変動の原因も一層明らかにすることができるのではないかと思う。

第二に、中央と地方の石炭統制に関する衝突の実態を明らかにすることも重要である。例えば、戦後上海の主要な石炭供給源としての台湾石炭は、常に台湾省の統制政策により移出減少・移出不能の状態に陥り、上海の石炭不足問題の悪化をもたらす要因の一つとな

った。なぜ台湾の地方政府は、中央政府の困難を傍観したのか。その理由は何か。この問題をさらに深く掘り下げるなら、戦後台湾の特別な経済的地位、および戦後国民政府の中央・地方関係について新たな知見を得ることができるかもしれない。

最後は統制政策の継承性の問題である。本論文では、戦後国民政府時期の上海石炭統制と日中戦争期の統制との連続性・共通性について説明した。こうした考察を踏まえて、1949年以降の人民共和国時期の石炭統制政策を、それ以前の政策との連続性から考察することも可能である。すなわち、統制政策の連続性の有無から研究を進めていけば、これまでの中国史研究に存在する1949年前後の歴史的断絶という認識を克服し、より新しい成果を得ることができるかもしれない。

## 参考文献

### 日本語論文（編著者名五十音順）

- 「支那の炭業」（『石炭時報』第12巻第7号（第136号）、石炭鉱業連合会、1937年7月、48～51頁）
- 王力「近代上海における石炭の移輸入と消費事情」（『史泉』第103号、2006年1月、所収）
- 加島潤「戦後上海の綿布生産・流通と台湾」（『中華民国経済と台湾：1945—1949』東京大学社会科学研究所現代中国研究拠点研究シリーズ第8号、2012年03月、63～82頁）
- 久保亨「統制と開放をめぐる経済史」（同『現代中国の原型の出現——国民党統治下の民衆統合と財政経済』汲古書院、2020年、所収）
- 川井伸一「中紡会社と国民政府の統制」（姫田光義編著『戦後中国国民政府史の研究：1945—1949年』中央大学出版部、2001年、所収）
- 宋鑽友（今井就稔訳）「貿易政策の激変と上海の広東人貿易商：綿糸布の貿易統制・南方移輸出制限から統一買い付け・統一販売へ」（日本上海史研究会編『建国前後の上海』研文出版、2009年、所収）
- 湊照弘「金圓券発行と兩岸経済」（『中華民国経済と台湾：1945—1949』東京大学社会科学研究所現代中国研究拠点研究シリーズ第8号、2012年03月、83～101頁）
- 木越義則「戦後初期中国の広域市場圏の再統合」（『中華民国経済と台湾：1945—1949』東京大学社会科学研究所現代中国研究拠点研究シリーズ第8号、2012年03月、1～42頁）
- 李振東「支那に於ける石炭の消費状況」（『石炭時報』第14巻第6号（第159号）、石炭鉱業連合会、1939年6月、30～40頁）
- 李振東「支那に於ける石炭鉱業に就て」（『石炭時報』第14巻第2号（第155号）、石炭鉱業連合会、1939年2月、2～14頁）

### 日本語書籍（編著者名五十音順）

- 金森久雄等編『有斐閣経済辞典』第5版（有斐閣、2013年12月）
- 久保亨『社会主義への挑戦 1945—1971 シリーズ 中国近現代史④』（岩波書店、2010年）
- 久保亨・波多野澄雄・西村成雄編『戦時期中国の経済発展と社会変容』（日中戦争の国際共同研究）（慶應義塾大学、2014年）

- 森下修一編『国共内戦史』（三州書房、1970年）
- 山村睦夫『上海日本人居留民社会の形成と展開：日本資本の進出と経済団体』（大月書店、2019年）
- 上海市政研究会『上海石炭事情調査報告書』（1941年12月1日）
- 上海市政研究会『上海再編成案』（1942年12月）
- 水谷啓二『上海經濟の再編成』（同盟通信社出版部、1942年）

#### 中国語論文（編著者名ピンイン順）

- 鮑楽蒂「煤之供需及其開採現状」（中国工業銀行設計処編印『中国工業』第1巻第6期、1943年7月15日、27～43頁）。
- 高明「辺縁之路：戦後中国的重建——基于民国時期上海燃料管理機構檔案的研究」（『史林』2017年第3期、10～21頁）
- 匡羅楽「煤荒中的上海煤商業及其従業群体研究(1931—1949)」（上海師範大学修士論文、2018年）
- 劉樟璋「民用燃料業与上海社会(1926—1949)」（上海師範大学修士論文、2020年）。
- 万妮娜「戦後国統区的煤荒与政府応対」（『蘭州学刊』2014年第9期、75～79頁）
- 王春英「統制与合作：中日戦争時期的上海商人(1937—1945)」（復旦大学博士論文、2009年）。
- 朱佩禧「抗戦時期上海的“煤荒”研究」（『社会科学』2009年第1期、所収）。

#### 中国語書籍（編著者名ピンイン順）

- 高綱博文著・陳祖恩訳『近代上海日僑社会史』（上海人民出版社、2014年）
- 胡栄銓『中国煤鉱』（商務印書館、1935年）
- 上海市燃料総公司編『上海燃料流通志』（1999年）
- 譚熙鴻主編『十年來之中国經濟』（中華書局、1948年）
- 陶菊隱『孤島見聞—抗戦時期的上海』（上海人民出版社、1979年）
- 熊月之主編『上海通史』第7巻民国政治（上海人民出版社、1999年）
- 熊月之主編『上海通史』第8巻民国經濟（上海人民出版社、1999年）

- 虞和平主編『中国抗日戦争史料叢刊 638 經濟・総合』（大象出版社、2016年）
- 朱斯煌主編『民国經濟史：銀行週報三十週年記念』（銀行学会編印、1948年）

#### 中国語史料：公刊史料書（ピンイン順）

- 侯德封編『地質專報丙種第五号第五次(民国二十一年至二十三年)中国鉱業紀要』（実業部地質調査処所・国立北平研究院地質学研究所印行、1935年12月）
- 南京檔案館編『審訊汪偽漢奸筆録』（下）（江蘇古籍出版社、1992年）
- 上海市檔案館編『工部局董事会會議録』第28冊（上海古籍出版社、2001年）
- 申報年鑑社編『申報年鑑全編(十三)』（国家図書館出版社、2010年）
- 鄭成林選編『民国文献資料叢編 民国時期經濟調査資料統編 第二十二冊』（国家図書館出版社、2015年、381～598頁）
- 中国人民政治協商會議上海市委員会文史資料委員会編『上海文史資料選輯 第五十七輯』（上海人民出版社、1987年）
- 中国第二歴史檔案館編『全国經濟委員会會議録(八)』（広西師範大学出版社、2005年）
- 中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料彙編』第5輯第3編財政經濟4（江蘇古籍出版社、1994年）

#### 中国語史料：雑誌・新聞・檔案（ピンイン順）

- 『誠報』（全国報刊索引、<https://www.cnbkisy.com>）
- 『大公報(上海)』（全国報刊索引、<https://www.cnbkisy.com>）
- 『大公報(重慶)』（全国報刊索引、<https://www.cnbkisy.com>）
- 『大衆夜報』（全国報刊索引、<https://www.cnbkisy.com>）
- 『東方日報』（全国報刊索引、<https://www.cnbkisy.com>）
- 『飛報』（全国報刊索引、<https://www.cnbkisy.com>）
- 『国訊』（全国報刊索引、<https://www.cnbkisy.com>）
- 『工商半月刊』（全国報刊索引、<https://www.cnbkisy.com>）
- 『工商天地』（全国報刊索引、<https://www.cnbkisy.com>）

- 『公用月刊』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『和平日報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『滬報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『金融日報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『金融週報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『經濟新聞週報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『力報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『立報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『羅賓漢』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『民国日報(上海)』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『前線日報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『人人週刊』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『紗布日報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『上海市社会行政統計』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『社会工作通訊』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『社会月刊』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『申報』(愛如生申報数据库、<http://www.sbsjk.com>)
- 『市民日報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『商業統制会刊』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『鉄報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『物調旬刊』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『無錫日報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『錫報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『新聞報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『益世報(上海)』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『銀行週報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『真報』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)
- 『中国工人』(全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>)



- 『中国工業』（全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>）
- 『中国商報』（全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>）
- 『中央日報』（全国報刊索引、<https://www.cnbksy.com>）
- 上海市檔案館藏、Q473-1-23：『關於三十五年度上海区燃料管理委員會事項之資料』1947年
- 上海市檔案館藏、Q473-1-99：『經濟部上海区燃料管理委員會三十四年上半年度工作報告』1946年
- 上海市檔案館藏、R1-14-239：「日偽上海特別市政府關於與煤炭配給（一般配給）的文件」
- 上海市檔案館藏、R22-2-677-1：「日偽上海特別市第一區公署什項：行政大廈每期使用煤的情況的臨時報告」
- 上海市檔案館藏、R22-3-207：「工部局物資統制局查處各煤号違反經濟統制規章的傳訊、通知書及附件」1943年1～7月
- R22-3-339：「工部局物資統制部調查執行處煤調查報告及附件」1943年9～11月
- 上海市檔案館藏、R22-3-680：「工部局執行緊急規程及限價委員會查處煤球售價越限及擅自運輸的通知處罰單及處罰書」1942年1～3月
- 上海市檔案館藏、R22-3-687：「工部局物資處煤炭統制股查處煤炭售價越限及擅自運輸等調查報告及附件」1942年12月～1943年3月
- 上海市檔案館藏、R47-1-72：「為呈取消大中聯煤号非法配給煤斤權利改由煤業同業聯合會配給並撤查舞弊由」1943年10月26日
- 上海市檔案館藏、S304-1-73：「上海煤業小壳商同業聯合會」
- 上海市檔案館藏、S304-1-73：「上海煤業小壳商同業聯合會結束會務啓事」
- 上海市檔案館藏、S304-1-75：「上海煤業同業商聯合會規約」
- 上海市檔案館藏、U1-14-6496：「有關偽工部局供應物與燃料小組委員會對煤、燃料、白脫、人造奶油、麵包等緊急控制措施的來往信件與通知書等」1937～1942年
- 上海市檔案館藏、U1-10-7：「緊急調度委員會和煤炭管制委員會關於煤炭情況的報告估算及來往文件和會議記錄」1941～1943年
- 上海市檔案館藏、U1-10-159：「煤的情況報告」1939～1941年
- 上海市檔案館藏、U1-14-41：「偽工務處關於廢鉄、油桶的投標事宜。1940年作的“上海用

煤情況”分析報告。法租界老虎灶的名单。工務處人員沈葆昌（Shen Pao-chang）等人的履歷表等」1940～1941年

- 上海市公用局統計室編印『三十五年度上海市公用事業統計年報』1947年5月(全國報刊索引、<https://www.cnbkisy.com>)
- 上海市公用局統計室編印『三十六年度上海市公用事業統計年報』1948年10月(全國報刊索引、<https://www.cnbkisy.com>)